

3.11 東日本大震災における 被災したグループホームに関する調査



日本グループホーム学会調査研究会

平成 24 年 3 月



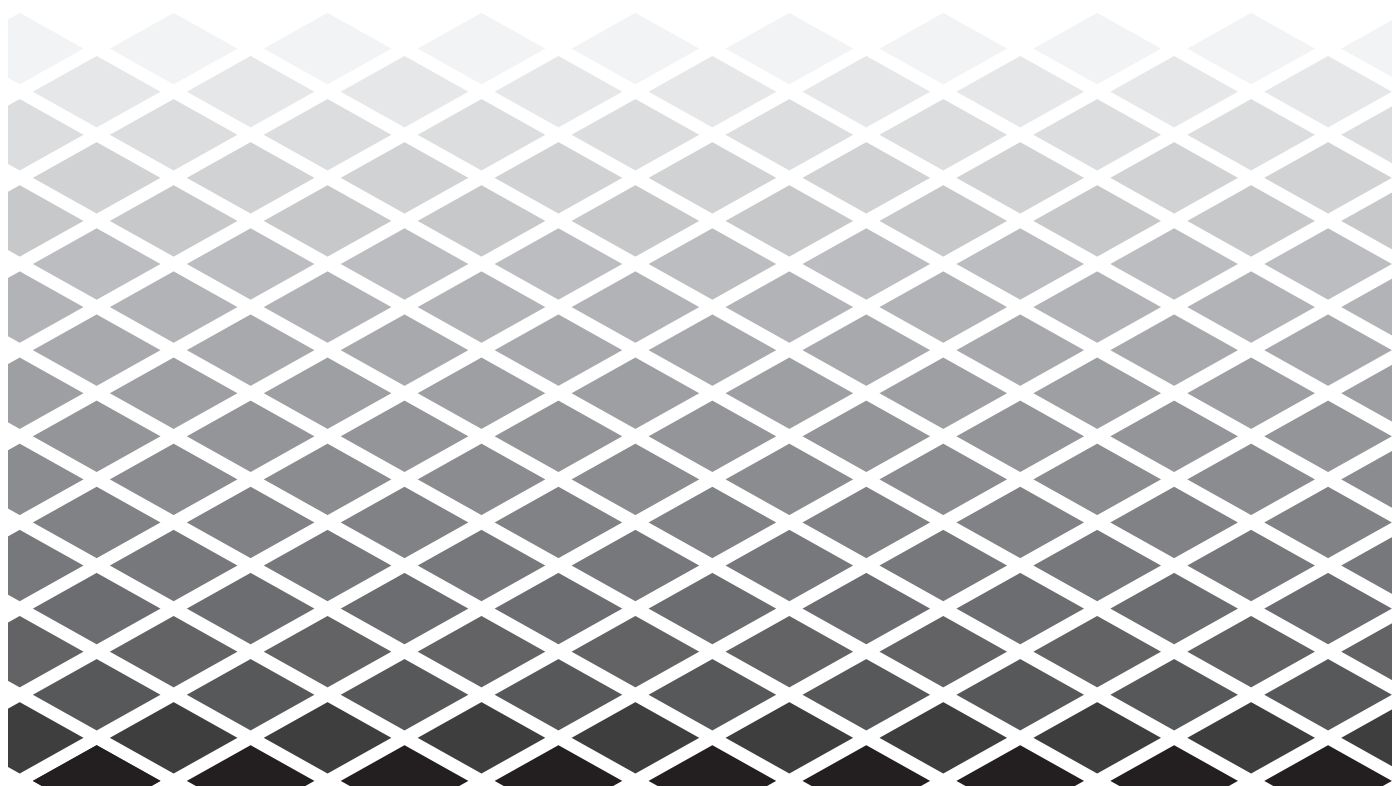
厚生労働省平成23年度障害者総合福祉推進事業
指定課題「既存の戸建て住宅を活用した小規模グループホーム・ケアホームの
防火安全対策の検討について」2

3.11 東日本大震災における 被災したグループホームに関する調査



日本グループホーム学会調査研究会

平成24年3月



はじめに

厚生労働省の平成 23 年度障害者総合福祉推進事業の指定課題「既存の戸建て住宅を活用した小規模グループホーム・ケアホームの防火安全対策の検討について」に関する調査を計画するにあたって、東日本大震災において被災したグループホームが新たに建物を確保していく上で、建築基準法上の用途変更にとまなう問題がどのような影響を与えるのかということとを調査する必要があると考え、この調査研究の中に被災地調査を盛り込んだ。

しかしながら、東北大震災では広範囲にわたって被災していたため、被災地では、建物を借りたいと思っても、賃貸物件そのものが不足している状況であった。8 月から 9 月にかけて被災地調査をおこなった時には、建物が新たに確保できているところはほとんどなく、年が明けて、ようやく、物件を確保できたところが増えているという状況である。

地震の揺れにより建物が損壊したため、戸建住宅を借りてグループホームを移転するという事例において、建築基準法上の寄宿舍用途への変更が問題となった事例はあったが、詳細にわたる調査をおこなうことができなかった。

この課題は、今後も継続していかなければならないが、本報告書では被災地での聞き取り調査や福祉事業所へのアンケート調査で得られた内容について、被災時の状況や再建に向けての課題などを中心にまとめることとした。

過去、阪神大震災、中越地震と、大きな震災を経験する中で、グループホームの被災と再建、それにとまなう入居者の生活再建の道筋が少しずつ形成されてきたが、今回の東日本大震災においても多くのグループホームが被災し、多くの困難な状況に遭遇している。

グループホームの防災を考える上で、被災されたグループホームの大切な経験を今後に積み重ねていくことが重要なことであると考え、多くの示唆に富んだ話を聞かせていただいたことに感謝しつつ、調査報告書を作成した。

被災地から寄せられる情報は、入所施設からの地域移行に取り組んでいる私たちにとって、地域で暮らす障害者が被災した時にどのようなことが起きるのかを教えてくれ、地域で暮らしている人たちへの備えについて考えさせてくれる。

日本全国どこで暮らしていても被災する可能性があるという状況の中で、私たちは、日々、何を備えておけばいいのか、グループホーム関係者のみなさんと一緒に考えていきたい。

日本グループホーム学会調査研究会 理事 室津滋樹

はじめに	3
第1章 岩手・宮城・千葉3県における被災地聞き取り調査	5
1-1 調査の目的	5
1-2 調査方法	5
1-3 調査結果	6
1-4 被災地聞き取り調査のまとめ	21
第2章 福島県のグループホーム等の状況報告	25
2-1 相双地区（相馬・南相馬）	25
2-2 相双地区（双葉郡内）の状況（原発事故による避難地域）	27
2-3 いわき市の状況	28
第3章 福祉事業所の地震防災に関するアンケート調査	34
3-1 調査概要	34
3-2 調査分析（高齢者施設）	35
3-3 調査分析（障害者施設）	58
3-4 まとめ	80
第4章 被災地調査のまとめ	81
～今後の課題	
4-1 アンケート調査から見た今後に向けての教訓	81
4-2 被災地聞き取り調査から見た今後の課題	90
資料	95

第1章

岩手・宮城・千葉3県における被災地聞き取り調査

室 津 茂 美

1-1 調査の目的

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により多数のグループホームが被災し、津波や地震の揺れによって建物が崩壊し、入居者は地域生活の基盤を失っている。

平成 23 年度障害者総合福祉推進事業を受けるにあたって、指定課題「既存の戸建て住宅を活用した小規模グループホーム・ケアホームの防火安全対策の検討について」に関連して、東日本大震災で被災したグループホームが新たに建物を確保していく上で、建築基準法上の用途変更にとまなう問題が出てくるのではないかと考え、この調査研究の中に被災地調査を盛り込んだ。

日本グループホーム学会では、震災が発生した直後からグループホームの状況を把握するために情報収集をおこない、被災したグループホームに対して支援物資の送付、いわき市のグループホーム入居者の県外避難支援、情報を伝えるための支援等、様々な支援をおこなってきた。

しかし、災害が広範囲にわたっていることと、通信手段が長期にわたって確保しにくい状態にあったため、各地の被災状況はなかなかつかめない状況であった。

まずは、グループホーム被災の全容を把握する必要があった。グループホームの被災状況および入居者の様子を聞き取り、その後のグループホーム再建の取り組みを追跡調査しながら、その上で、グループホーム型仮設、グループホームの建物の確保など、グループホームの再建をすすめる過程を調査し、再び地域の中にグループホームを設置するにあたっての課題を見ていく必要があった。

今回、厚生労働省からは賃貸住宅を活用した借り上げ仮設も示されているが、これをグループホームで利用する場合、あるいは既存の戸建住宅を賃借してグループホームを再建する場合、建築基準法上の用途変更にとまなう問題がないかということについても調査した。

1-2 調査方法

今回の震災においては、日本グループホーム学会として、震災直後からグループホームの被災状況に関する情報収集をおこなってきたが、なかなか状況は把握できなかった。

被災地調査をおこなうにあたっては、訪問先を決めるための情報が必要であった。当初から収集してきた情報に加え、WAM 名簿やホームページなどから被災地においてグループホームを運営している社会福祉法人および NPO 法人等を整理し、各方面から集めた情報を頼りに被災

したグループホームを探し、電話等で被災状況の聞き取りをおこない、グループホームに関する情報を収集した。

電話での聞き取りで状況を把握した上で訪問し、建物被災状況、入居者の状況、その後のグループホーム再建の取り組み状況等についての聞き取り調査をおこなった。

1-3 調査結果

この調査に先立って、日本グループホーム学会の被災地支援の一環として、4 月 14 日に仙台市（みんなの広場、わらしべ舎）、5 月 9 日に陸前高田市（愛育会）、5 月 10 日に大船渡市（大洋会、さんりくこすもす）を訪問し、被災した建物の状況や入居者の避難生活のことについて、聞き取りをおこなっていた。それに続いて、今回の調査研究では、8 月～9 月にかけて、以下の通り訪問調査をおこなった。

- 8 月 12 日 岩手県宮古市（社福）若竹会
- 8 月 13 日 岩手県釜石市（社福）豊心会
- 8 月 25 日 岩手県大船渡市（社福）大洋会
- 8 月 26 日 岩手県陸前高田市（社福）愛育会
宮城県気仙沼市（社福）気仙沼市社会福祉協議会、（社福）洗心会
- 8 月 27 日 宮城県気仙沼市 NPO 法人泉里会
宮城県石巻市（社福）石巻祥心会
- 8 月 28 日 宮城県南三陸町 NPO 法人ハーモニーうたつ
- 9 月 8 日 千葉県旭市（社福）ロザリオの聖母会、NPO 法人ふくろう
- 9 月 24 日 宮城県仙台市（社福）つどいの家、NPO 法人あゆみ
- 9 月 25 日 宮城県気仙沼市（社福）洗心会
- 9 月 26 日 宮城県塩竈市（社福）嶋福祉会
宮城県牡鹿郡女川町（社福）永楽会

1-3-1 被災状況まとめ

県名	グループホームが被災した法人	被災状況
岩手県	（社福）若竹会	津波により流出（4 ホーム） ウィッシュ新川、あっとほうむ藤原、 あっとほうむ光岸地、どんぐりはうす
岩手県	（社福）親和会	津波により流出（1 ホーム） ケアホーム希望
岩手県	NPO 法人さんりくこすもす	津波により流出（1 ホーム） パシオン台町

岩手県	社福) 大洋会	津波により流出 (1 ホーム) グループホーム「もみじ」
岩手県	社福) 愛育会	津波により流出 (6 ホーム) 松原ホーム、曲松ホーム、長砂ホーム、 館の沖ホーム、しおさいホーム、中田ホーム 新設予定ホーム流出 (1 カ所) なごみの里
宮城県	社福) 気仙沼市社会福祉協議会	津波により流出および火災により焼失 (2 ホーム) つばさ、はまなす
宮城県	社福) 洗心会	気仙沼市内～津波および火災により焼失(1ホーム) つばき荘 唐桑地区～津波による流出 (1ホーム) 宿浦荘
宮城県	NPO法人泉里会	津波により、新設予定ホーム流出 (1 カ所) ケアホームめぐみの2館目
宮城県	NPO法人ハーモニーうたつ	建物被害は少なかったが、地域が津波で壊滅し、ライフ ラインが長期間回復せず長期にわたる避難生活。
宮城県	社福) 石巻祥心会	石巻市内～津波により流出 (2 ホーム) 祥心ホーム、フェイス 牡鹿半島～津波により流出 (1 ホーム) ひまわり
宮城県	社福) つどいの家	1 ホーム全壊。地震の揺れで家屋が傾き取り壊し さくらハウス
宮城県	特定非営利活動法人あゆみ	2 ホーム、地震の揺れで家屋が使用不可となる。 あゆみ2号館、あゆみ3号館
宮城県	社福) みずほ	津波により流出 (1 ホーム) グループホームうらやす
宮城県	社福) 嶋福社会	津波により、2 ホーム水没し使用不可となる。 グループホームふじくら、グループホームさくらぎ
宮城県	社福) 永楽会	津波により流出 (1 ホーム) ケアホームおながわ浜
宮城県	社福) 白石陽光園	3ホームが揺れにより被災 田町ホーム、沖ホーム
千葉県	社福) ロザリオの聖母会	揺れで家屋が傾き、使用不可となる。移転して再開 立野ハウス
千葉県	NPO法人ふくろう	揺れで家屋が傾き、使用不可となる。移転して再開 菜の花ハイツ

1-3-2 被災状況とその後の復興の様子

被災状況およびその後の復興の様子については、時間を追って変化している様子がわかるように、訪問による聞き取りだけではなく、お送りいただいた機関誌や報告書、電話などによる情報をまとめた。変化の様子がわかるように、聞き取った時期を明記した。

(1) 若竹会（宮古市）

○被災直後の様子

8 月 12 日訪問時聞き取り

4 つのホームをあわせて 23 名が被災し、ホームをなくした。被災時に 3 カ所のホームに入居者がいた。全壊したホームにいた 2 人は、2 階まで水が来て、自力で 2 階から脱出。2 日後 2 人で事業所まで歩いてきた。他ホームにいた入居者一人は、車で迎えに行った。別のホームに残っていた一人は時間がなく、迎えに行くのは危ないと判断して断念した。その入居者は、一時期行方不明だったが、近所の方が避難させてくれ、1 週間後、避難所にいることがわかった。

日中就労している人たちは避難所にいた。「田老」の知的障害者の女性達は日中わかめ工場で活動していて、従業員のおばちゃん達と一緒に避難所にいた。

電話・携帯がつかないで、入居者の安否確認に苦勞をした。車で探し回るしかなかった。1 週間ではほぼ安否確認はできた。就労している人で市街地域に避難していた人は安否確認に 2 週間ほどかかった。

被災直後の生活については、ある程度備蓄があったのでしのげたが、見通しが立たなかった。困ったのは水で、水などの要請のため、盛岡市のラジオ放送局、対策本部、宮古市の対策本部にお願いに行った。また、精神科の薬がなくて困った。

施設のライフラインは、電気は 3 日後、水道も 3 日後、プロパンは大丈夫だった。配達もしてくれた。携帯も一般電話も通信手段はすべて使えなかった。2 週間以上メールもつながらなかった。NTT の伝言ダイヤルもまったく使えなかった。かろうじて AU が混線状態の地域をさければ 1 週間ほどでつながった。ガソリンがなかった。比較的軽油はあった。自転車が唯一の交通手段だった。ガソリンがなくスタッフの通勤ができないので、マイクロバスで巡回した。

避難援助は、普通の避難所よりは優先的に対応してくれた。市役所の職員が配達してくれた。給水車はすぐ回ってきたし、お弁当はいろいろきた。炊き出しは不定期があった。

福祉避難所としての指定は問題なくしてくれた。市が、炊き出しの物資を届けながら状況確認をしている中で判断をしてくれた。福祉避難所の指定はさかのぼって当初からの指定になっている。8 月 12 日現在も継続中である。避難者 10 名だがこの後どうするかを検討中。福祉避難所としての指定は事前にはなかった。今後は、事前に福祉避難所に指定しておく必要があると思う。

○復興の様子

8 月 12 日訪問時聞き取り

賃貸の空き物件が被災された人たちで埋まっているという話である。ホームにしたい賃貸物件がなく、新しい物件を見つけることが難しい状況である。相場も徐々に上がっている。

日本財団から、仮設を作らないかとの問い合わせがあった。土地を用意することが前提で、

津波で土地そのものが確保できない状況では土地を探すのは困難。また、必要としているのは4～5人の少人数のグループホームなので10人の仮設グループホームとなると、かなり手を加えなければいけない。日本財団で援助してくれるならと、半分の人数で仮設を作ることを検討した。

日本財団の補助の基準では5人で問題はなかったが、10人用仮設ユニットを5人用に設計変更をした場合、新たに建築基準法・消防法をクリアしなければならないということで、断念せざるをえなかった。結局、県の判断が厳しくて、仮設を変更するのも本設を造るのも手間は一緒ということで、仮設はやめて本設で行く方がいいと判断した。日本財団がお金を出してくれたとしても5人程度の仮設は難しいということがわかった。

就労先については、水産関係の会社は全部沿岸地域だったので一時解雇されたが、少し戻ってきている。ホテル関係の仕事はない。公共関係は瓦礫撤去とか臨時職員（11月30日まで）として雇用してもらえた人が2人いる。就労できる状況が戻ってこないとグループホームは成立しない。

2月電話にて聞き取り

10月から戸建住宅が借りられ、流出したホーム1カ所を開設できた。建築基準法上の用途の問題は特になかった。

流出したホームの内1ホームは廃止とした。（入居者は既存のケアホームに分散して入居している。）

残り2ホームは、平成24年度にグループホームを2カ所新築してもらって借りる予定になっている。地域的に多くの建物が流されたので、建設する物件が多くて、着工のメドは立っていない。

（2）豊心会（釜石市）

○被災直後の様子

8月13日訪問時聞き取り

新規開設予定のグループホームが津波により流出した。1月に賃貸契約をして家賃が発生していたが、入居前に津波で流され、全壊した。2ホームは被害なし。

2ホームの入居者の状況は、男性6名、女性3名で、男性1名が就労中行方不明。他8名は無事で今まで通り生活している。流出した新設ホームは、在宅者4名、法人施設から1名の入居を予定していたが、現在、そのままの生活を継続している。

被災直後、バイオマス燃料が自家発電（照明程度）、ディーゼルトラックの燃料、ストーブの燃料などに役に立った。水はトラックで沢水を取りに行った。遠野市まで行けば物は買えたので、トラックで買出しに行った。物不足はなかった。

○復興の様子

8月13日訪問時聞き取り

津波で流出したホームについては、大家さんが解約してくれ敷金、家賃を返してくれた。

グループホーム型仮設は、建物の規格が10名で大きいので、土地を確保できないので難しい。賃貸できる物件を探しているが、市内中心部は賃貸の空き家がない。

2 月電話にて聞き取り

状況は変わっていない。今あるホームの近くがいいと思って賃貸物件を探しているがいまだ見つからない。物件も少なく難しい状況。

(3) 大洋会(大船渡市)

○被災直後の様子

5 月 10 日訪問時聞き取り

二つのホームの内、駅近くの便利な場所にあったホームが津波で流出し跡形もなくなった。津波で流出したグループホームの入居者は通所先にいて、ホームには世話人さんもいなかった。ので人的被害はなかった。被災直後、通所先にいて家に帰れなくなった人が100名くらいいた。近くにある福祉の里センターに宿泊の機能が整っているので（風呂、暖房、自家発電）、研修室、会議室等も使って全員避難した。

被災後、入居していた人たちは実家にもどっている。一人だけ実家が流されて、兄弟のところにいる。

○復興の様子

8 月 25 日訪問時聞き取り

グループホーム型仮設の話があったが、県は 10 人規模のものしか作らないとのことで、市が用意できる土地には大きなものを作ることができず断念した。その後、県から一般の仮設住宅 3 世帯分を使用する案も出ている。新設することも検討している。土地のメドはついており、建築費用を助成してくれる団体も検討している。

10 月手紙にて

9 月はじめ、利用者の家族に意見を聞いたところ、住む場所を何度も変わることによる情緒面の問題もあり、仮設に移ることへの不安の声があった。家族の意向はグループホームの本建築ができるまで待つとのことであった。この意向を踏まえ、仮設は作らず、新設することで建築費用を助成してくれる団体との話をすすめる。

2 月電話にて聞き取り

グループホームの新設にあたって、複数の団体助成金を検討しているが、一つの団体は助成してくれることが内定、もう一つがまだはっきりしない。

ホームを新しく建設する土地はすでに整備が終わっている。平成 24 年 6 月をメドに建物を完成させる予定で進めている。入居者数は一人増えて 6 人となる。平屋で一人 7 畳くらいの建物になる予定。

*その後、団体助成金を受けることが決定し、平成 24 年 8 月開所に向けて新築することになったとのこと。

(4) さんりくこすもす(大船渡市)

○被災直後の様子

5 月 10 日訪問時聞き取り

被災した時には、利用者の内 11 名は事業所で作業中だった。2 名は入院中であった。被災後、全員、車に乗って高台にある福祉の里に避難した。グループホームにいた 2

名も世話人の誘導で、すぐ近くにある県立病院に駆け上がり避難した。利用者1名と職員が外出中で、翌日に避難所に避難していることがわかった。

地震直後からすべてのライフラインが途絶えた。その夜は3カ所ある作業所の内、奥に避難できる部屋があった漬け物工場に16名で避難した。すぐ近くにあるスーパーがこの夜からカップラーメンやパンを100円で販売してくれ、翌朝の食料を確保できた。

翌日になって、4ホームの内、大船渡駅のすぐ裏の立地のよい場所にあったグループホームが津波で跡形もなく流出してしまったことがわかった。

被災から1週間は、停電し、水道も使えなかった。一つのホームで全員が生活し、3日間のご近所から水をもらった。プロパンガスが使えたので、ご飯と味噌汁を作ることができた。病院の薬も3日分しかもらえず、ガソリンもなく車を動かさざるを得なかった。ガソリンがなくなって売ってもらえないことが不安だった。

4日目に世話人が通いやすいところにあるグループホームに全員で移り、ここで3週間暮らした。この地区は電気が最初にもどり、地下水を利用していることから水道も使用できた。被災を免れた3ホームのライフラインは、電話をのぞいて約1ヶ月後には復活した。

○復興の様子

5月10日訪問時間聞き取り

流出したグループホームは、私有地に福祉医療機構の融資を受けて、法人として新築する予定で検討している。

10月手紙にて

大船渡には適当な貸し物件がなく、私有地に福祉医療機構の融資を受けて建築中。その間、利用者は残り3ホームに分散して生活している。

今後の借入金返済に不安がある。国の制度は自力再建するところには全く補助がないことに矛盾を感じている。

2月電話にて聞き取り

流出したホームは、福祉医療機構の融資を受けて11月下旬に完成し、新たなスタートを切ることができた。

その後、別のホームが立ち退きを求められているが、賃貸物件は空いていないため新たに融資を受けて新設できないかを検討している。法人の負担が大きすぎるので助成してくれるところを探している。

(5) 愛育会(陸前高田市)

○被災直後の様子

5月9日訪問時間聞き取り

被災した入居者の状況は、一般就労2名、通所26名。25名は、もともと施設入所から移行した人たちなので長期にわたって実家にもどれる人はあまりいない状況。

昼間の被災だったので、人的な被害はなかった。通所先の津波被害はなく、被災直後は通所先での対応をおこなった。一般就労者2名については、会社まで波が来て、その日は所在がわ

からなかった。翌日、避難所をさがして回って見つけた。

入居者 28 名全員をひかみの園で受け入れることはむずかしかったので、とりあえず実家にもどれる人は実家に避難してもらう。（市内 11 名、一ノ関市 4 名） 13 名はひかみの園に避難している。

○復興の様子

5 月 9 日訪問時聞き取り

在宅生活が困難な状況で入所しているので、長期にわたって自宅にいることはむずかしい。一ノ関市にもどった人については、一ノ関市で昼間の通所等につなげる対応をしている。これらの対応には、双方の相談支援の相談者が関わって連絡をとりあいながら進めている。

被災後、住田町の仮設住宅が 1 世帯のみ当選となったが、一つだけ離れていては援助ができないため断念した。5 月、市内の旧雇用促進住宅に 20 名まとまって入居できることとなり、グループホーム入居者全員入居予定。かなり狭い。

8 月 26 日訪問時聞き取り

5 月に高田市の旧雇用促進住宅 6 室を仮設ホームとして使用できることになり、6 月末には 19 名が入居して生活をはじめた。

また、県からグループホーム型仮設の通知があり、入所施設で駐車場として借りている市の土地を建設場所として申し込みをおこない、7 月末に 10 人タイプのグループホーム型仮設が完成した。これから備品の納入がおこなわれる予定。

2 月電話にて聞き取り

9 月はじめにグループホーム型仮設に入居。雇用促進住宅から 7 名、入所施設で短期入所利用となっていた 2 名、あわせて 9 名が入居。

住田町で一人暮らしをしていた人が一人での生活が厳しくなったため、その建物の他の部屋も借りて、住田町からの入居者 2 人、高田の雇用促進住宅からの移動が 2 人、合計 4 名が入居するケアホームを 9 月 1 日付で新設した。

さらに被災当時、4 月開設予定であったケアホームも流失したため、災害復旧補助事業の申請をおこない、再建のための建設場所の確保を検討している。

（6）気仙沼市社会福祉協議会（気仙沼市）

○被災直後の様子

8 月 26 日訪問時聞き取り

入居者は全員、通所している時間だったので被害は免れた。被災後、入居者は通所授産施設の食堂で一泊した。次の日は、向かいのデーサービスセンターで泊まった。

入居者 8 人のうち、1 人は、とりあえず親戚の家に避難した。2 人は、5 月まで通所先で避難生活を送っていた。3 人は、実家にもどっている。残り 2 名については、親族のもとにもどっている。

○復興の様子

8 月 26 日訪問時聞き取り

入居者8人のうち、3人は、近隣市のグループホームに入居し、新しいホームで落ち着いて生活している。実家にもどった3人は、当面は実家で生活することを希望している。残り2名については、市内の他のグループホームに入居予定。

市からグループホーム仮設の話があつて探したが、土地が見つからず、グループホーム仮設は断念した。グループホーム再建の予定は今のところない。

被災したホームは、夜間援助者がいないホームで、夜7時以降は職員がいなかった。もし入居者がいる夜間の被災だったら障害者だけでは逃げられなかっただろうと思うと、作るなら体制を考えなければならないと思う。

（7）洗心会(気仙沼市)

○ 被災直後の様子

8月26日訪問時間聞き取り

当日、通所施設（3事業所）を利用していた人は17名。就労先にいた人2名。休みでホームにいた人1名。

通所先にいた17名は、各施設の職員対応で無事であった。ホームにいた1名は、近くの世話人が駆け付け避難。仕事で出勤していた2名のうち、1名は仕事が終わってホームにもどっていたが、すぐに職員とともに高台に避難して無事だった。もう1人の安否がわからず、職場や市内の避難所を探したが見つからず、しばらくして地域の人からの情報で離れた集会所にいたことがわかり、連れ帰った。職場からの帰宅途中、世話人さんが見かけて避難所に連れて行ってくれたとのことだった。その日の22時には全員無事であることがわかり、その晩は利用中の施設や市の避難所で過ごした。

ライフラインの寸断で食事の提供などもできず、ホーム再開は困難なため、当法人の入所施設と通所施設に分かれて、約1ヶ月、避難生活を送った。

4月中旬から被害の少なかったグループホームを順に再開し、被災した入居者は、現在あるホームの居室をやりくりし、民家の提供も受けて仮住まい先を設けた。

かかりつけ医が被災して精神薬の確保がむずかしく、生活環境も変わったことで不安定になり、避難後5日で一人が病院に入院することとなった。ガソリンが手に入らない状態では病院に薬を取りに行くのもたいへんだった。生活支援センターは緊急車両指定が受けられたので、それを利用した。

被災直後は、ほだ木、プロパンで暖をとった。水は、4月。電気は、一度復旧したが、4月7日の余震で再び停電し、その後復旧に一週間くらいかかった。お風呂に入れるようになったのは、4月下旬。一カ所のホームのお風呂がわかせるようになったので、みんなそこで入浴した。

8月26日訪問時間聞き取り

唐桑地区で流出したグループホームについては、グループホーム型仮設を市にお願いしたが、その時は市に「今は対応できない」と言われた。その後、7月下旬に市からグループホーム型仮設はどうかとの連絡があつたが、すでに新しい大家と契約することが決まっていたので断るをえなかった。

7月下旬に仮住まいしていた元民宿の建物を1年間契約し、新しいグループホームとして再

開した。

もう一カ所は、大家が新たに建て直してくれることになった。他の被災したグループホーム入居者を新たに 2 名受け入れ、6 名のホームにする予定。

1 月手紙にて

気仙沼市内の火災で焼失したホームは、大家さんに新築してもらい、11 月から新しいホームでの生活を開始している。

(8) NPO 法人泉里会(気仙沼市)

○ 被災直後の様子

8 月 27 日訪問時聞き取り

3 月 30 日開所予定だった二館目のケアホームが津波により流出した。既存の建物を借りて改造し、引っ越す直前だった。跡形もなく流された。その地域は現在地盤が下がって冠水している。

約 900 万かけてリフォームし引き渡しを受ける前だった。3 月 10 日に県に書類を出していたのが証明になって日本財団の助成は受けられることになっている。

被災当日、ケアホームには、近くの被災した人たちもきて 40 人くらいいた。一般の人たちには次の日、体育館などの避難所に移ってもらった。

入居者は 7 名のうち、通所している人が 6 名、一般就労 1 名。被災当日、ホームに戻ってきたのは、一般就労している人と通所している人の 2 名のみ。他の人たちは通所先で泊まった。震災後、みんなパニック状態だったが、1 人は不安定になり入院。道路が通れるようになったら一人で実家にもどってしまった人もいた。

○ 復興の様子

8 月 27 日訪問時聞き取り

できるだけ早い時期に再建しなければと考えているが、今年中にはむずかしい。

2 月電話にて聞き取り

元新設を予定していたところより少し高台に新築することが内定した。県からの補助金を受けて、平成 24 年 7～8 月に着工になる予定。

(9) NPO 法人ハーモニーうたつ(南三陸町)

○ 被災直後の様子

8 月 28 日訪問時聞き取り

入居者は歌津にある作業所に通所していた。通所先も津波で流されたが、避難は早めにできたので大丈夫だった。

法人で運営しているグループホームは一カ所で、泊まりの援助者をおいていないホームである。グループホーム職員は 3 名いるが、2 人は家を流され、来られる状態ではなかった。被災時、1 名の職員が出勤途中で、南三陸町に入ったところで地震にあった。その職員の自宅には高齢の父親が 1 人でいる状態だったので自宅に引き返さざるをえなかった。通所先に連絡をとった

がっとならず、入居者は作業所にいるので作業所職員が対応してくれていると思い、自宅に引き返した。その日、入居者の安否確認はできなかった。

翌日、グループホームに行こうとしたが、道路ががれきで通れず、身動きがとれなかった。被災から3,4日目、山道を通して入居者のいる避難所まで行って、ようやく安否確認ができた。その帰りにガソリンがなくなってしまい、車は放置して2時間半くらい歩いて自宅に戻った。3月半ばまでガソリンが入手できず、入居者のいる避難所には行けなかった。

3月末、入居者はグループホーム近くの町の合宿所に移動して避難生活を送った。避難所では、グループホーム入居者と地域の精神障害の人1名に一部屋設けてもらって生活していた。避難生活の中では、他の地域住民や避難所の職員からの苦情はいろいろあった。避難生活が長期にわたったので、グループホーム職員も体調を崩して思うように対応できず、ボランティアさんに入居者の買い物、通院、薬をもらいに行くことなど、手伝ってもらった。

薬は被災当初は2週間分くらいあったが、その後は職員が病院まで送迎したり、ボランティア団体におねがいしたりした。

ガソリンの手配がすごくたいへんだった。家にある農機具からガソリンを抜いたり、知人から1リットルずつ分けてもらったりしたが、思うように入居者のところには行けなかった。

入居者は体調を崩し、幻聴や被害妄想が見られるようになった。入居者から「何もいらないからここに来て一緒にいてくれないか」と言われた。何もすることはないが、入居者と世間話をして一緒にいた。話をすればするほど、入居者の様子は落ち着いてきた。

○復興の様子

8月28日訪問時間聞き取り

6月27日からグループホームを再開した。水が出るようになってから再開したかったが、メンバーさんのことを考えて水が出ないまま再開に踏み切った。再開当初は水道から塩水が出ていたので、給水車からの配水を受けた。8月1日から飲める水が出るようになった。プロパンガスは、近くのガソリンスタンドで配達してくれた。津波に流された通所先は、7月半ば頃に公民館を借りて再開した。

グループホームの定員は1名増えて6名になった。1人で暮らしていた人が家を流されたとのことで入居者として受け入れた。

(10) 石巻祥心会(石巻市)

○被災直後の様子

8月27日訪問時間聞き取り

地震への意識は高い地域なので、津波対応の初動は早かったと思う。通所のメンバー40名が被災当初、ボーリング大会中であつたが、地震直後、津波が危ないということで、すぐに皆を車に乗せて、橋をわたって事業所にもどった。携帯メールは22時くらいまでやりとりできた。グループホーム入居者の安否は、通所スタッフとのやりとりで確認できた。

その日の午後、通所先をお休みして外出していた入居者が1名、津波で亡くなった。また、グループホームスタッフが1名、車で出勤途中、海沿いで車の大渋滞に巻き込まれて津波で亡くなった。理事1名、行方不明という状況だった。

安全地域にある通所施設が避難場所となって、通所の人（グループホーム入居者を含む）、家族、スタッフ等が 3 カ所で 200 名くらい避難していた。

4 月当初から、来られる人は通所にし、夜はショートステイを使って避難生活を送った。障害を問わず、家族も一緒に避難していた。家族単位で個室を使ってもらったようにした。

プロパンガスは初日から使えたので食事は温かいものが出せた。飲み水は受水槽から、水洗トイレは地下水をくみ上げて用意した。ガソリンはバイオマス燃料の在庫がたくさんあったので困らなかった。

電気がつくまで暗くて、寒くて、大変だった。毎夜、調子の悪い人が出ると石巻日赤に連れて行った。電気がついたときは一番うれしかった。精神科の病院は山の麓にあって周辺が浸水していたのでたどりつけなかった。

ガソリンがないときは、職員の送迎コースをつくって援助者を確保した。被災後の状況として、最近、グループホーム世話人でやめさせてほしいという人が増えている。援助者の確保が困難。

○復興の様子

8 月 27 日訪問時間聞き取り

4 月、日本財団から話があり、仮設住宅設置に助成が受けられることとなった。（世帯向け～40 戸、8 棟、単身の障害者向けグループホーム～20 戸、2 棟）

仮設住宅が 7 月に完成し、世帯向け住戸には、避難していた人たちの中で、最終的に帰る場所のなかった人が移った。生活に関しては、基本的には家族でやってもらうことにしているが、石巻市の各地域から集まっていて、つながりのない人たちが生活しているため、スタッフ 4 名を配属している。援助者が常駐しており、生活している人たちがコミュニケーションを取り合えるように工夫している。また、通院、買い物の支援など、必要に応じて既存のサービスにつなげていく支援をしている。必要な場合には、手すりやナースコールを設置したり、段差解消をおこなったりといった対応もしている。

被災したグループホームの入居者については、同じ敷地に建てたグループホーム型仮設 2 棟で生活をはじめている。

2 月手紙にて

法人所有の全壊したグループホームにかわって 10 月、グループホーム仮設（7 名）が完成

（11）つどいの家(仙台市)

○被災直後の様子

9 月 25 日訪問時間聞き取り

被災したグループホームの入居者 5 名は、地震発生時、通所していた。ホームの損壊が激しく、ホームにはもどれなかった。被災直後は、3 名は同じ地区にあるケアホームに 3 月 29 日まで避難。2 名は実家にもどった。余震が続く中、2 階はこわかったので、全員 1 階で雑魚寝していた。避難していたのは、2 ホーム入居者 6 名で、男性はリビングに、女性は一階の 2 つの居室に別れて寝た。援助は 2 ホームスタッフでおこなった。

通所先の被災により一週間休みとなった。物資は通所スタッフが届けてくれた。ガソリンが

なくて移動できず、援助者が通勤できなかつたり、援助者宅が被災したりで援助者の確保が大変だったが、近くの職員が中心になってしのいだ。1週間後くらいに緊急車両指定がとれた。

電気は3月15日、水道は3月17日、ガスは4月15日に復旧した。おふろはお昼頃から電気でお湯を沸かしては湯船にためて入った。反射式ストーブを職員が持ってきてくれて暖をとった。サポートセンター職員が灯油を買うのに並んでくれた。電気の使えない間は、カセットコンロを持ってきてもらってしのいだ。

3月末、入居者3名は、法人の自立体験ステイ実施場所に移動し、長期にわたる避難生活をはじめた。他2名は引き続き、実家で生活している。避難場所のライフラインは、電気、水道、プロパンはOKだったが、ガスは復旧していなかったもので、調理はカセットコンロでおこなった。

○復興の様子

9月25日訪問時聞き取り

9月中旬に被災したホームはすでに解体した。今後、地盤調査をおこない新築を予定。

(12) 特定非営利活動法人あゆみ(仙台市)

○被災直後の様子

9月25日訪問時聞き取り

地震当日は、法人の通所先が避難場所になった。入居者24名、グループホームを出て一人で暮らしている人や法人の仕事を手伝ってくれている人など、総数39名が避難していた。10日間くらい、電気がつくようになるまでみんな怖がって自宅にはもどらなかった。

食料は自分たちで調達した。米は備蓄があった。卓上コンロで調理した。一番先になくなったのはボンベだった。野菜などはみんなで市場に買い出しに行った。灯油、米、野菜など、普段買っていたお店の人が協力して便宜をはかってくれたり、おつきあいのあった人たちが足りない物を送ってくれた。一週間くらいは不眠不休だった。

ガソリンがなくて困った。宅急便も最初は、指定されたところまで取りに行かなければならなかったが、ガソリンがなくて取りに行けなかった。

薬は一週間分しかもらえなかったが、薬が切れることはなかった。通院に時間がかかるのでおにぎりや飲み物を準備して、一日がかりで通院していた。入居者二人一組になって行動していた。

トイレも大変だった。ポータブルトイレがたまたま一つあったので、それを浴室において、大使用に使った。新聞をしいて、その上に紙おむつをセットして、トイレの消臭剤を入れて用を足し、終わったらくるんで米の袋に入れた。米の袋が役に立った。浴室に水をためておいて、小便は便器を使って用を足し、水を流して処理した。ゴミ回収がおこなわれるようになったのは、4月に入ってからだった。

安否確認は、電話が繋がらなかったもので連絡のとりようがなかった。各ホームに行って張り紙をしてまわった。離れたところにあるホームには二人いたが、陸の孤島となり、スタッフが食べ物届けたが、二日くらいは何とか入居者だけで頑張ってもらった。電気は一週間後、水道は三週間後、電話は一週間後、ガスは二ヶ月後に復旧した。

○復興の様子

9 月 25 日訪問時間聞き取り

一カ所は、大家さんが地震保険を使って修理してくれて、7 月末には生活できるようになった。一ヶ所は、建物を取り壊すことになった。離れているところにあったホームの入居者は、援助が行き届かないため、取り壊すことになったホームの入居者とともに、通所の場と近隣で借りたアパートを使って仮住まいを続けている。新たな物件を探しているが見つからない。

2 月電話にて聞き取り

平成 24 年 1 月末に一戸建て住宅を借りて取り壊しになったグループホームの入居者が引っ越した。県から敷金、礼金、改造費用（トイレ増設）などの助成が出る予定。建築基準法上の用途の問題は特になかった。

被災後に借りたアパート 4 部屋は離れているところにあったホームの移転先として継続。1 部屋を共用の部屋として、3 部屋に 3 人居住。

(13) 嶋福社会(塩竈市、多賀城市)

○被災直後の様子

9 月 26 日訪問時間聞き取り

地震があったとき、多賀城市の通所先には通所者が 24 人いて各グループに分かれて活動していた。塩竈港にある運送会社の清掃グループ 4 人と職員 1 名は、職員の機転で近隣にある海上保安庁に避難して無事だった。多賀城市サポートセンター（4 階建て）の清掃グループ 4 人と職員 1 名は、市役所前なので、そのまま待機していた。

通所先で箱折り作業をしていた 16 名と職員 2 名は、同法人の特養に行って高齢者を車に乗せるのをみんなで手伝った後、走って逃げた。歩道橋のところまで来て歩道橋の上にあがった。その直後に津波が来てそこから動けなくなり、一晩歩道橋の上にいた。朝方、膝くらいまで水がひいたので水の中を移動し、市役所隣の多賀城市文化センターに合流した。特養の人たちは、無事、多賀城市文化センターに避難していた。

塩竈市の通所先は津波が 15 センチくらい入っていた。杉の入小学校に 40 人避難して 10 日間いた。塩竈市が教室を開けてくれた。教室を二つ借りて、職員をつけて通所の人は家族が迎えに来るまで、グループホームのメンバーは 17 人くらい、3 月 22 日までいた。杉の入小学校でインフルエンザがはやった。感染した人はまとめて近くのグループホームに収容し、職員 2 名をつけて隔離した。塩竈市が医者と看護師を毎日派遣してくれた。

多賀城市文化センターには、箱折りグループと、サポートセンター清掃グループメンバー 20 名くらいと、高齢者 30 名くらいと、他のグループホームメンバー 5 人が合流した。せまいところに押し込められている状態で、長期避難は困難だったため、他法人に広間を貸してもらった。そこは電気もプロパンも使用できて、エアコンも使えて暖かかった。また、多賀城市は食べ物が不足していた。一週間くらい弁当もこなかったので自分たちで探し集めた。トラック協会につてがあることを思いつき連絡を取ったところ、即、対応してくれた。

○復興の様子

9月26日訪問時聞き取り

3月22日に電気、水道が通った。ガスはダメだったがカセットコンロで代用できるということで被災していないグループホームにもどった。被災した2ホームのメンバーは、他ホームの空き部屋に避難した。通所先の片付けをして、多賀城市の方は4月1日、塩竈市の方は4月10日頃、利府町は4月11日に再開した。

被災した二つのホーム再建のため、物件を内陸部や高台の場所を中心にさがしているが、賃貸物件そのものがなく、困難を極めている。

2月電話にて聞き取り

11月に下宿屋として使用されていた建物を借りることができた。10部屋中8部屋を借りて、7人が入居。一部屋は談話室として使用している。

12月に社員寮だった中古の戸建住宅を法人の協力者が購入して賃貸してくれることとなり、すでに8人が入居している。

消防設備は助成金で賄い、建築基準法の用途を問われることは特になかった。

(14) 永楽会(女川町)

○被災直後の様子

9月26日訪問時聞き取り

入居者は全員無事。ケアホームに残っていた入居者は、世話人と障害教育センター屋上の機械室まで逃げて助かった。入居者2名の通所先は一階全部が浸水した。同法人が運営する特別養護老人ホームは、津波で一階の車庫まで浸水したが、それ以上の被害はなかった。

被災直後は、入居者は同法人の運営する特別養護老人ホームで寝泊まりをしていた。

○復興の様子

9月26日訪問時聞き取り

女川町仮設住宅で家族と生活をはじめたもの1名。石巻市の障害者仮設住宅で家族と生活しているもの1名。そのまま特養で仕事をしながら泊まっている人1名。同法人の知的障害者入所更正施設に避難しているもの1名。後者2名は、10月にできる町営のグループホーム仮設に入る予定。

震災後、親が亡くなって援助する人がいなくなった人で、特養で寝泊まりをして仕事をしていた人が4月からすでに町営住宅を使って生活している人と一緒に町営住宅で生活することになった。

2月電話にて聞き取り

4月から町営住宅を使用したケアホームで男性2名が生活をしている。

10月に町営の仮設福祉住宅が完成し、女性2名が入居した。もともと高齢者用の仮設グループホームに障害者も入れてもらった。

(15) みづほ(名取市)

○被災直後の様子

12 月手紙にて聞き取り

2 階建てで、1 階部分が認知症高齢者グループホーム(18 名定員)、2 階部分が知的・精神障害者グループホーム(4 名定員)となっていた。津波による浸水は 1 階部分のみだったが、1 階にある機械室や事務室が全くダメになり、ライフラインもストップしたので暮らせる状況になく、建物は全壊との判定が出ている。

○復興の様子

12 月手紙にて

同じ地域内で海より遠い土地に再建を決めて動いている。平成 25 年 2 月頃に完成を目指している。障害者グループホームと高齢者グループホームが一体になっているのだが、行政がそれぞれ別々に動くため、やりにくい。

半減した利用者さんを集めることができるのか、減ってしまった職員をまた集めることができるか、不安である。利用者が環境が変わってばかりで戸惑っていること、地域との関係を再構築することがうまくできるか、ということも心配。

(1 6) ロザリオの聖母会 (旭市)

○被災直後の様子

9 月 9 日訪問時聞き取り

賃貸住宅を使用していたグループホームの家屋が地震による地盤沈下で傾いた。壁に亀裂、サッシ・扉の変形、排水管・ポンプ排水管が破損し、生活を継続することが困難になったため、別の物件を探して移転した。

○復興の様子

3 月電話にて聞き取り

4 月末に移転物件として、1 棟に 4 部屋(1 部屋は 3 居室と台所)あるアパートの 2 室を確保し、5 月に契約することができた。2 部屋で約 99 m²であった。他 2 室は他の法人がグループホームとして使用しており、建物全体を 2 法人が使用するグループホームということになった。

契約後、整備センターに確認にいったところ、センターでは判断がむずかしいので本庁で判断してもらってほしいとのことであった。本庁の建築指導課は建物全体がグループホームとなるため、寄宿舍への変更が必要であるという見解であった。

被災後の対応でもあり、賃貸仮設として処理するという提案もあったが、結局、100 m²以下であることから、確認をしないということになり、6 月より生活をはじめた。

1-4 被災地聞き取り調査のまとめ

1-4 被災地聞き取り調査のまとめ

1-4-1 障害のある人たちの避難について

○通所先の職員の機転と迅速な避難行動により、障害者の命が守られた。

○今回の被災時刻が昼間の時間帯であったため、多くの入居者は通所先にいて避難行動がとりやすかったことが、入居者の死者が少なかったことにつながっていると思われる。

○夜間、深夜の被災を考えると、援助者数の少ないグループホームや泊まりの援助者がいないグループホームからの避難については、地域とのつながりの強化と入居者自身の緊急避難力を高める取り組みをおこなうことが必要である。

○数箇所のグループホームで職員がホームに残っている入居者を迎えに行けなかったが、世話人や近所の人、職場の人の誘導で避難できたという入居者がいた。入居者本人に対しても被災時の避難行動について日頃から入居者の避難訓練に取り組んでおくことと、起こりうる事態をわかりやすく説明する機会を設けることなどが必要である。

1-4-2 被災直後の避難生活について

○グループホームを失った入居者の避難生活を送ったところは、①被災しなかったグループホームでやりくりをつける。（空き部屋、共用の部屋、居室の相部屋にするなど）②同法人の入所施設、③実家や親族のところ、④一般の避難所、⑤福祉避難所、⑥その他、であった。

一般の避難所の使用については、被災直後に近隣の避難所に避難しているケースは見られたが、その後、法人の避難場所に移っている場合が多い。一定期間、一般の避難所で避難生活を送ったところは少なかった。

○避難所で約3ヶ月間避難生活を送ったところは、障害のある人たちに部屋を設けてもらって避難していた。避難所の人たちから苦情を言われることも多かったとのことだったが、別室を設けてもらったことで避難所での避難生活を継続できたものと思われる。

障害のある人たちが必要以上の困難を抱えることなく避難できる場所について、検討の必要がある。

○事業者にも「福祉避難所」の存在自体が周知されていなかった。福祉避難所に指定されれば、かかる費用を助成されることが後からわかって申請したところが多い。

福祉避難所が知られていないという状況からすると、本来、一般の避難所で避難することが困難な在宅の人たちは、かなり苦勞して避難生活を送っていたのではないかと考えられる。

「被災した時に障害のある人たちがどのような方法で避難生活を送ることができるのか」ということについて、障害者本人や家族には知らせておく必要がある。

また、障害者に対応できる法人で、福祉避難所の運営が可能な事業所は「福祉避難所」として、前もって指定しておくことも必要ではないだろうか。実際には福祉避難所は高齢者対応の法人が多く、障害者には対応できていないところが多かった。障害者に対応できる法人が運営する福祉避難所が足りないのではないか。

1-4-3 グループホームの孤立

○交通、通信が遮断され、物資が避難所中心に配送される状況下で、被災時には小規模なグループホームが孤立しやすいことが明らかになった。

通信が途絶え、更にガソリンが手に入らなかったことにより、法人として物資集積所まで物資を取りに行くことや、各ホームに物資を届けること、また援助者の足を確保することなどについて、多くの困難が生じた。

規模が大きな法人などでは、通所のプログラムとしておこなっている作業の関係から、発電機、バイオマス燃料、プロパンガスなどを確保しやすかったり、緊急指定車両を受けて車で物資の配送や援助者の送迎をおこなったりして乗り切っている。

一方で、小規模で特にグループホーム運営だけのところは、単独では解決の手立てがなく、孤立しやすい状況におかれている。

○今回、多くの事業者特に小規模な事業所が緊急指定車両を受ける対象となっていることを知らなかった。行政関係者や警察の人にも福祉関係の事業所が対象となることが伝わっていなかったために、緊急指定車両の対象として認めてもらえず、ガソリンを手に入れることや緊急物資を届けること、援助者や入居者の送迎することなどがむずかしかった。必要な援助を十分に行えない状況になったと思われる。

○地域の中でのグループホームの孤立を防ぎ、情報をお互いに交換しあえるために、一定のエリアの中で、大きな法人、小規模な法人が法人を超えてつながりを作っておくことが、グループホームの日常的な取り組みとして必要である。

○通信が長期にわたって途絶えていたことで、厚生労働省から様々な通知が出されていたものの、必要としている人たちには情報が伝わらなかった。通信が途絶えるという事態を想定した取り組みが必要と思われる。

1-4-4 グループホーム入居者への支援体制の確保

○グループホームの世話人は、主婦層の人たちが多いことから、援助者も同じ地域に居住しており、同時に被災する可能性が高い。さらにそれぞれに家族があり、被災した家族の世話を担う立場にすることが多いため、被災直後から援助者数の減少が起きる可能性が高い。

○グループホームの被災によって、避難先や仮設住宅等の場所が変わることで、それまで関わっていた援助者から遠く離れてしまう可能性がある。

○被災直後は、限られた援助者で混乱期を乗り切ったというところが多いが、しばらく時間が経ってから退職する援助者が増えていて援助者が足りないという話が聞かれた。

被災による大きなストレスを抱えつつ、頑張り続けてきた援助者の精神的な疲弊が時間の経過とともに出てくることは、被災とともに必ず起きる課題であり、援助者への支援策が必要である。

1-4-5 仮設住宅とグループホーム型仮設

○広範囲に被災して建物や建物を建てられる土地が失われてしまったというところで、そもそも賃貸物件を使用するという選択肢が考えにくい地域には、グループホーム型仮設を使用しているところが多い。

○グループホーム型仮設の導入を検討はしたものの、土地の確保ができずに断念したところも多かった。もう少し小さな土地で小規模なグループホーム型仮設ができれば作れたところもあったが、岩手県では10人規模のものしか認められなかった。宮城県では、7人規模のもの等も認められている。グループホーム型仮設のモデルを小規模なものも含め、複数用意しておくことが必要である。

○一般仮設住宅を使用して被災したグループホーム入居者への対応をおこなおうとしたところもあるが、仮設住宅は公募という形をとることから、初期の仮設住宅が足りない時期に、たとえばまとまって30人分の仮設住宅をグループホーム入居者用にすることができるとかという点で困難さがあった。実際、申し込んで一戸だけあたったものの、離れている地域の仮設住宅で、支援が難しいことから断念したという事例があった。

○石巻市では日本財団の助成を受けて、早期から普通の仮設住宅では生活することがむずかしい人たちの仮設住宅とグループホーム型仮設を独自にすすめたので、早い時期に仮設での生活に移行できた。この方法で検討したところが他にもあったが、土地の確保がむずかしく断念していた。グループホーム仮設だけではなく、援助を必要とする人たちの仮設住宅について、このような方法も有効と思われる。

○陸前高田市では元雇用促進住宅を使って被災した6ホームの入居者がまとまって生活できる場を提供した。空いている建物を利用して一つのところでまとまって支援できる形を提供したというものであるが、この建物には障害のある人たちだけではなく、一般の人たちも入居していたことも考えると、この方法はたいへん有効なものであると思われる。被災時にタイミングよく空いている建物があるかどうかという問題はあるが、仮設住宅確保の方法として有効であると考えられる。

○中越地震の時のグループホーム制度は支援費制度の時代で、グループホームごとに援助者が配置されていたので、それぞれのホームの支援体制が今より独立していた。したがってホーム単位で分かれて仮設住宅に入ることも可能であったかもしれない。自立支援法になって、グループホームはエリアで援助者を配置して複数ホームを支援する体制になっているので、一つのホームが距離的に離れてしまうことがむずかしい状況もあると思われる。

1-4-6 グループホームの再興

○法人によっては、仮設という仮住まいの時期を経過せず、最初から本住まいの場所を確保するという方向性をとったところも多かった。その大きな理由は、障害のある人たちの生活環境が何度も変わるということをできるだけ避けたいということであろう。

○新築したところは、福祉医療機構による融資や各種民間団体の寄付等により、法人で土地を確保して建物を建てる方向ですすめている。また、被災前の大家に改めて新築してもらって借りるというところもある。

○賃貸物件を探すという方針でグループホームの再興に臨んでいるところもあるが、広範囲にわたる災害のため、家屋自体が少なくなっている上に、自宅を失った人が賃貸物件を必要としていることや、外から工事等で訪れる人たちの住まいとして確保されている場合もあり、賃貸物件そのものが不足しており、非常に確保しにくい状況である。

移転のために新しく建物を確保する時に建築基準法上の用途変更を求められた事例が 1 件あった。

1-4-7 新たにグループホームを必要とする人たち

○被災した障害者の中には、それまで支援を担っていた家族を失った人、一人暮らしをしていたが被災後の環境の変化などから一人で暮らすことがむずかしくなった人等があり、被災によって新たにグループホームを必要とする人たちが出てきている。

グループホームへの新たなニーズが新しいグループホームの設置に的確につながっていくことが必要であり、それらに対応する地域の中の相談支援事業所などがきちんと機能することが求められる。

第2章

福島県のグループホーム等の状況報告

本 田 隆 光(社会福祉法人いわき福音協会法人本部事業部)

今回の東日本大震災における福島県におけるグループホーム・ケアホーム（以下グループホーム等）の状況は以下の通りである。

県内においては、グループホーム等における建物の甚大な被害ということはなかったようである。ただ、断水による生活困難と原発事故の影響による避難があり、緊急の対応が求められたのは浜通り地方の事業所が顕著であった。

浜通りは、いわき地区・相双（相馬・双葉）地区に分けられておりそれぞれの対応が違うので北から地区ごとに報告する。

2-1 相双地区(相馬・南相馬)

相馬・南相馬地区は、南相馬市の一部が避難区域になっている以外は避難解除されており、徐々に人口が戻りつつある。震災後新規にグループホーム等の開設をし始めているものの、若い働き手がいなくて支援に苦慮している状況が続いている。

（１）社会福祉法人福島県福祉事業協会の運営する原町学園、原町学園アフターケアセンター、原町共生授産園、グループホーム原町事業所の利用者（約 80 人）と職員は、飯舘村のワークスペースいいたて（B型、生活介護）に避難した。しかし飯舘村の放射線量が高く、相馬市にある同法人が経営する児童デイサービス事業所、のびっこらんど相馬とのびっこらんどキララに移動。これが 3 月 29 日の朝日新聞に掲載され、千葉県亀田総合病院理事長と院長から、千葉県立鴨川青年の家で受け入れる旨、同法人に連絡が入った。約 30,000 人の予約をキャンセルしてくれたとのこと。4 月 5 日から 7 日にかけて 280 人の利用者は、鴨川に避難した。

2011 年 11 月 23 日に原町学園、原町学園アフターケアセンター、原町共生授産園、グループホームケアホームの利用者が、千葉県流山市の保養所である相馬ユートピアに移動。
（福島に復帰）

○グループホーム原町事業所（南相馬市原町区）…知的障害が中心

震災前：5ヶ所 22名

震災後：相馬市に一軒家2ヶ所を借家し避難。5名は千葉県鴨川市に避難。4名自宅に帰省。仕事が再開し4名戻る。10月、避難準備区域解除になり原町区に戻る。

11月23日千葉県に避難していた方が戻る。

現在、通勤寮生を定員超過して受け入れている状況で、世話人1名欠員の状態が続いており支援に苦慮している。

(2) 南相馬市小高区の医療法人創究会「ゆうゆうの里」

1カ所4名が利用していたが避難区域内で再開のめどが立っていない。

(3) 特定非営利活動法人ひまわりの家の事業所「プチトマト」(相馬市)

…主に精神、知的

震災前：7ヶ所 35名

震災後：家が流出した方など被害にあわれた方を内3ヶ所にて定員超過で受け入れしている状況。

12月に8ヶ所目（定員6名）を開所したが現在既に満室。

さらに、次年度も1ヶ所開所予定。県の補助事業を希望している。

特定非営利活動法人あさがおの事業所「いやしの家」(南相馬市鹿島区)

…主に精神、知的障害

震災前：3ヶ所 17名

震災後：被災した方の受け入れをする。

10月に4ヶ所目（定員7名）を開所したが現在、満室。

入院されている方が3名いて、退院後の受け入れ困難になっている。

さらに、次年度、1ヶ所開所を考えている。土地はあるが資金繰りが難しい。

財団法人金森和心会 なごみの里（南相馬市原町区）…精神障害

震災前：2ヶ所 10名

震災後：7名戻り、3名入院中。

退院も見込まれ、新規は不可。

2-2 相双地区(双葉郡内)の状況(原発事故による避難地域)

(1) 社会福祉法人福島県福祉事業協会の入所施設の東洋学園児童部、成人部及び東洋育成園それにグループホーム富岡事業所の利用者合わせて約 200 人と職員は、3 月 12 日に川内村にある同法人入所施設あぶくま更生園に集合し、皆で川内小学校に避難した。そこで一晩過ごしたが、一般の方々と一緒だったので苦情があり、3 月 13 日に同法人が運営する田村市の田村事業所（B 型、生活介護）に移動した。

その後、東洋育成園とグループホーム等の利用者は、同法人ののびっこらんど田村（児童デイサービス）に移動した。

その後、千葉県の亀田総合病院理事長と院長から、千葉県立鴨川青年の家で受け入れる旨、同法人に連絡が入った。約 30,000 人の予約をキャンセルしてくれたとのこと。4 月 5 日から 7 日にかけて 280 人の利用者は、鴨川に避難した。

そして、福島県内に仮設住居を設置するべく検討してきて、今年 1 月 18 日に東洋学園児童部、成人部、東洋育成園、グループホーム等の利用者がいわき市の海浜自然の家に移動。2 月 11 日にあぶくま更生園が田村市船引町の仮設に移動。2 月 24 日に東洋育成園、グループホーム等の利用者が田村市船引町に建設した仮設施設に移動した。これからの利用者の日中活動が課題となっている。

○グループホーム富岡事業所（双葉郡富岡町）

震災前：8 ヶ所 48 名

震災後：借上げ住宅（4 世帯／18 名）に避難（田村市船引町）、20 数名は千葉県鴨川市に避難。

現在、借上げアパート 12 名、田村市船引町仮設グループホーム等 29 名（小規模な入所施設のような建物）にて生活をしている。仮設とアパートでの生活で日中活動は同法人の田村事業所に通っており、一人一人のニーズに合わせた地域生活の保障になっていない状況が続いている。

(2) 社会福祉法人友愛会は、光洋愛成園、グループホームケアホームの利用者 66 人と職員 10 人が 3 月 12 日に避難を開始した。

川内村に入ったがどこの避難所もいっぱいを受け入れてもらえず、田村市三春町に移動。さくら湖自然観察ステーションで受け入れてくれた。4 月 14 日までここで避難生活をしたが放射線が心配でほとんど室内で過ごした。

福島県に依頼していた避難先のマッチングにより、4 月 15 日に群馬県高崎市にある国立のぞみの園に移動した。このとき利用者 69 人職員 31 人であった。現在もその地におり仮設施設建設の計画はない。

グループホーム等の状況は 6 カ所 29 名定員で現在 27 名がいて、入居者にとっては、長引く避難生活において早く福島で地域生活を再開したいとの思いが強くなってきている。

(3) 大熊町の医療法人博文会の 1 カ所 6 名（精神障がい者）が利用していたが、避難区域内で再開のめどが立っていない。

(4) 檜葉町にあった社会福祉法人希望の杜福祉会のグループホーム等は、法人事務局があるいわき市に避難。

24 年 3 月に高齢者等対応としてグループホーム型仮設を設置。4 名の利用開始をしている。（これは福島県地域ふれあいサポート事業としてあり、補助事業で障がい者自立支援法の対象外事業。仮設住宅の中にあるので 24 時間宿直体制が求められているとのこと。）

2-3 いわき市の状況

いわき市内の多くのホームは、原発事故の状況次第では、県が責任を持って避難させるということになっており、被災直後の様子としては、断水が続いてもなんとか持ちこたえて 4 月を迎えたということであった。

ただ、社会福祉法人いわき福音協会と社会福祉法人エルファロの 2 法人は県外避難に踏み切った。

(1) 社会福祉法人いわき福音協会の運営するグループホーム等事業所である障害者総合生活支援センターふくいんに関しては以下の季刊『福祉労働』2012 年 3 月号原稿にて報告とする。

「東日本大震災における地域生活者への支援の有り様を考える」

①はじめに

今回の震災に伴う原発事故でいわき市を知らない人はもういないかもしれません。東京第一原子力発電所から 30 キロ圏外で中心部までは 40 キロの地点です。もし水蒸気爆発時の風向きが北からだったら大変な放射能汚染が予想されました。人口 34 万人の市がいつべんに避難となり大変なことでした。

現在は、原発事故による避難者が住んでいた相双地区の気候に近く、被災地に行きやすいという理由で、いわき市へ再避難を始めております。その数 2 万人を超えているとか。仮設住宅が建てられ、借り上げ住宅もアパート物件を中心に県が押さえた関係でいわきに住みたいと思っても住むところがない状況に陥っております。したがって、新規のグルー

プホーム開設が非常に困難になっています。

まだまだ震災の影響は続いており復興ということばを言い出せない感じです。福島県が同じ被災県である岩手県や宮城県と違うのは、放射能汚染による生活しづらさにつきます。

津波で家族を失い、家を流され絶望に落とされてしまっている多くの人たちがいることをよく理解しております。でも、もう復興という言葉が合い言葉になってどうしようもない状況からの希望を見いだそうとしているのではないのでしょうか。

しかし、福島県の場合、特に原発事故による被災者には復興はまだ遠い先の話のようです。子どもを中心とした放射能汚染への心配から県外へ4万人が移住をし、県内においても特に幼児への体内被曝を恐れ、食品を選別して購入しております。そうした日々の暮らしでの緊張感は、毎日繰り返される余震や原発事故報道もありいっそう悩ましいものになっていることは住んでみないとわからないものだと思います。

②大震災が起きて

今回の震災で確認できたことですが、社会福祉法人いわき福音協会が運営する障害者総合生活支援センターふくいん（いわき駅から徒歩10分の市街地にグループホーム・ケアホーム事業所、就業・生活支援センター、相談支援事業所、ホームヘルプステーションなどの事業を展開している）が支援する地域生活者は、グループホーム・ケアホームで32カ所144名、福祉ホーム10名、それに単身生活者などを加えると300名を超える人たちと関わってきています。そのうちで特に緊急時の避難など支援が必要な人たちは180名程いるということです。

さて、2011年3月11日午後立っていることが困難になるほどの大きな揺れが長く続いた後、ただ事ではないと地域生活者の安否確認を開始し、最終的に全員無事の確認が取れたのは午後9時半過ぎでした。グループホームとして賃貸している建物はおおむね大きな損壊を免れたのは幸いでした。しかし、電気はすぐに復旧しても水が全く出ない状況が2週間も続きました。さらにガソリン不足もあり移動手段が麻痺されがちになり水とガソリンの調達に多くの力をそがれました。それだけでも大変なのに福島第一原発の事故が発生しいつ避難しなければならないのか分からないという非常な緊張をしいられました。

しかも電話が全く使えず、インターネットもつながりませんでした。それも10日間くらい続き、法人本部や自宅でのメール確認発信作業に奮闘してきました。

いわき市民の多くは原発事故による放射能汚染を心配して避難し、町が一時はゴーストタウン状態になりました。そんな中、地域で暮らしていた人たちは他の一般住民と同じように大地震翌日から避難所暮らしが始まったのです。

法人内の生活介護事業所や法人本部（地域交流センター）、地域の体育館と分かれての避難所生活です。さらに、就業・生活支援センターや相談支援事業所で関わっている単身生活などを行っている地域生活者でどうしても他からの支援が届かない人を中心に法人として

支援に当たりました。

職員や世話人による炊き出しが始まりました。しかし、おにぎりとお水のみの食事が続きます。支援物資が届いてからも劇的に食事内容が変わるわけではありません。なによりも避難所ですから雑魚寝状態です。日課は水くみなど手伝う者の他は何もなく、放射能の影響を心配して外での活動も制限されストレスがたまるばかりの状況でした。

職員の対応にも限界があります。職員も同じ被災者なのです。家族への対応もままならない状況でした。地域生活者を支えるスタッフは入所施設と比べて非常に少ないのです。

入所施設も大変でした。入所している人への対応、さらに緊急のショートステイの受け入れ、非常時の場合の県外での避難施設の確保など緊張の連続でした。しかし、食事は非常用食品などの対応で何とかしのいだのです。そこは、避難所生活とは雲泥の差がありました。

③県外避難へ

そうした中、全国から心配の電話やメールがたくさん寄せられ障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会との連携のもと県外への避難を決定しました。

それを決定するには、やはり他の避難者と同じように避難所で暮らすには限界が見えてきたことによります。

まずは家族が迎えに来ていただいた人及び体調等の理由で避難できない人はショートステイで対応し、それ以外の人たちは避難していただくということにしました。

第一陣は3月20日にいわき市と神奈川県とのやりとりで33名付き添いスタッフ3名の36名（主に中学校の体育館で一般住民と一緒に避難生活をしていて、単身生活をしている人を中心に）を船にて横須賀へ送り出しました。横須賀港には、神奈川県知事他関係者と学会事務局長の室津さんたちに迎えにきていただきました。県立の施設三浦しらとり園（車イス利用者）、ひばりヶ丘学園と事業団の横須賀老人ホームに分かれての避難生活です。皆さん久しぶりのおいしい食事とお風呂に満足し、安心した声を届けていただきました。また、多くのボランティアの協力で一緒に外出したり、作業をしたり、余暇に神奈川の知的障害者本人の会との交流と元気にさせていただきました。長期になることを想定して入所施設での避難生活から横浜を中心とした地域生活へのアプローチも室津さんたちを中心として検討されました。

続いて3月24日に、学会代表山田優さんの仲介で長野県西駒郷へ73名が避難。片道8時間もかかる長距離移動でした。地域生活移行で使わなくなっていた西駒郷の施設を整備して使わせていただきました。ここでもおいしい食事と久しぶりの風呂に大喜びでした。こちらからも5名のスタッフを交代で送り込みましたがとうてい足りないので山田さんを中心として支援スタッフを長野県内から、さらに京都府・奈良県・愛知県・山梨県と実にたくさんの応援部隊が西駒郷に毎日集められ支援に当たっていただきました。ここでも、

長期化に備え駒ヶ根市内での地域生活の模索も想定の中での支援でありました。

さらに、長野と同じ日に平塚市役所又村さん（学会会員）の世話で平塚市にある NPO 法人よろずやたきの会が借り上げたアパート（福祉避難所）へ33名が避難。ワンルーム型なのでひとりひとりのプライバシーが保障され快適な生活のようでした。また、日中は平塚市内の通所事業所へ通い始めました。よろずやたきの会さんでは当初から相談支援事業を絡ませてマネジメントをと考えていただいております、大変ありがたかったのですが少し様子を見させていただき長期になる場合にはマネジメントをお願いすることにしました。

④いわきへ戻ることを決める

避難を引き受けて下さった皆さんは、原発事故の状況が不確実でさらに余震がかなり続いていることで一様に避難生活が長期化するのではないかということだったと思います。そんな中で、避難生活に終止符を打つと決めたのは、なによりもいわき市内の状況変化です。3月末には企業が再開し、緊急避難した人たちも戻りはじめたことと、なによりも学校が始まることになったことです。それによりいわきで生きていけるんだと強く感じました。そして多くの通所系事業所も再開をしたことによります。

いわき市も沿岸部は津波による被害で300名以上の方が亡くなりましたが、当法人が運営するグループホーム等は市の中心部にあり津波の被害は本当に少ないものでした。さらに、避難などをしていただいていた世話人やヘルパーも戻ってきて仕事確保に目途がついたことです。そして多くの地域生活者が今までの生活に早く戻りたいと願っていたことです。

帰るに当たって、考えたことはこの時点で、利用者ひとりひとりにいわきの状況を報告すると共にいわきへ戻るかどうかの意思確認を書面でさせていただくということです。また、戻ってきてもどうしても不安のある場合には申し出ていただきセンターとして責任もって避難先を斡旋することも約束しました。

3月末から数名が会社再開の都合で本人の意思を確認し戻っていたのですが、第一陣は4月11日に神奈川からの復帰です。法人内の多くの事業所に手伝ってもらいながらの迎えでした。しかし、帰ってきてすぐに震度6弱の大きな余震があり再び断水の始まりと地震による恐怖があり再び不安が増大しました。

続いて長野県からの戻りはライフラインの復旧を待って4月15日に決定しました。多くの方は大喜びでいわきへ帰ってきて生活を再開したのです。

⑤いわきでの生活を再び始めて

しかし、帰ってみて、障がいのある人たちも、多くの不安を抱えながら生活をし、どうしても福島から避難したいと県外の相談支援事業所と連携をして移住した人もいます。また、移住してみたけれどやはりいわきに帰りたいと考え始めている人もいます。このことはとても大切なことで、どんなときでも決めるのは本人であることを確認させられます。

また、再度強い地震が起きてライフラインが寸断された場合や、原発の事故次第で避難せざるを得ない場合にはどこに避難するのか、そしてその後どう対応するのかを決めておかないといけません。法人としては、4月初めには、それを決定しました。

さらに、地域生活者の場合にはただ避難するということだけでなく、長期にわたる避難の場合には彼ら一人一人がどこでどう暮らすかということに関して丁寧に聞き取り自己決定を促す支援が求められます。

避難によりはじめの数ヶ月間あるいは半年間かは仕方なのかもしれません。それ以上は集団での避難生活ではなく一般の人の多くが避難所から仮設住宅・借り上げ住宅そして新たな生活へと移行していくと同じように障害のある人も次のステップに移行していく自己決定を支援していかなければならないと確認させていただいています。

非常事態になるととかく支援する側の考えは先行しますが、ずっと支え続けるという発想は事業者側のものであり、地域生活をしてきた本人にとってはたとえ今までの生活の変更を強いられようともそこで自分がどこで誰とどう暮らすかと言うことを自己決定することを支援する。そういう姿勢を貫くことが求められているのです。

⑥災害に遭う前の対応について

一方、今回の被災をとおして改めて取り組まなければならない課題としては、はじめに地域で生きていることによる近隣住民との関係性の確立です。個人情報の問題がありますが、隣組自治会に加入し、要援護者登録の検討などをきちんできるように解決を図ることが必要です。

次に、避難所暮らしは一般の方でさえ大変なのに障害を持っている人にとってはさらにつらいものがあります。常日頃から地域の障害福祉サービス事業所があらかじめ福祉避難所として市町村が指定をしていて、何かあれば近くにある事業所へ駆け込み出来るような互助的な支援システムを構築する必要があると強く感じております。それを機能させていくには、地域自立支援協議会の中でしっかり議論をし、市町村施策に反映できるようにしなければ絵に描いた餅になってしまいます。

さらに、緊急時にひとり一人を支援しきれない場合にどうするのかということです。近隣との関係性に関しては申しましたが、それでも一人になってしまったときに本人の情報をどう確実に伝えることが出来るのか、非常時の持ち出しに関しても再確認をして本人情報・預金通帳のコピーなどのリストを作成しその情報をいつでも持って歩けるように工夫することです。支援していた人でなくても誰かが支援を始めるときに役立つのです。そのための準備を確実にやっていくことが大事と感じます。

⑦最後に

今回の大震災をとおして、迷いながらも、決めて行かなければならないということで厳

しく生き方が問われる場面が多くありました。そのことは、障害のある人も同じでいいのではないかと思います。支援する側からすると地域生活者ひとり一人のニーズに応えていく作業を寄り添ってしていくのですが、ひとりの人間として「あなたはどのような問いをすることになるのです。問いに答えるには十分なわかりやすい情報がないといけません」、「決めるのはあなたですよ」と言い続け、もし違うと思ったらまたやり直すこともいいよという支援する側の姿勢をみせることが大きな安心につながると思うのです。いつもどんなときでもそれはそうでありたいと思うのです。

昨年の大震災から早一年になろうとしております。震災直後から直ぐに実に沢山の方々の支援をいただきました。また、今も支援をいただいております、感謝という言葉しか出てきません。人はそのつながりの中で生きていくのを再確認しています。障害のある人も同じように生きてくことができるような地域作りが出来ればいいと希望しています。感謝

(2) 社会福祉法人エルファロでは4カ所18名のグループホーム等を運営しており、災害時に自宅に返せる人は自宅に帰し、それ以外を県外避難とした。

3月18日から4月2日に渡って神奈川県茅ヶ崎市にある社会福祉法人翔の会へ6名、3月21日から3月31日の間埼玉県越ヶ谷市（翔の会紹介）に避難した。早期にいわきへ戻ったいきさつは小規模の法人なのでスタッフが回せない、交代要員がいないこと、そして避難した家族が戻ってきて入居者の受け入れをするためにホームを再開せざるを得なくなったことなどであったとのこと。

今回の経験から、今後原発事故で強制避難になった場合には仕方がないが、大きな地震だけだったら備蓄をして3日から1週間くらいがんばれば助けに来てくれると思うので避難せずに止まりたいとのこと。

(3) いわき市では、現在相双地域からの避難者が二万人を超えさらに増える傾向があり、災害後から公営・民間ともアパート物件が満杯状況であり、戸建て住宅においても同様である。それゆえグループホーム等を新規に開設しようにもどの法人でもどうにも動けないで苦慮している。

新規に戸建て住宅をホームのために建築する以外に方法がなく、いわき市地域自立支援協議会でも大きな課題として取り上げられている。

第3章

福祉事業所の地震防災に関するアンケート調査

大 西 一 嘉

3-1 調査概要

3-1-1 主な調査事項

- ・ 災害に対する備え
- ・ 地域との関係
- ・ 東日本大震災における被災内容
- ・ 東日本大震災における避難行動
- ・ 緊急地震速報の有意性
- ・ 震災に伴う津波被害
- ・ 事業所の基本属性

3-1-2 調査対象

本調査では、東北 3 県（岩手県、宮城県、福島県）に立地する、東日本大震災時に開所していた高齢者福祉施設・障害者福祉施設及び、現在開所している高齢者福祉施設・障害者福祉施設を調査の対象とした。

3-1-3 調査期間

平成 23 年 12 月 26 日～平成 24 年 1 月 29 日

3-1-4 配布及び回収の方法

配布に関しては東北 3 県にある事業所のリストに基づき、高齢者施設、障害者施設それぞれに郵送にて配布した。回収は、FAX による回収を行なった。なお、締切日を高齢者施設は、平成 24 年 1 月 10 日、障害者施設は、平成 24 年 1 月 21 日までにそれぞれ設定したが、高齢者施設については平成 24 年 1 月 19 日までに回収されたもの、障害者施設については平成 24 年 1 月 29 日までに回収されたものについて集計する。

3-1-5 配布・回収数

配布回収数は以下の表の通りである。ただし、複数の事業所をもつ法人に対しては最も被害の大きかった事業所のみの回答で良いとしたため、実回収数は下記の数字より高いと考えられる。

表 1 配布回収状況

	配布日	回収期間	配布数	回収数	回収率
高齢者福祉施設	12月26日	1月1日～1月19日	549	114	20.8
障害者福祉施設	1月10日	1月14日～1月29日	317	64	20.2
合計			866	178	20.6

3-2 調査分析(高齢者施設)

3-2-1 回答事業所の基本属性

◆施設の種類

回答していただいた事業所の種類の内訳は以下の通りである。

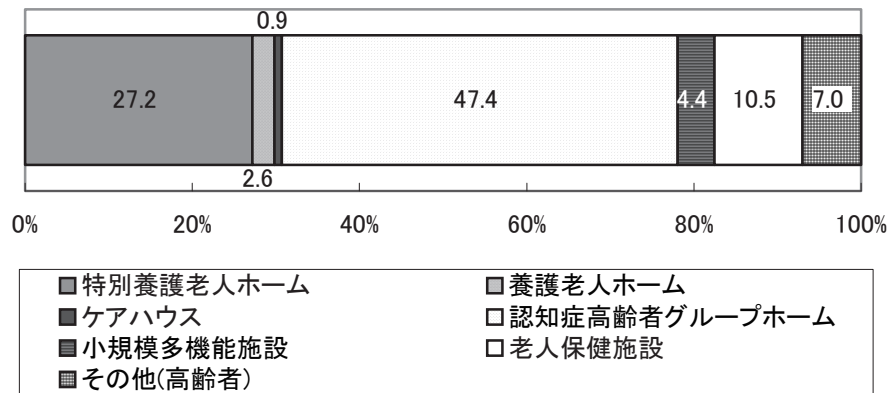


図 1 施設の種類の (高齢者) (N=114)

◆建物の構造、階数、ホームとしての利用階

半数は鉄筋コンクリート造である、木造かつ築年数も長い事業所も多く見られた。

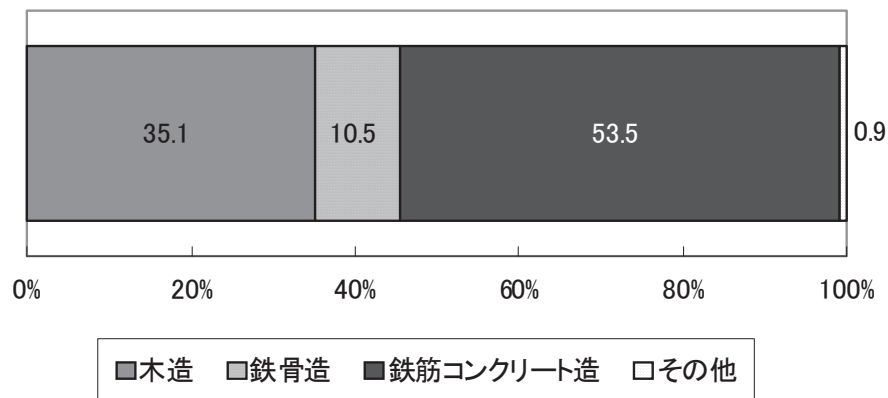


図 2 建物の構造、階数、ホームとしての利用階 (高齢者) (N=114)

◆記入者の役職

記入者のほとんどは施設の代表者であり、指示系統の上位にいたと考えられる。

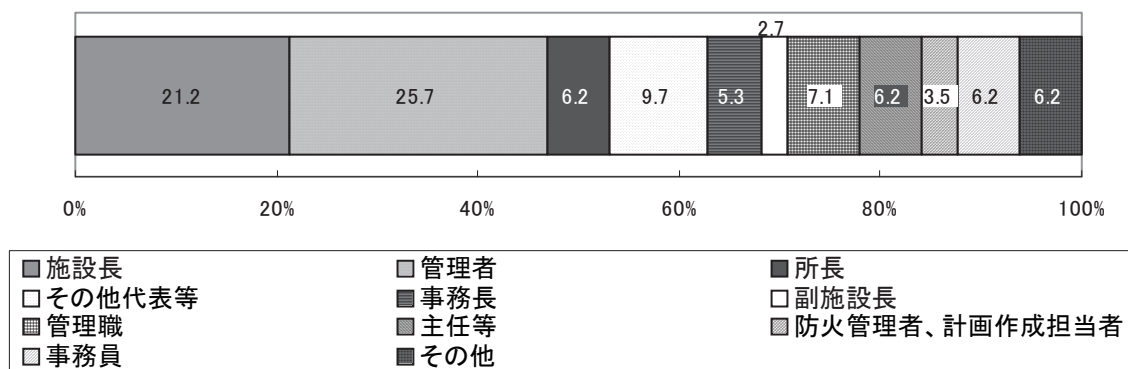


図 3 記入者の役職（高齢者）（N=114）

◆事業所の立地県

事業所の立地している県の内訳は以下の通りであり、半数が宮城県からの回答であった。

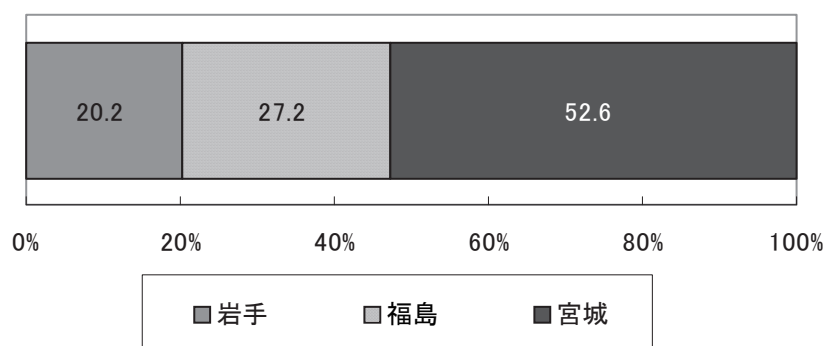


図 4 事業所の立地県（高齢者）（N=114）

3-2-2 東日本大震災以前の備えについて

◆想定対応マニュアルを持っていた災害

大半の事業所は日常火災についてのマニュアルは持っているものの、地震については約半数であった。また、東日本大震災で大きな被害をもたらした津波・高潮についても、立地条件により想定が変化する災害ではあるが 10.5%と低い値であった。

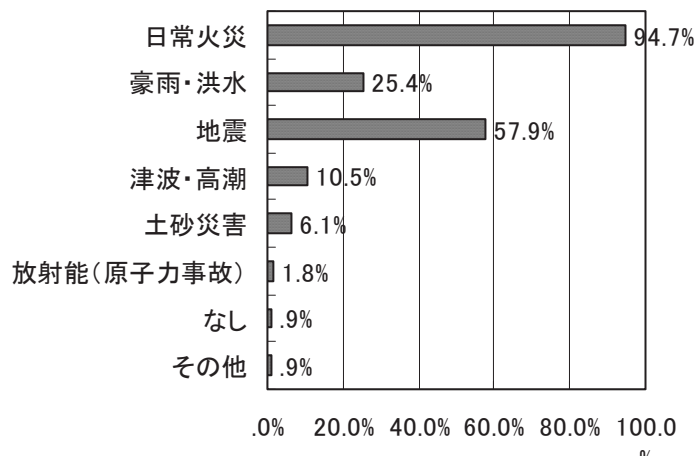


図 5 想定対応マニュアルを持っていた災害(高齢者)(複数回答可)(N=114)

また、東日本大震災において津波エリアに含まれた事業所での津波・高潮を想定した避難マニュアルの有無については以下の通りであり、被災した約 7 割の事業所はマニュアルを持たないまま対応したことがわかる。

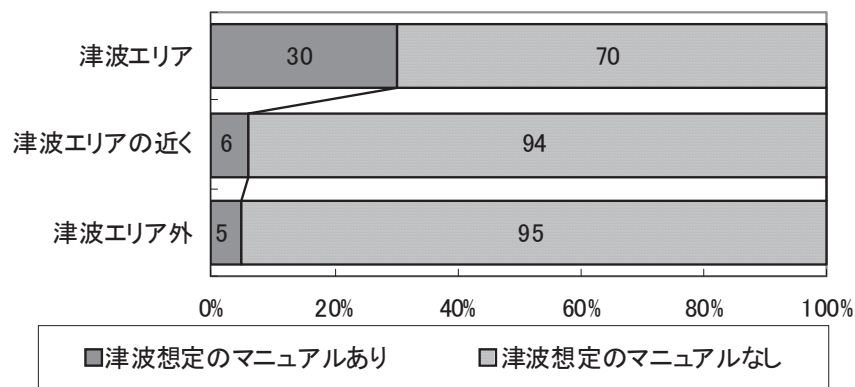


図 6 津波エリアとマニュアルの有無(高齢者)(N=114)

◆入居者と共に実施したことのある訓練

高齢者福祉施設では年に 1 度火災を想定した避難訓練の実施が義務づけられているため、屋外への避難訓練はほぼ全ての事業所で実施されていたが、東日本大震災のような広域災害を想定した訓練を実施している事業所はほとんどない。

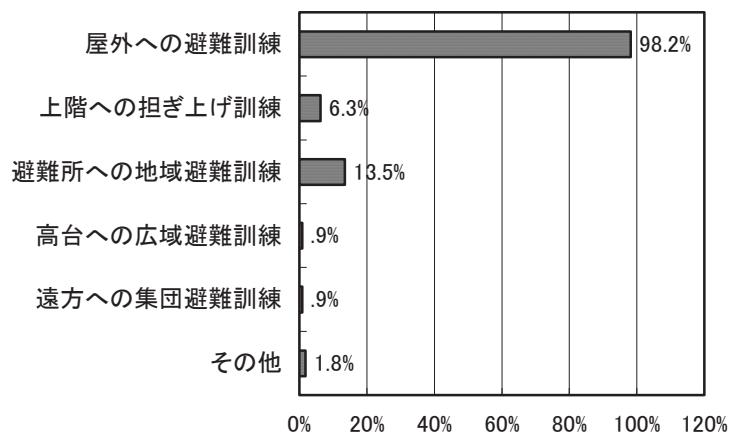


図 7 入居者と共に実施したことのある訓練(高齢者)(複数回答可)(N=111)

◆地域の防災訓練への参加

約 3 分の 1 の事業所は何らかの形で地域での防災訓練に参加していることがわかった。また、その他の回答では、「事業所の避難訓練に地域の方に参加してもらっている」と言う回答があった。一方、約 30% の事業所については地域の防災訓練は行なわれていないと回答しており、地域差があることがわかった。

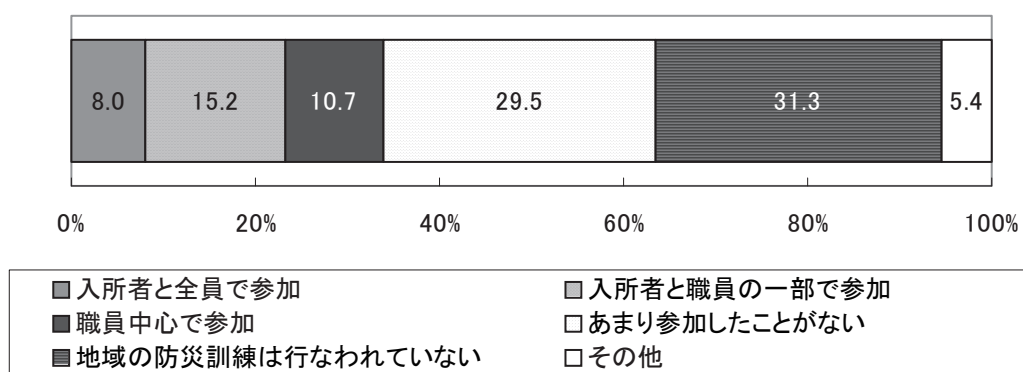


図 8 地域の防災訓練への参加（高齢者）（N=112）

◆近隣との日常交流について

約半数の事業所が比較的活発であると回答している。この結果は先述の「地域の防災訓練への参加」の回答よりも大きく、地域防災訓練に参加せずとも何らかの形で交流が行われていることがわかる。

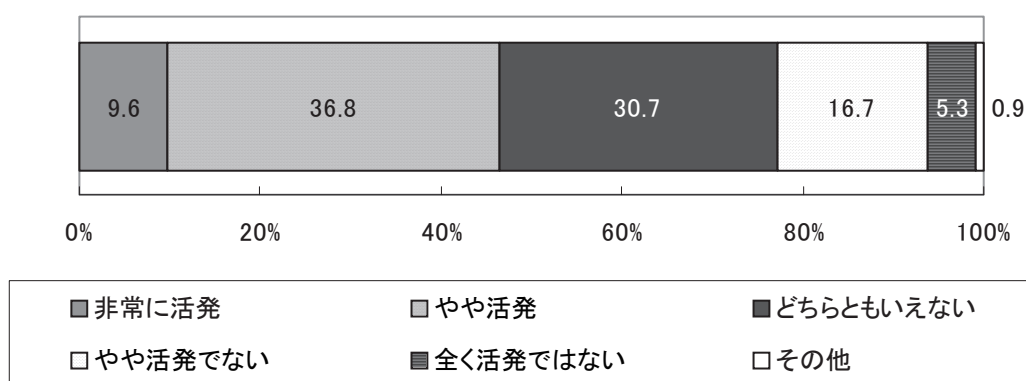


図 9 近隣との日常交流について（高齢者）（N=114）

◆災害時の「周辺住民からの手助け」への期待度

周辺住民からの手助けについては期待できた・どちらともいえない・期待できないがほぼ同数であった。また、その他では「事業所が単独で被災した場合は期待できるが、広範囲の災害では期待できない」という意見もあった。

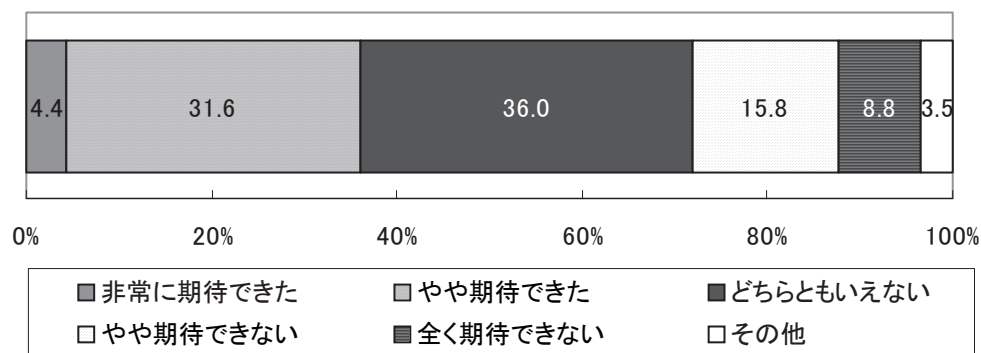


図 10 災害時の「周辺住民からの手助け」への期待度（高齢者）（N=114）

◆地元団体（自治体、消防団など）との応援協定

応援協定を結んでいると回答した事業所は 21.4%と少なく、結んでいなかったという回答が半数以上の 58.0%を占めた。その他では、「協定は結んでいないものの合同で避難訓練を実施したことがあった」「地元消防団に要請していたが非協力的であった」などの回答があった。

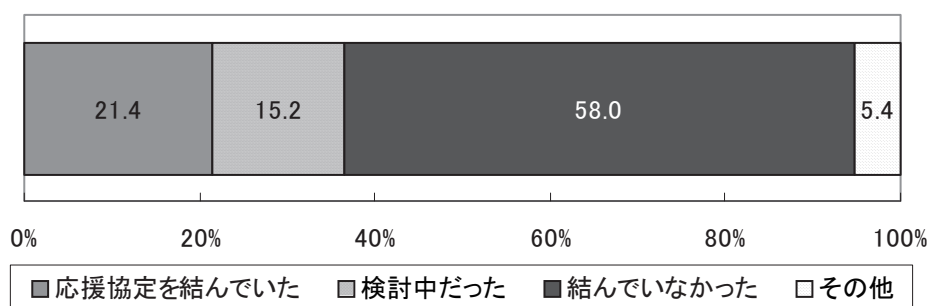


図 11 地元団体との応援協定（高齢者）（N=112）

◆近隣との間で応援手順を決めていたか

回答数は前述の「応援協定」の項目と同様の結果となった。その他の意見では「近隣が併設病院であるため、応援を受けることは可能」「自社・関連グループ（近隣）からの応援手順を決めていた」や、「火災時の応援手順のみ決めていた」という意見も見られた。

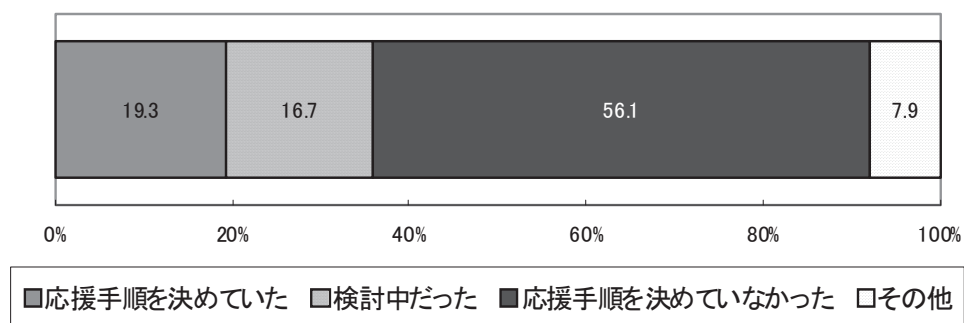


図 12 応援手順を決めていたか（高齢者）（N=114）

◆事業所が避難を伴うような被災を受ける事への危機感

危機感については、低かったと応えた割合が約半数以上を占めた。東北地方では以前より地震の可能性が示唆されており、危機感を持ちやすい環境にあったにも関わらず危機感は低いという結果となった。地震が来ることは分かっていたが「自分のところは大丈夫」という正常化バイアスが働いていたのではないかと考えられる。

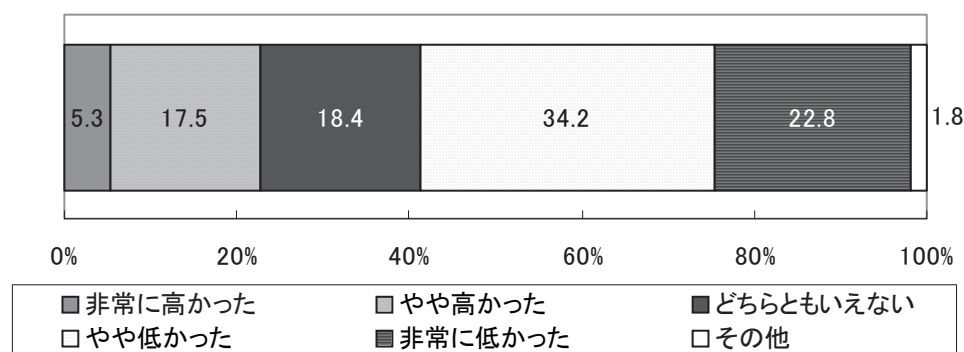


図 13 避難を伴う被災を受ける事への危機感(高齢者)(N=114)

東日本大震災において津波エリアに含まれた事業所と事前の危機感とのクロスを取ると、津波エリアに含まれた事業所でも危機認識は低かったことがわかる。

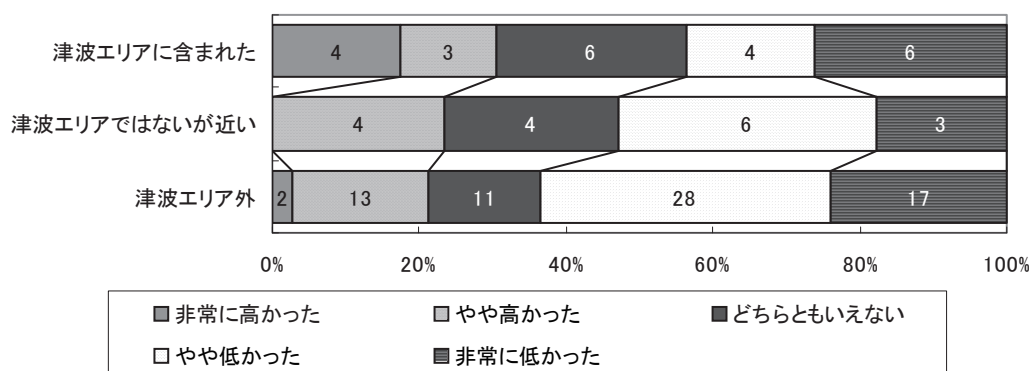


図 14 津波エリアと事前の危機感(高齢者)(N=114)

◆具体的な避難手順を事前に定めていた災害

火災や倒壊（地震）については定めている事業所が多く見られたが、一方 4 割の事業所が具体的な手順は決めていないと回答した。その他の意見では、「震度 6 程度までは倒壊の心配はなく、その他災害に対しても安全な立地にあるため、避難することは考えていない」や、「ご家族に迎えに来ていただく」との回答もあった。

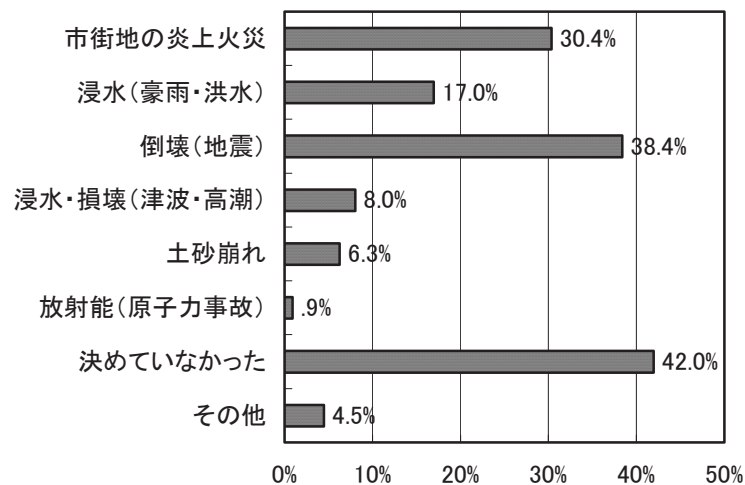


図 15 避難手順を事前に定めていた災害(高齢者)(複数回答可)(N=112)

また、マニュアルの有無と具体的な手順を決めていたかをクロスした結果、どの災害に対してもマニュアルはあるものの具体的な避難手順は想定していない、リアリティの足りない対策しか行なわれていないケースが約半数であることがわかる。

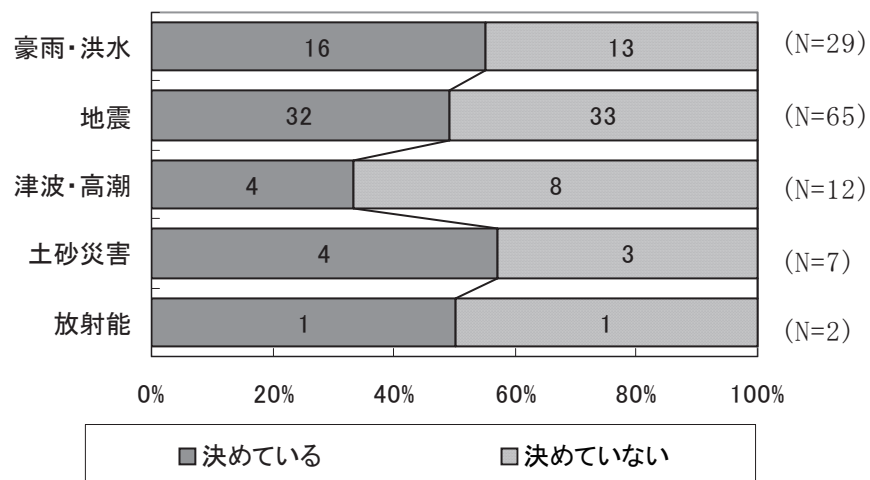


図 16 マニュアルと避難手順(高齢者)

◆東日本大震災以前に、入居者を避難させた災害の有無

8 割以上の事業所が実際の避難を経験したことがないことがわかった。未経験の状態で被災した事業所が多くあったことが考えられる。

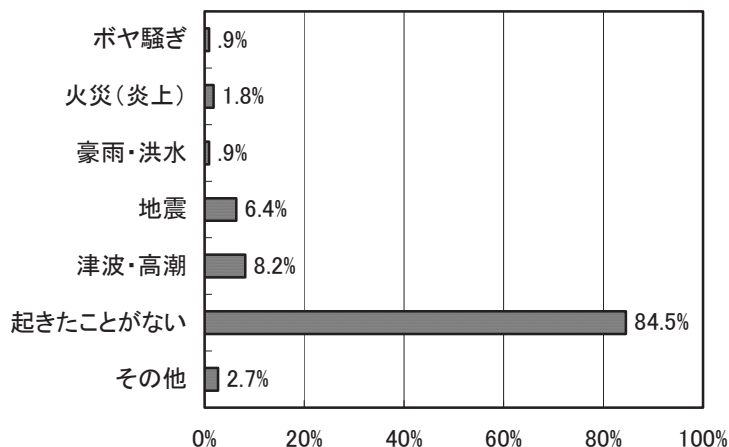


図 17 入居者を避難させた災害の有無(高齢者)(複数回答可)(N=110)

◆東日本大震災で、日頃の防災訓練は役に立ったか

半数以上の事業所が役に立ったと回答している。前述の通り、実際の災害に伴う避難を経験することはまれである為、災害を想定した訓練を日頃から行うことが、万一の災害に備える方法として有効だと言える。

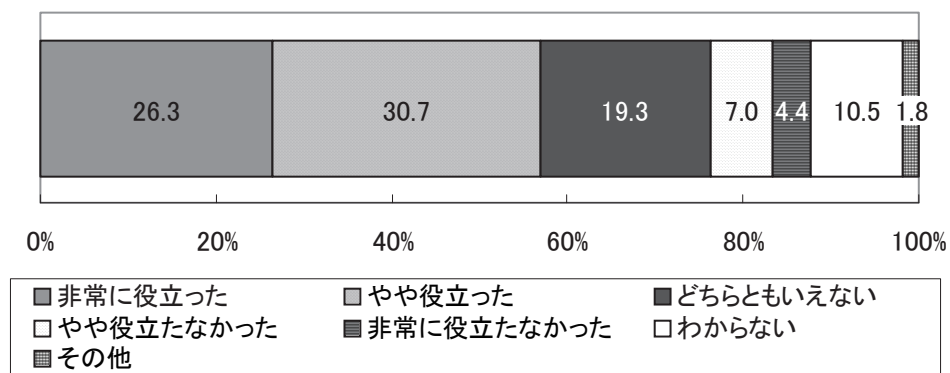


図 18 日頃の防災訓練は役にたったか(高齢者)(N=114)

また、役に立たないと回答した事業所の特徴として、「火災の想定のマニュアルのみであった」ことや、「具体的な手順を決めていなかった」、「ライフラインの断絶の想定がなかった」ことが共通して挙げられる。

◆三陸沖地震[M7.2](2011年3月9日)に伴う津波警報発令での避難行動

東日本大震災の2日前の地震では一部の事業所のみ避難、もしくは避難行動をしたことがわかる。

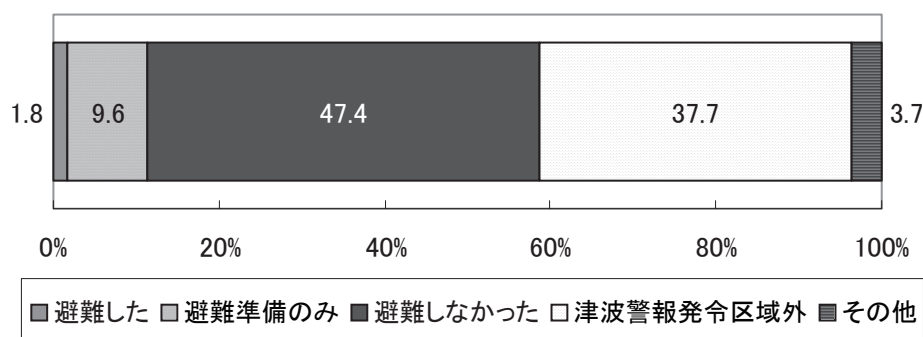


図 19 三陸沖地震での避難行動（高齢者）（N=114）

◆昨年のチリ地震（2010年2月28日）に伴う津波警報発令での避難行動

前述の東日本大震災2日前の地震時に比べ多くの事業所が避難行動を行っていることがわかる。チリ地震の際の避難行動と同様に東日本大震災時も避難した事業所もあり、チリ地震での避難行動の有無が、東日本大震災での避難行動に大きく影響している可能性が考えられる。

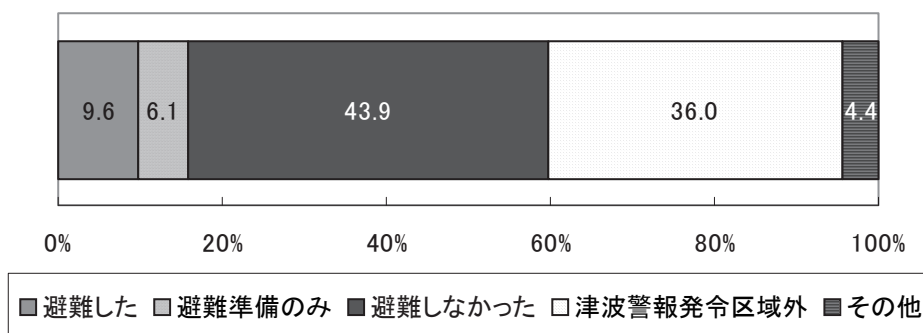


図 20 チリ地震での避難行動（高齢者）（N=114）

◆防災マニュアルの見直しについて

約3割の事業所が東日本大震災後にマニュアルを見直したと回答している。また、見直し中、いずれ見直したいと回答した事業所もそれぞれ3割程度あった。また、見直し内容について、最も多かったのは「食料・物資の備蓄」であった。想定していた3日分の食料では足りないの7日分は必要との意見も複数みられた。また、「ライフライン切断時の対応」についてマニュアルがなかったので作成したいという意見も多かった。

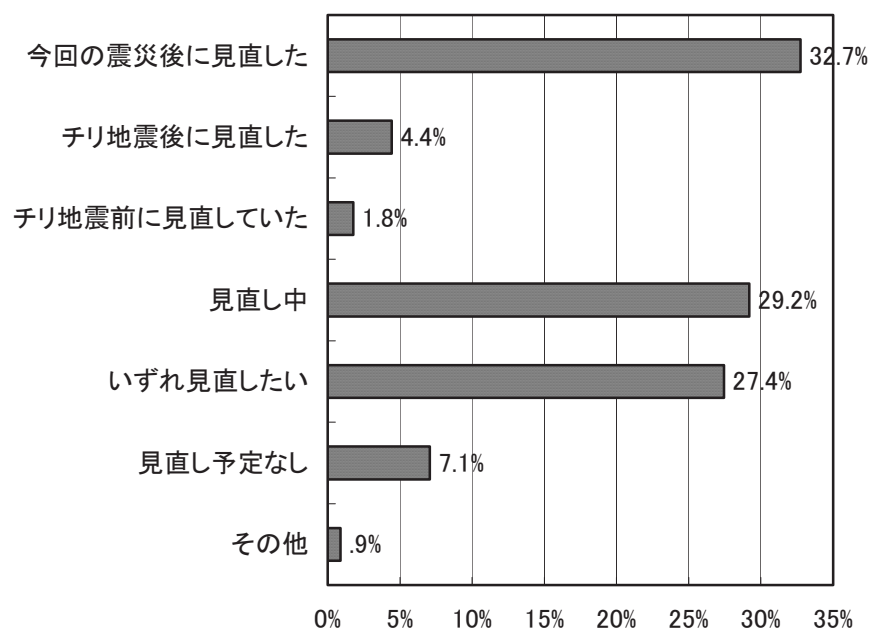


図 21 防災マニュアルの見直しについて(高齢者)(複数回答可)(N=113)

3-2-3 東日本大震災における被害概要

◆事業所建物の被害等、り災証明の程度

回答をしていただいた事業所の約 7 割が何らかの形で被災していることがわかる。厚生労働省の資料では東北 3 県での福祉施設の被害として全壊した老人福祉施設は 12 件であることから、大きく被災した事業所の回答率は高かったと言える。また、その他には「放射能による被災」が含まれている。

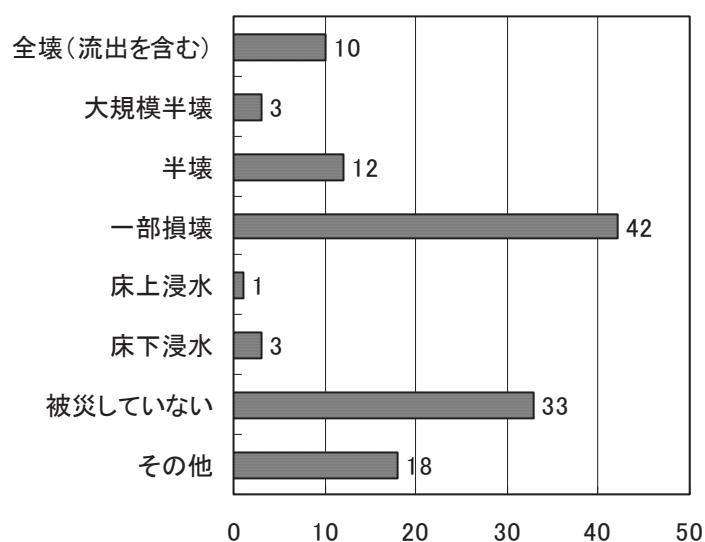


図 22 り災証明の程度(複数回答可)(高齢者)(N=113)

◆被災した要因

津波での被害が多く取り沙汰されているが、本調査での回答においては被災した要因のほとんどが「地震の揺れ」であった。

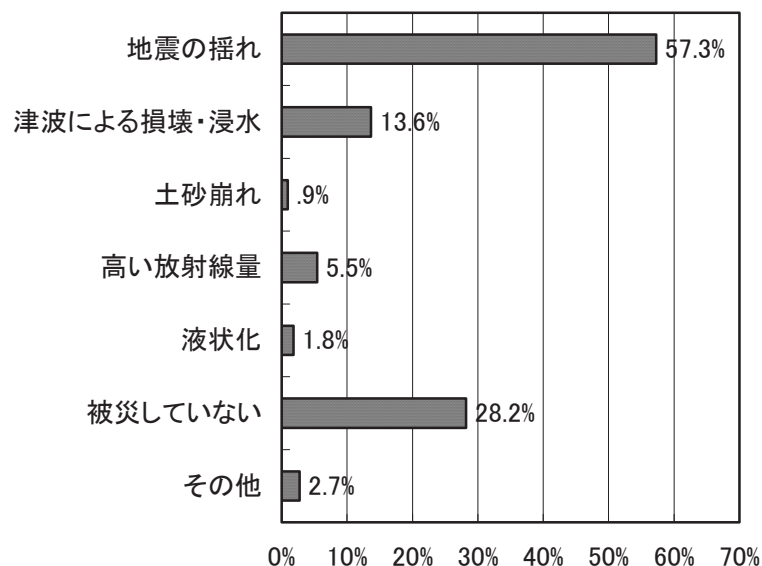


図 23 被災した要因（高齢者）（複数回答可）（N=110）

◆人的被害の有無

人的被害はほとんどの施設がないと回答していた。一部、スタッフの家族が被災した等の回答があった。

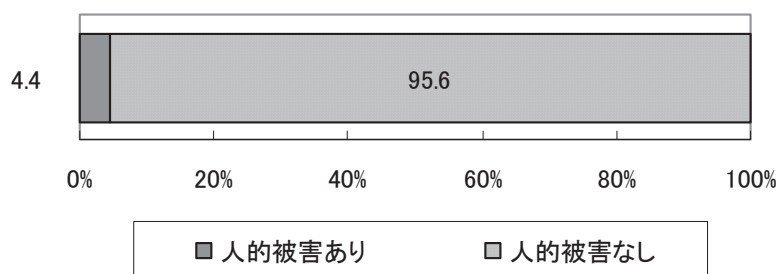


図 24 入所者の人的被害（高齢者）（N=114）

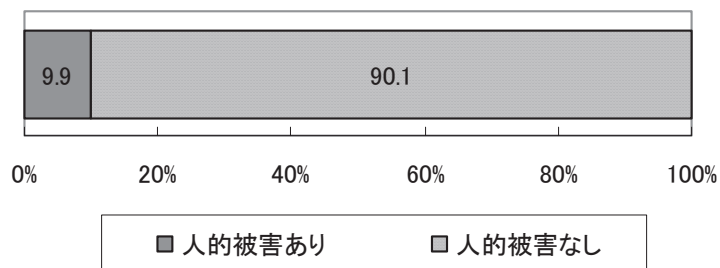


図 25 スタッフの人的被害（高齢者）（N=111）

◆地震発生当時の入居者の現在居住している場所

大半の事業所の入所者は現在も同じ事業所で生活しているが、建物被害の大きかった事業所の入所者は他の事業所や実家、応急仮設住宅で生活していることがわかった。他の事業所に入所者が移住している場合、事業所を復興再開する際の入所者の確保や、再開までのスタッフの雇用等で問題が大きく、今後の動向にも注目する必要がある。

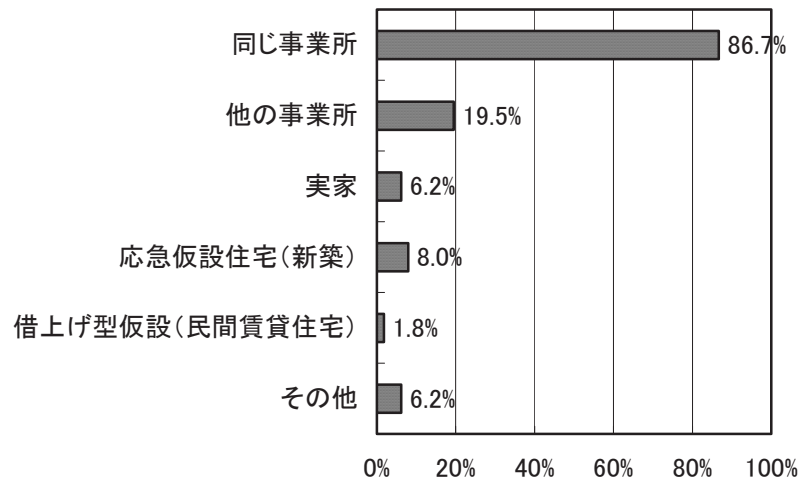


図 26 地震発生当時の入居者の現在居住している場所（高齢者）（複数回答可）（N=113）

◆放射能による影響で、事業所が該当する指定区域・地点等

警戒区域に含まれるとの回答が 10 件あった。区域内の事業所は今仮設の事業所をつくるなどして運営を続けているが、「いつ戻れるのかまったく分からず不安だ」という声があった。

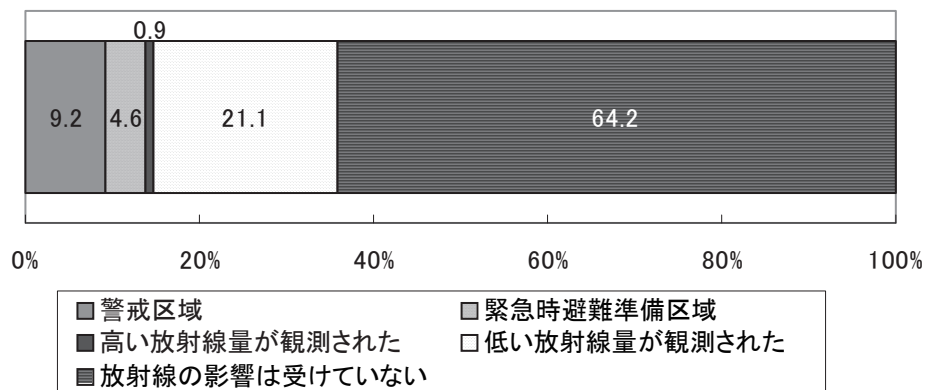


図 27 放射能による影響（高齢者）（N=109）

3-2-4 緊急地震速報について

◆最初に緊急地震速報を受けた時

緊急地震速報を揺れの前に受けたとの回答は 3 割程度しかなく、地震の最中や収まった後、受けていないと回答は合わせて 6 割となった。

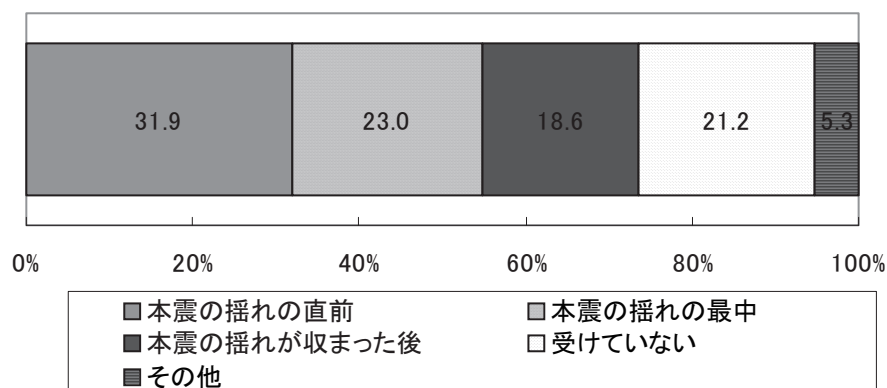


図 28 最初に緊急地震速報を受けた時点(高齢者)(N=113)

◆最初に緊急地震速報を何から得ましたか

ライフラインの寸断により、携帯・スマートフォンによって受けたという回答が約半数あった。また、周囲の人という回答も1割程度あった。

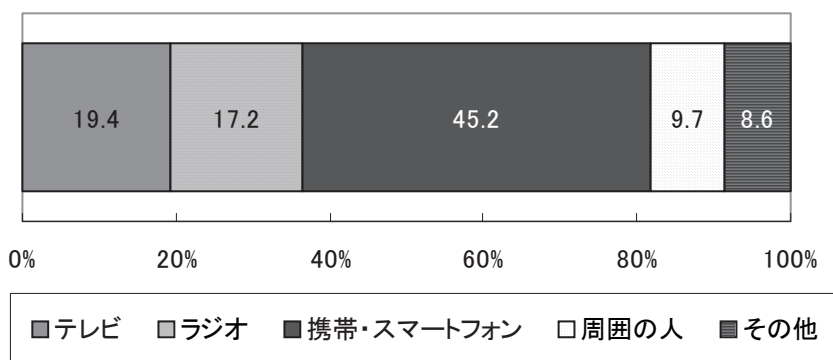


図 29 最初に緊急地震速報を何から得たか(高齢者)(N=93)

◆速報を受けて、即座に何ことができましたか

マニュアルにある通り「入所者をかばった」との回答が最も多く、次いで「周囲の人に指示をした」「危険を周りに知らせた」「身構えた」との意見が多かった。

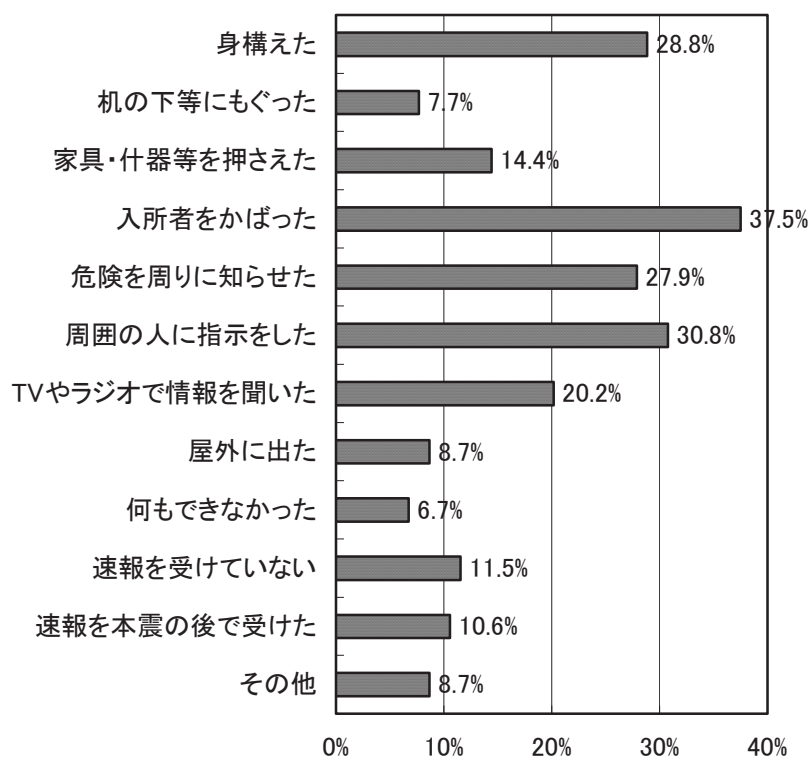


図 30 速報を受けて何ができたか(高齢者)(複数回答可)(N=113)

◆緊急地震速報は役に立ったか

緊急地震速報が役に立ったとの回答は3割程度と低い値であった。

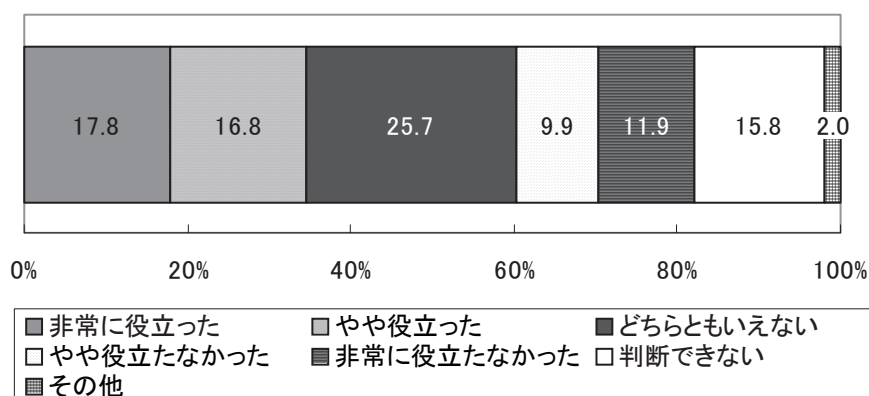
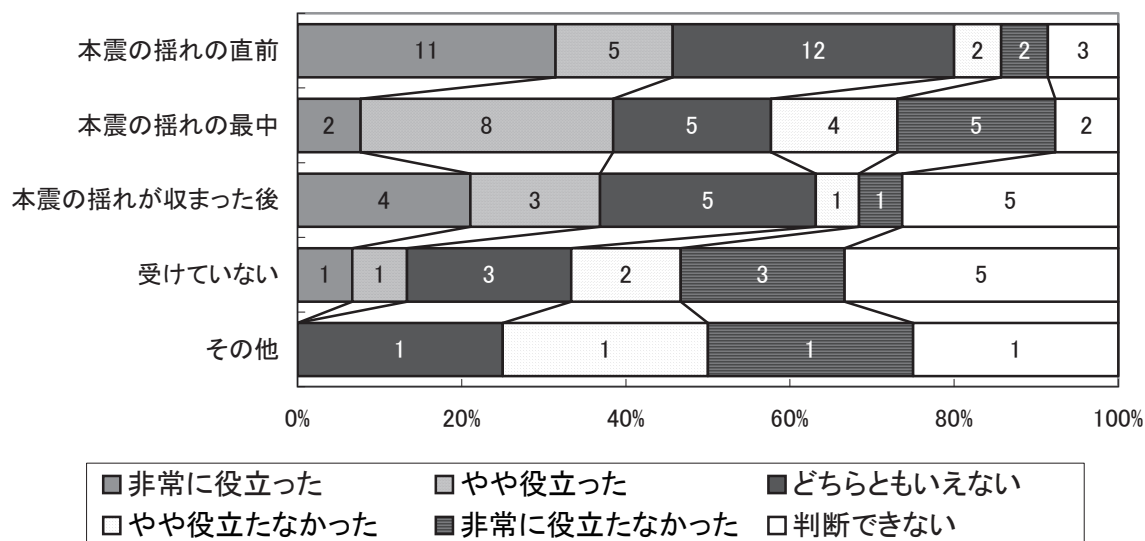


図 31 緊急地震速報は役に立ったか(高齢者)(N=110)

また、緊急地震速報を受けた時点とクロスした結果、揺れが収まった後に速報を受けた場合でも役に立ったと答えている割合は、揺れの直前・最中とほぼ変わらず、緊急地震速報の有効性は受けた時点に必ずしも起因するわけではないことがわかった。



図

3 2 速報を受けた時点と有効性（高齢者）（N=101）

3 - 2 - 5 東日本大震災における避難行動

◆地震発生当時の天候

地震時の天候は「雪・あられ」「曇り」「みぞれ」など悪天候が8割以上であり、過酷な状況での被災であったことがわかった。

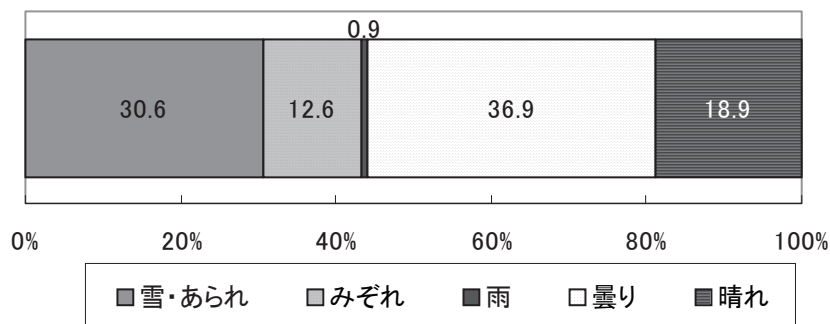


図 33 地震発生時の天候（高齢者）（N=111）

◆地震の直後の危機感

ほとんどの記入者が危機感を感じたと回答した。事前に被災することへの危機感を感じていないと回答したのは3割程度であったことを考えると、6割程度の記入者は想定外のできごとであったことが考えられる。

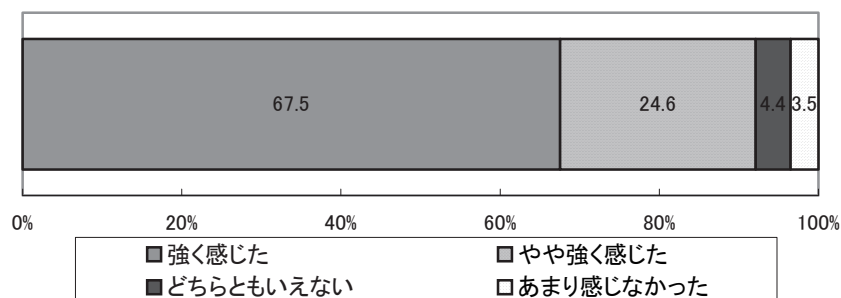


図 34 地震直後の危機感（高齢者）（N=114）

◆地震後（発生から 30～90 分程度）の行動

地震後 30 分～90 分程度までの行動で最も多かったのは「入居者の点呼」と「情報収集」であった。多くの記入者が複数回答をしており、前述の通り想定外の災害であったにもかかわらず精力的に行動していたことが見受けられる。

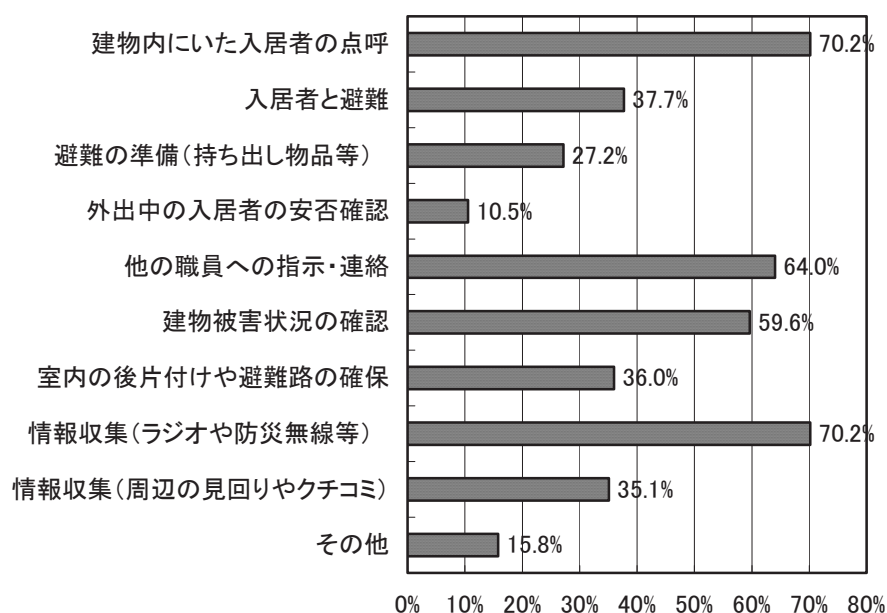


図 35 地震後の行動（高齢者）（複数回答可）（N=114）

◆地震後（30～90 分程度の間）入居者を集団で移動させたか

半数以上の事業所がそのまま施設内に留まったと回答している。その他では「併設施設」という回答が多く、「公共施設」という回答もあった。

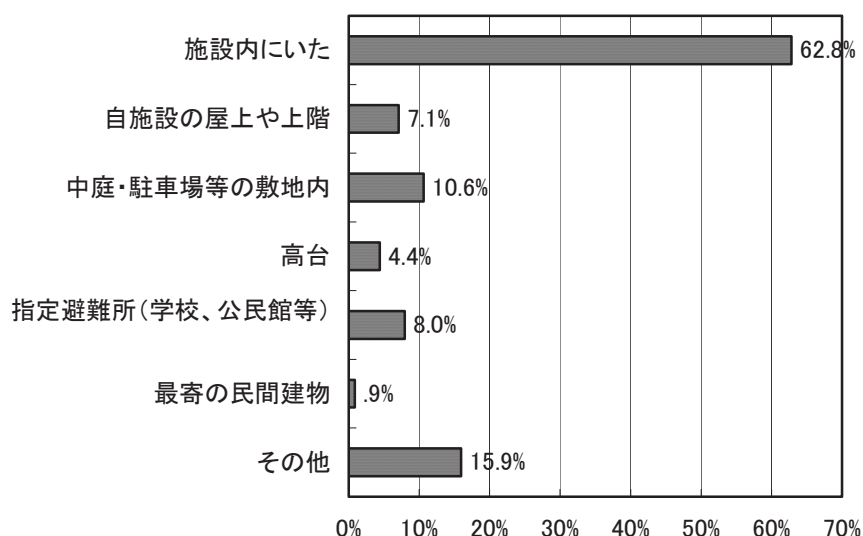


図 36 地震後入居者を集団で移動させたか(高齢者)(複数回答可)(N=113)

◆集団避難した目的

施設内にいたと回答した中でも、余震に備え各フロアホールに集まったとの回答もあった。

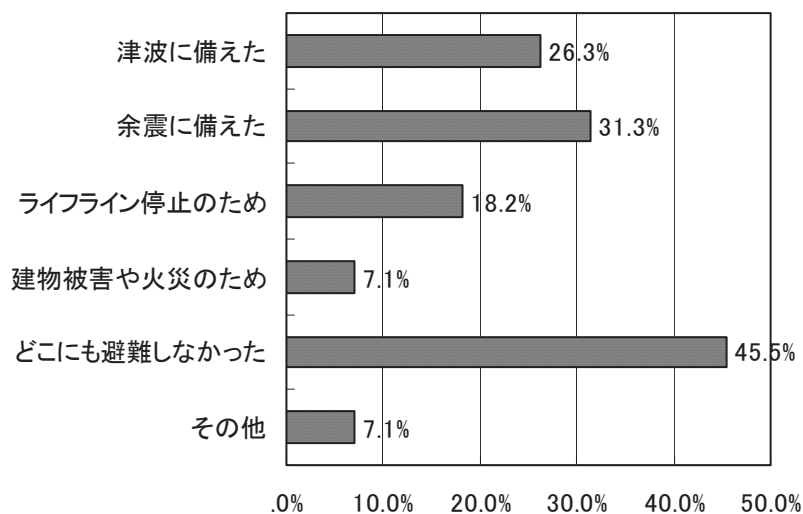


図 37 集団避難した目的(高齢者)(複数回答可)(N=99)

◆避難先までの移動手段

遠方への避難を行った事業所は車の回答であったが、本調査での回答のほとんどが前述の通り近隣や施設内での移動であった為、「徒歩」と「リアカー、車椅子」との回答が多かった。

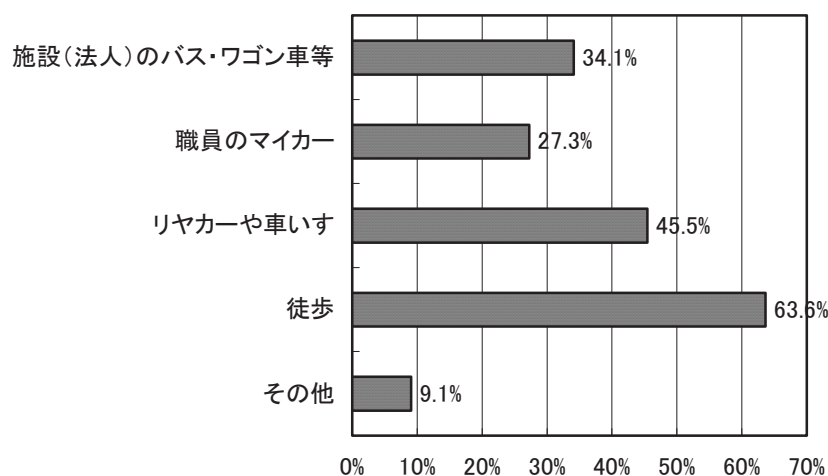


図 38 避難先までの移動手段(高齢者)(複数回答可)(N=44)

◆避難先での、津波到来による影響

避難先での津波到来による影響は8割程度は影響がなかったとの回答であった。しかし、非常に危険、やや危険と答えた事業所もあったことから、津波時の避難先の選定も難しい問題であると考えられる。

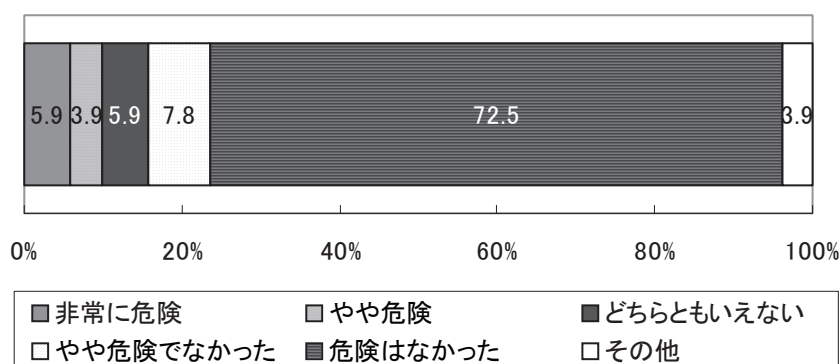


図 39 避難先での、津波到来による影響(複数回答可)(高齢者)(N=51)

◆地震後の避難先の選定理由について最も考えに近いもの

避難先の選定理由について、「より高いところ」と「事前に決めたところ」という回答が同数であった。事前に避難先を決めていても想定外の事態が起きた場合、臨機応変な判断が必要となる場合もあり、避難先の選定基準は一概には言えないことがわかった。

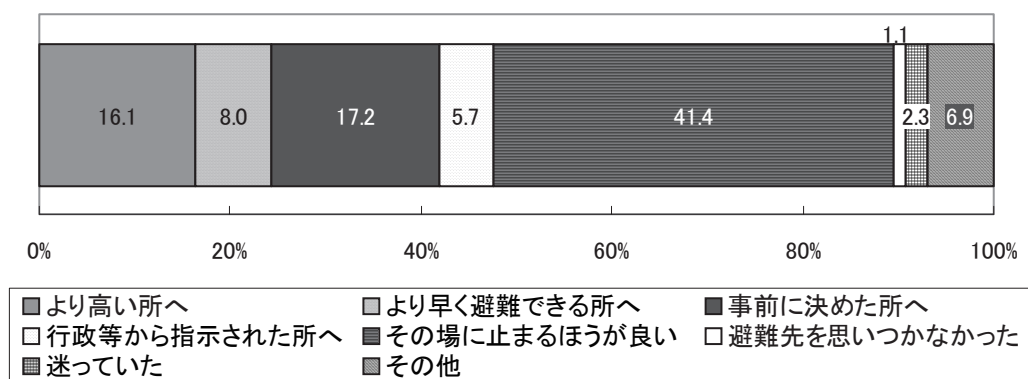


図 40 避難先の選定理由について最も考えに近いもの（高齢者）（N=87）

◆最終的に避難先等（避難しない事も含めて）を指示した人物

ほとんどの事業所が施設長や管理者等、事業所の代表者が指示系統の上に立っていたという結果であるが、一部会合により施設の代表者が不在で指示系統が上手く機能せず、判断が難しかったとの事例もあり、代表者が不在の場合の指示系統も想定しておく必要がある。

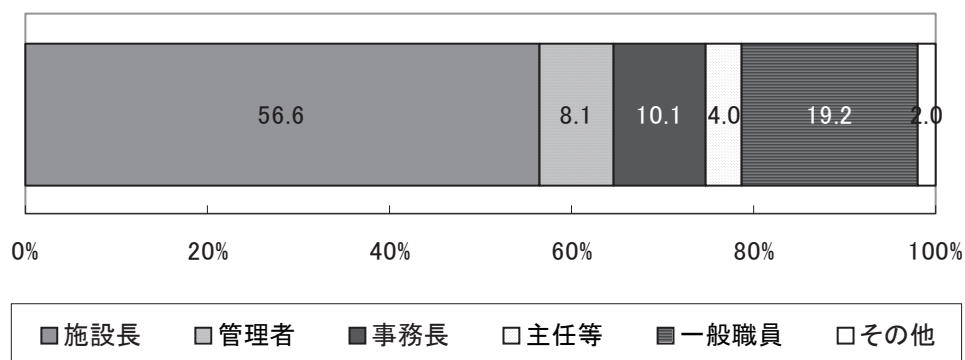


図 41 最終的に避難先等を指示した人物（高齢者）（N=99）

◆地震後の緊急対応で、困ったこと

困った事の一番は「情報収集」であった。被災の程度によらず情報収集が困難であったとの回答があり、ライフラインが寸断された場合の情報収集手段の確保や、事前に行政等から情報を受け取る話し合い等が必要であると考えられる。また、その他では、「ライフラインの切断」「燃料不足」「食料不足」「連絡手段の確保」等の意見が多く見られた。

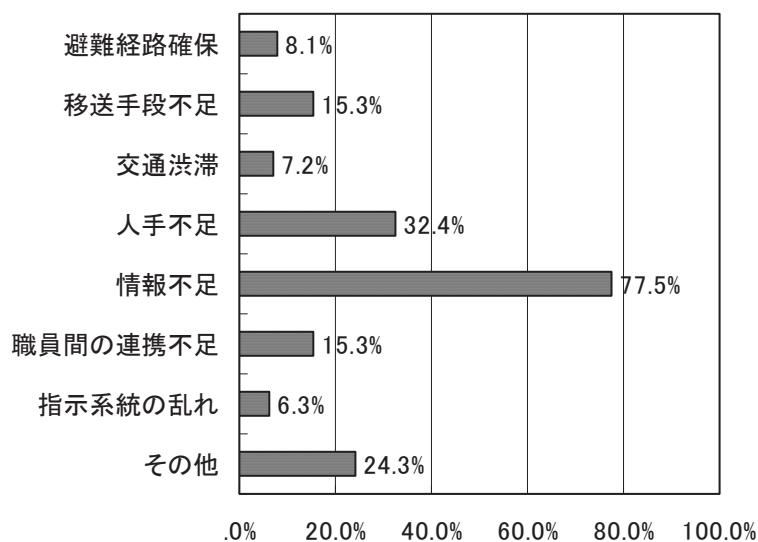


図 42 緊急対応で、困ったこと(高齢者)(3つまで回答可)(N=113)

◆地震当日の夜過ごした場所

当日の夜は約半数以上が事業所の中と回答しているが、地震直後は施設に留まり、しばらくして避難所等に避難した事業所も数多く見られた。しかし、避難所に避難したものの「事業所に帰って欲しい」と言われ事業所に戻ったという事例もあり、災害時の要援護者の受け入れ態勢はまだまだ整っておらず、課題が山積していると考えられる。

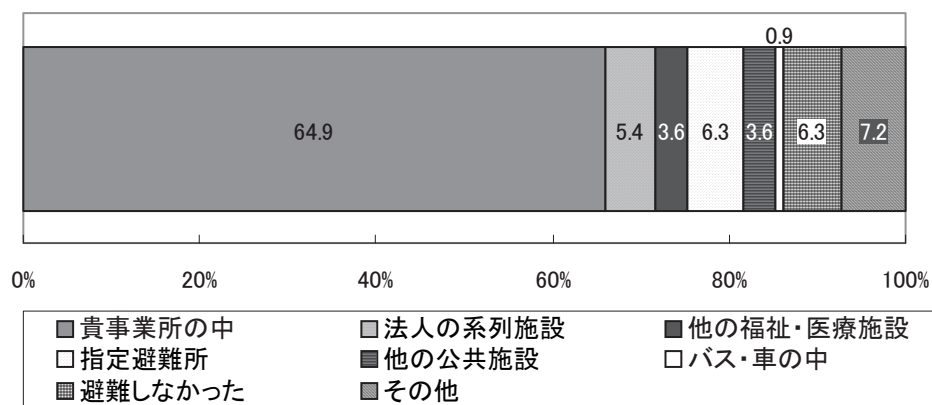


図 43 地震当日の夜過ごした場所(高齢者)(N=111)

◆震災の発生時に、防災責任者は施設内にいたか

防災責任者が不在であった事業所は2割程度であったが、災害時に防災担当者がいないという状況は十分に想定できるので、その際の対応方法も事前に考えておく必要がある。

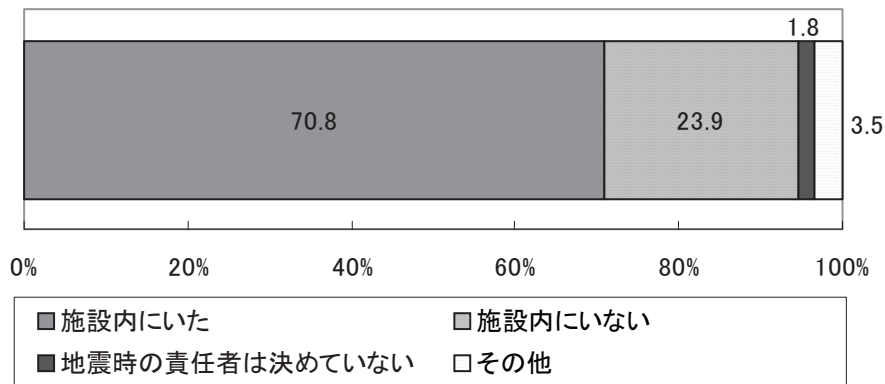


図 44 震災の発生時に、防災責任者は施設内にいたか(高齢者)(N=113)

3-2-6 津波に伴う避難行動

◆事業所は東日本大震災において津波エリアに含まれたか

津波エリア・津波エリア付近であった事業所は約3割であった。

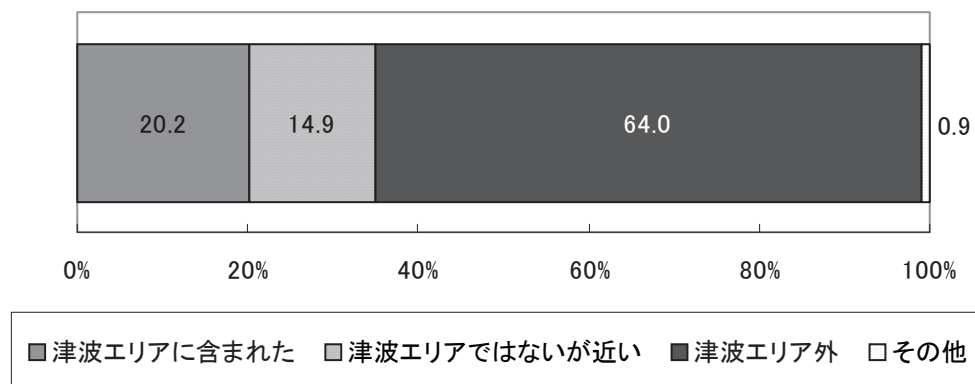


図 45 津波エリアに含まれたか(高齢者)(N=114)

◆全員の避難が完了して津波が来るまでの余裕時間は十分だったか

津波が来るまでの余裕時間について、約半数以上が十分でなかったと回答しており、津波到達までギリギリの避難であったことがわかる。本調査では人的被害はほとんど見られなかったが、一歩間違えば危険であった事業所が半数以上であったことから、津波対策は危機感を持って行なっていくべき課題であるといえる。

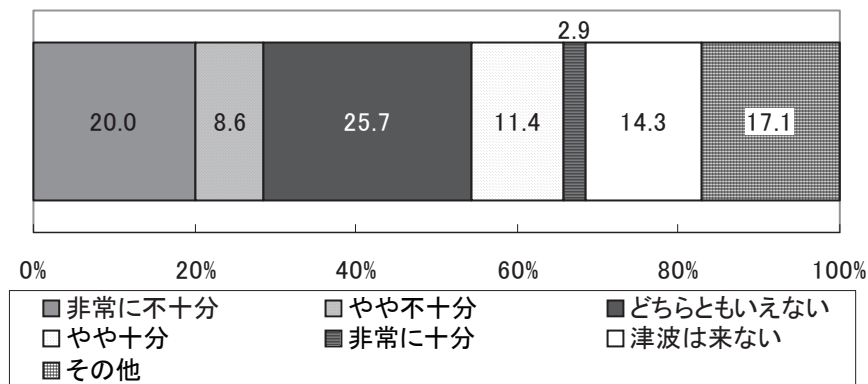


図 46 津波が来るまでの余裕時間（高齢者）（N=35）

◆津波警報を得た方法

津波警報は半数が「防災無線（屋外スピーカー）」からであった。また次に多いのは「近隣住民から」であり、日頃からの近隣との関係が災害時にも現れてくることが伺える。また、その他では、「テレビ」や「津波による避難者が駆け込んできて」というものもあった。

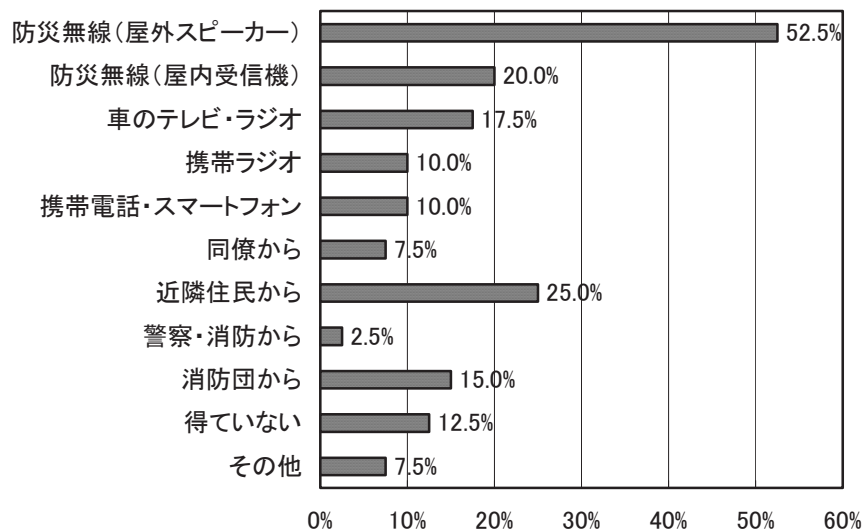


図 47 津波警報を得た方法（高齢者）（複数回答可）（N=40）

◆津波警報のうち確認できた気象庁発表内容

津波エリア・津波エリア付近の事業所の約 4 分の 1 は津波警報を聞いていないことがわかった。また、第 1 報・第 2 報共に聞いている事業所は少なく、どちらか一方のみという回答が多かった。

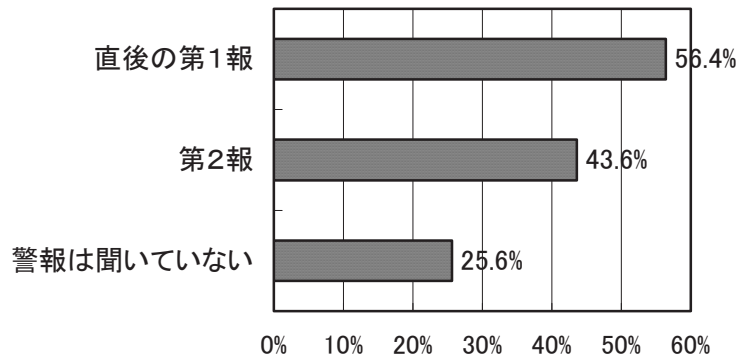


図 48 確認できた気象庁発表内容(高齢者)(複数回答可)(N=39)

◆入所者の避難完了までの所要時間

避難の所要時間は事業所の規模や避難先までの距離に起因するため一概に比較はできないが、その他の中には避難完了まで2時間かかったと回答している事業所もあった。個々に所要時間は大きく差が出ることを考え、事業所が被災した際、避難にどの程度時間がかかるのかを実際に訓練を行い把握しておくことが重要であると考えられる。

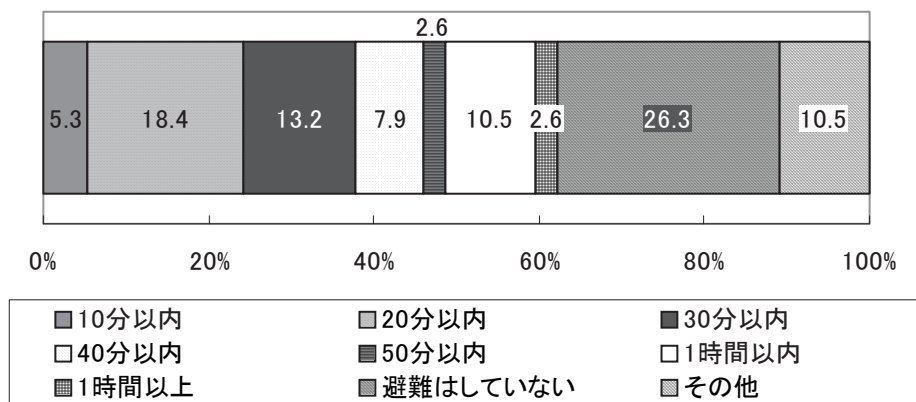


図 49 入所者の避難完了までの所要時間(高齢者)(N=39)

3-3 調査分析(障害者施設)

3-3-1 回答事業所の基本属性

◆施設の種類

回答していただいた事業所の種類の内訳は以下の通りである。

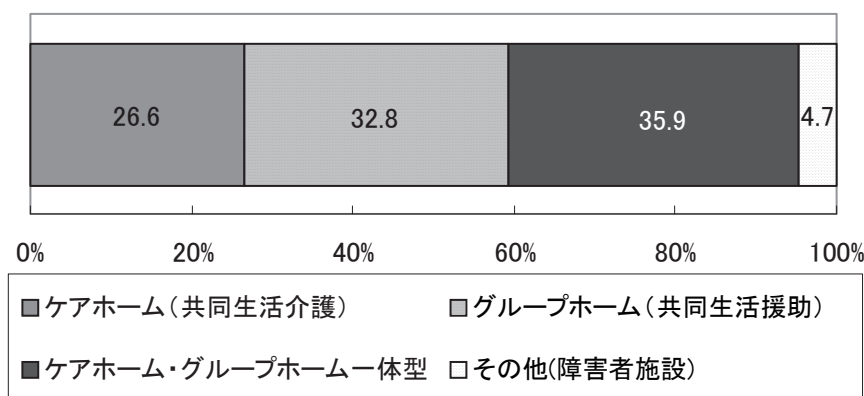


図 50 施設の種類の(障害者) (N=64)

◆建物の構造、階数、ホームとしての利用階

高齢者施設とは異なり、約 7 割は木造建築物であった。この結果の背景として、高齢者施設に比べ障害者グループホームは 1 ユニットの人数が少なく既存の木造住宅の転用が可能であることと、障害者グループホームの理念として一般的な住宅で住むことを考えているためであると考えられる。

その他には、「軽量鉄骨」、「コンクリートブロック作り」が含まれる。

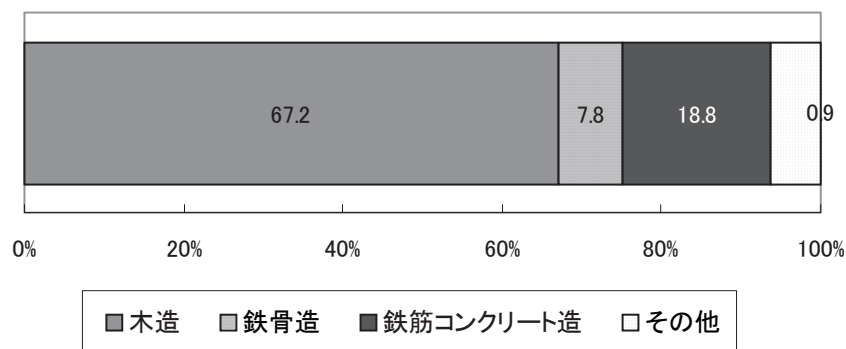


図 51 建物の構造、階数、ホームとしての利用階(障害者)(N=64)

◆記入者の役職

記入者の内訳は以下の通りである。

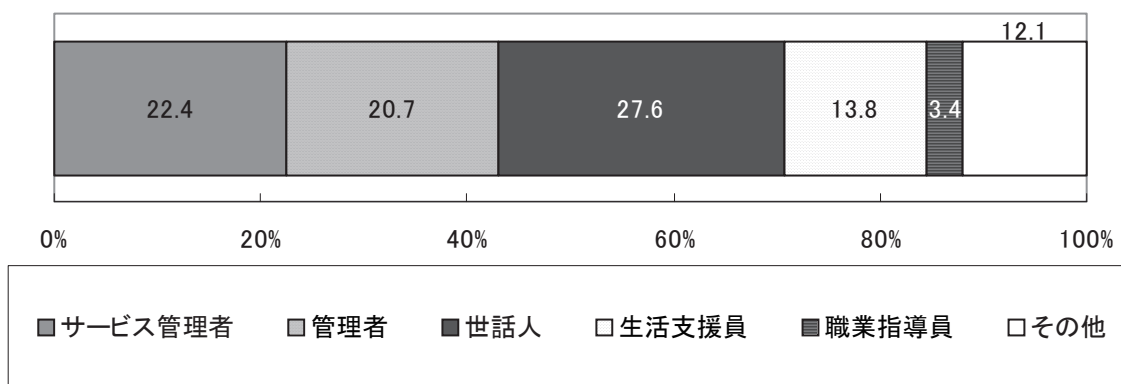


図 52 記入者の役職（障害者）（N=64）

◆事業所の立地県

事業所の立地している県の内訳は以下の通りであり、高齢者施設と同様に半数が宮城県からの回答であった。

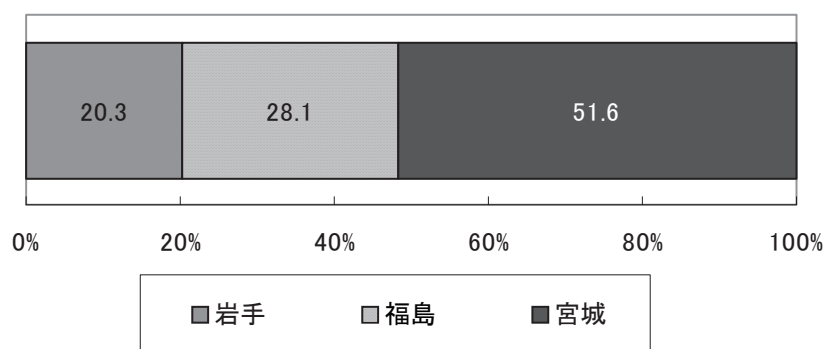


図 53 事業所の立地県（障害者）（N=64）

3-3-2 東日本大震災以前の備えについて

◆想定対応マニュアルを持っていた災害

大半の事業所は日常火災についてのマニュアルは持っているものの、高齢者施設の 94.7% と比べると少ない値であった。また、地震については約半数であった。また、東日本大震災で大きな被害をもたらした津波・高潮については、立地条件により想定が変化する災害ではあるが 7.8% と低い値であった。

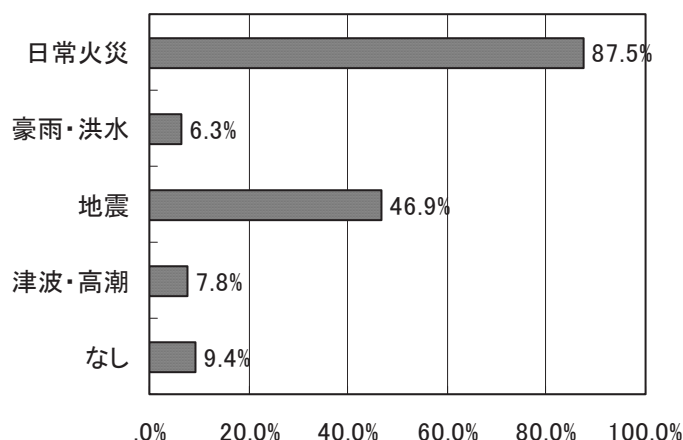


図 54 想定対応マニュアルを持っていた災害(障害者)(複数回答可) (N=64)

また、東日本大震災において津波エリアに含まれた事業所での津波・高潮を想定した避難マニュアルの有無については以下の通りであった。連関性を見るために χ^2 検定を行ったところ有意であった ($\chi^2=12.874$, $df=2$, $p<.01$)。この結果と残差を見ると、津波対応のマニュアルをもっていた事業所のほとんどが津波エリアに含まれたものの、津波エリア内でも約 7 割の事業所は未設定であり、想定外の災害に混乱したことが考えられる。

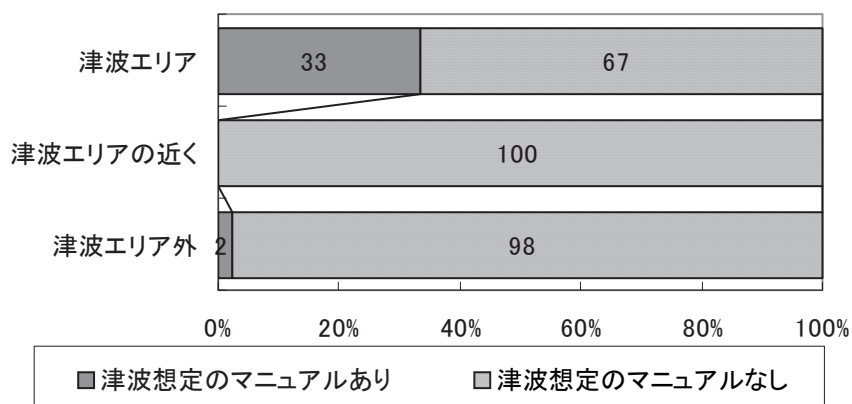


図 55 津波エリアとマニュアルの有無 (障害者) (N=62)

◆入居者と共に実施したことのある訓練

障害者事業所では上階への担ぎ上げ訓練を実施しているところはなく、一方地域避難訓練は約 3 分の 1 の事業所で行なわれていることがわかった。

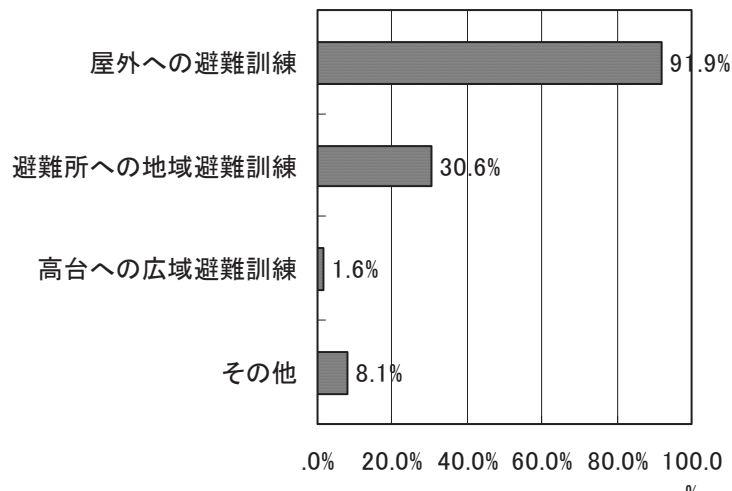


図 56 入居者と共に実施したことのある訓練（障害者）（複数回答可）（N=62）

◆地域の防災訓練への参加

約 3 分の 1 の事業所は何らかの形で地域での防災訓練に参加していることがわかった。また、その他の回答では、「地域から何も連絡がない」「自分たちでやっているので参加していない」という回答があった。

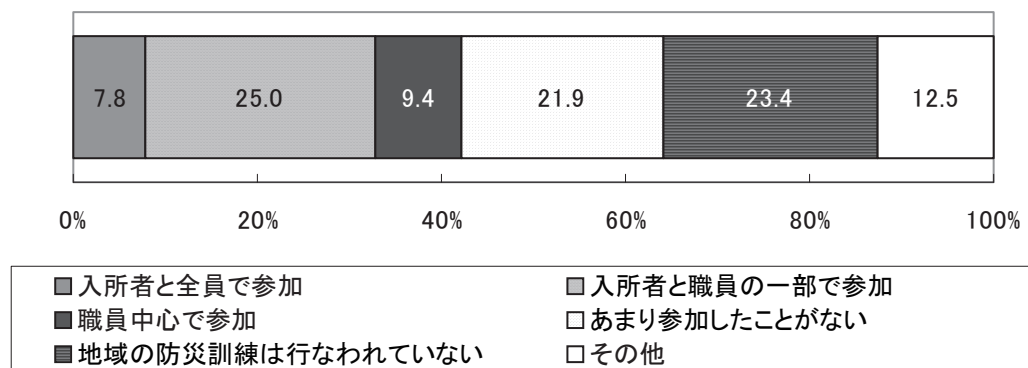


図 57 地域の防災訓練への参加（障害者）（N=64）

◆近隣との日常交流について

比較的活発であると回答した割合は約 26%と高齢者施設を大きく下回った。

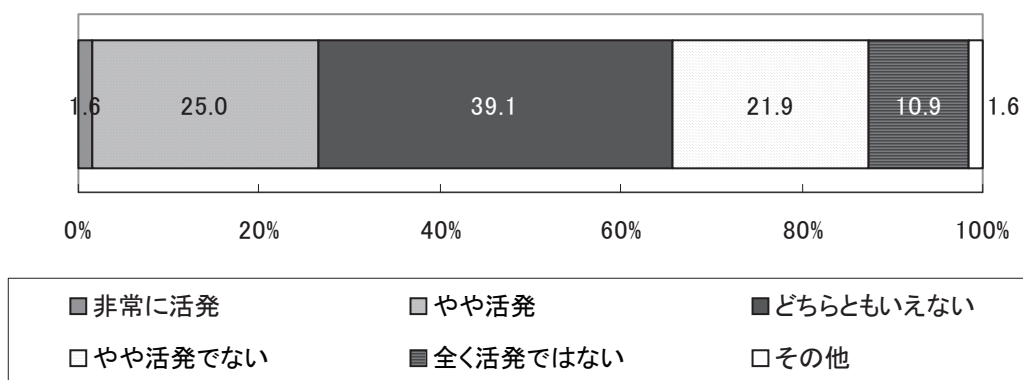


図 58 近隣との日常交流について（障害者）（N=64）

◆災害時の「周辺住民からの手助け」への期待度

高齢者施設と同様に周辺住民からの手助けについては期待できた・どちらともいえない・期待できないがほぼ同数であった。

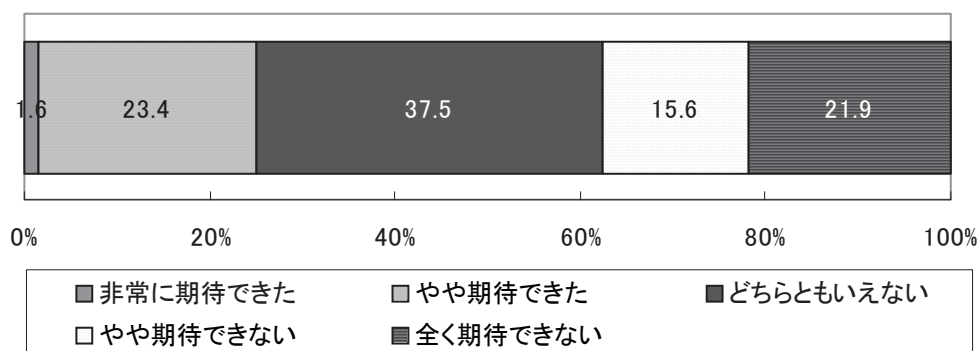


図 59 災害時の「周辺住民からの手助け」への期待度（障害者）（N=64）

◆地元団体（自治体、消防団など）との応援協定

応援協定を結んでいると回答した事業所は 9.4%と少なく、結んでいなかったという回答が 7 割近くを占めた。その他では、「協定とまではいかないが、所在地と入居者の情報は教えていた」、「高校との災害ボランティア協定」、「警備会社」などの回答があった。

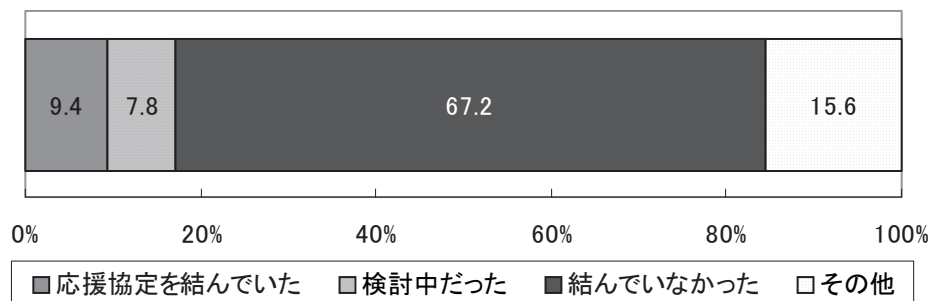


図 60 地元団体との応援協定（障害者）（N=64）

◆近隣との間で応援手順を決めていたか

約 9 割の事業所が決めていないと回答した。その他の回答では「そういう話し合いに声かけされたことがない」、「地域的にない」などの回答があった。

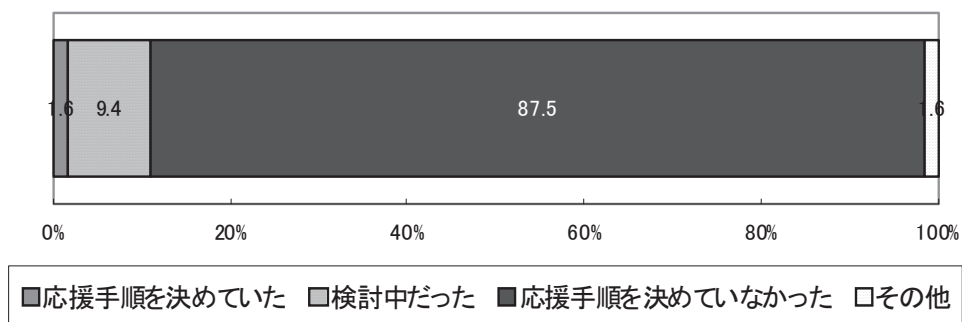


図 6 1 応援手順を決めていたか（障害者）（N=64）

◆事業所が避難を伴うような被災を受けることへの危機感

危機感については、高かったと回答したのは全体の 2 割であった。残りの 8 割は危機感はどうともいえない、低いという結果であり、防災対策の必要性は日頃あまり感じられていないことがわかる。

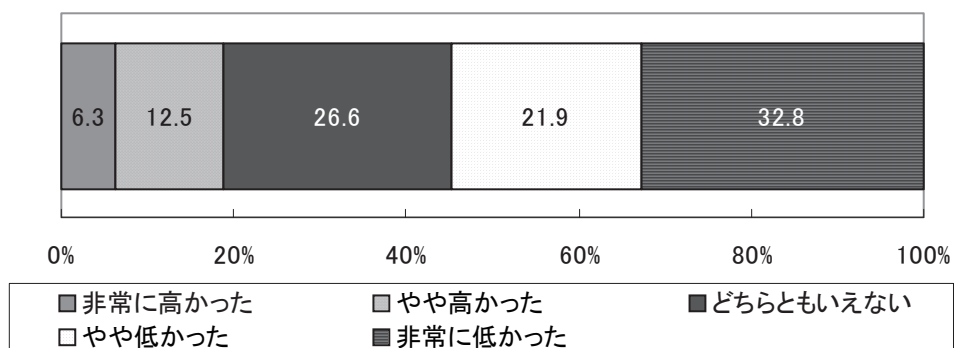


図 6 2 避難を伴う被災を受ける事への危機感（障害者）（N=64）

東日本大震災において津波エリアに含まれた事業所と事前の危機感とのクロスは以下の通りである。

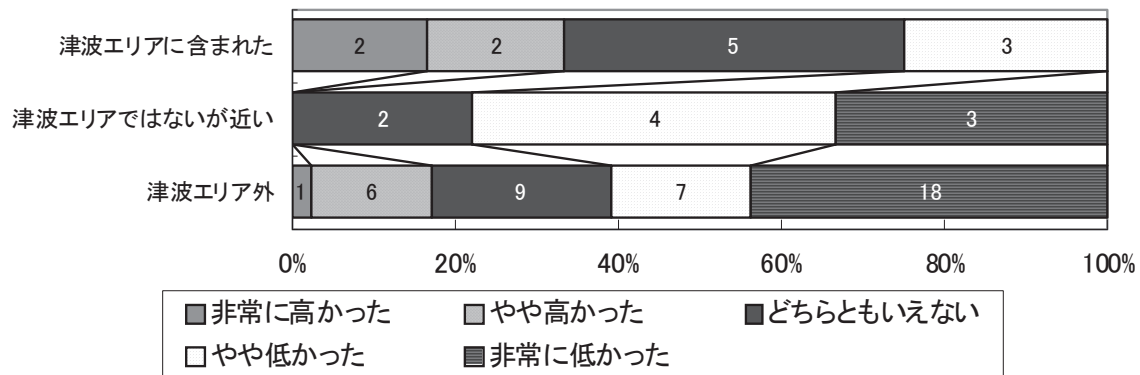


図 6 3 津波エリアと事前の危機感（障害者）（N=62）

◆具体的な避難手順を事前に定めていた災害

高齢者施設と同様に火災や倒壊（地震）については定めている事業所が多く見られたが、一方 4 割の事業所が具体的な手順は決めていないと回答した。その他の意見では、「細部にわたっては決めていなかった」や、「日頃よりとにかく自分の身を守るように利用者に話していた」との回答もあった。

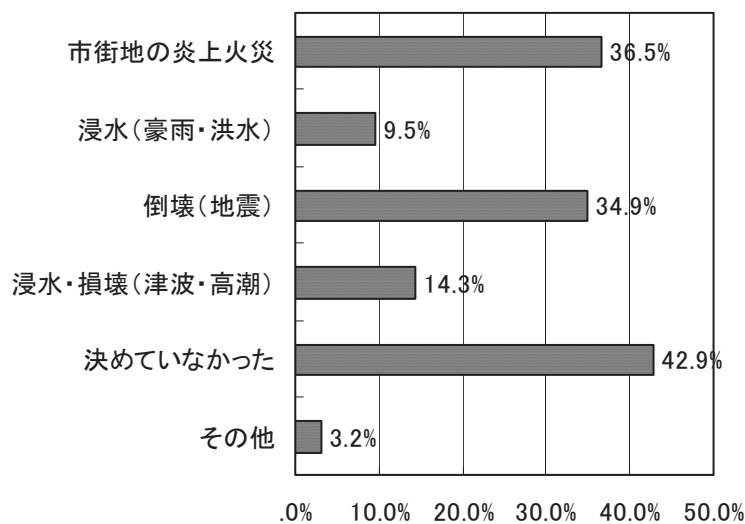


図 6 4 避難手順を事前に定めていた災害（障害者）（複数回答可）（N=63）

マニュアルの有無と具体的な避難手順を決めているかの関係を見ると、高齢者施設に比べ事例の件数は少ないものの、両方を決めているケースの割合が多い。これは、高齢者施設に比べ意識の高い事業所のみがマニュアル作りに取り組んでいる結果であると考えられる。

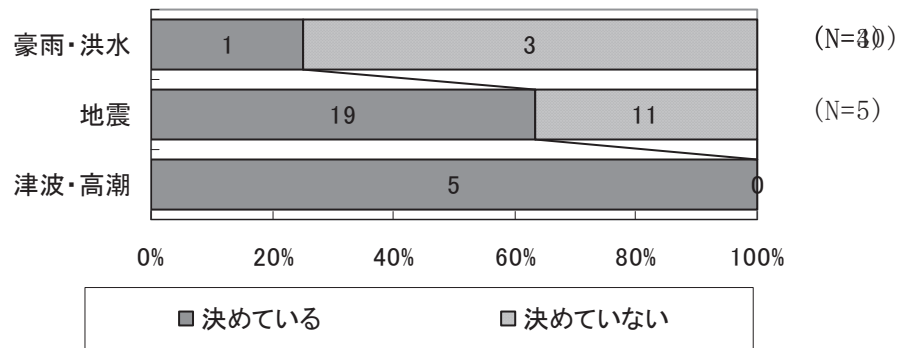


図 6 5 マニュアルと避難手順（障害者）

◆東日本大震災以前に、入居者を避難させた災害の有無

8 割以上の事業所が実際の避難を経験したことがないことがわかった。未経験の状態被災した事業所が多くあったことが考えられる。

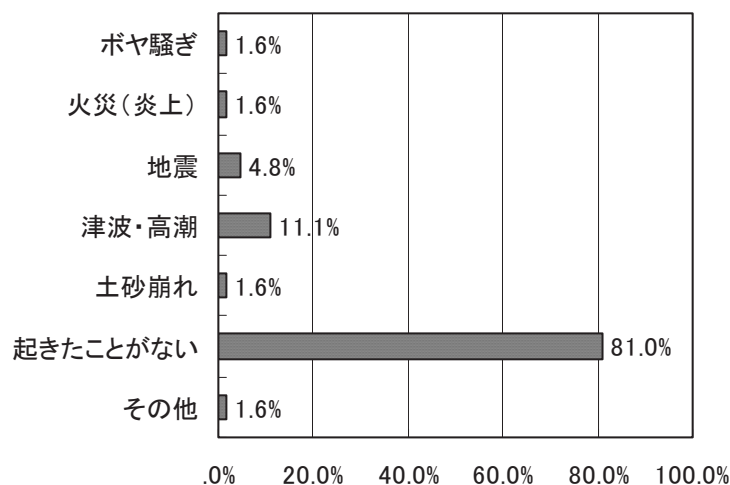


図 6 6 入居者を避難させた災害の有無(障害者)(複数回答可) (N=63)

◆東日本大震災で、日頃の防災訓練は役に立ったか

半数以上の事業所が役に立ったと回答している。前述の通り、実際の災害に伴う避難を経験することはまれであるため、災害を想定した訓練を日頃から行うことが、万一の災害に備える方法として有効だといえる。また、役に立たなかったと回答した事業所を見ると、「そもそも訓練やマニュアルがない」「避難先も津波の危険があった」などの特徴があった。

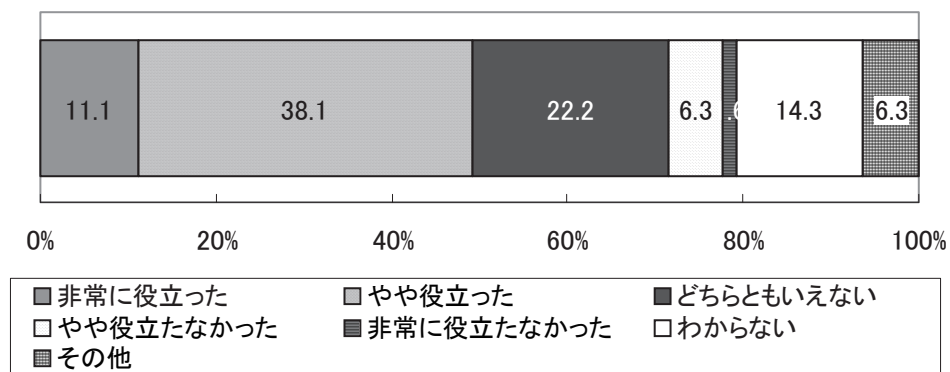


図 67 日頃の防災訓練は役にたったか(障害者)(N=63)

◆三陸沖地震[M7.2]（2011年3月9日）に伴う津波警報発令での避難行動

東日本大震災の2日前の地震では一部の事業所のみ避難、もしくは避難行動をしたことがわかる。

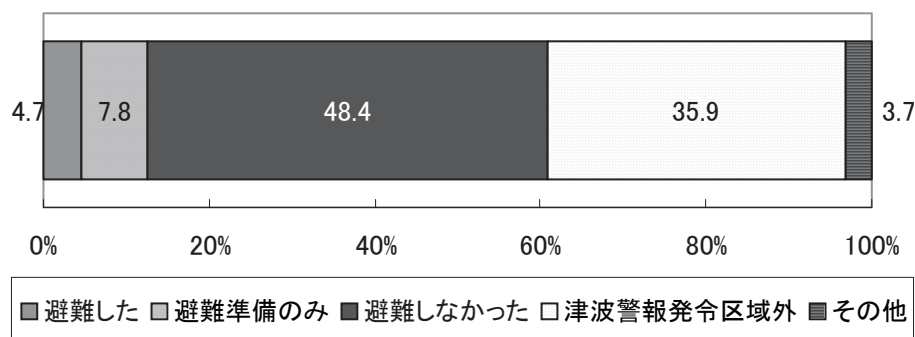


図 68 三陸沖地震での避難行動(障害者)(N=64)

◆昨年のチリ地震（2010年2月28日）に伴う津波警報発令での避難行動

前述の東日本大震災2日前の地震時に比べ、多くの事業所が避難行動を行っていることがわかる。チリ地震の際の避難行動と同様に東日本大震災時も避難した事業所もあり、チリ地震での避難行動の有無が、東日本大震災での避難行動に大きく影響している可能性が考えられる。

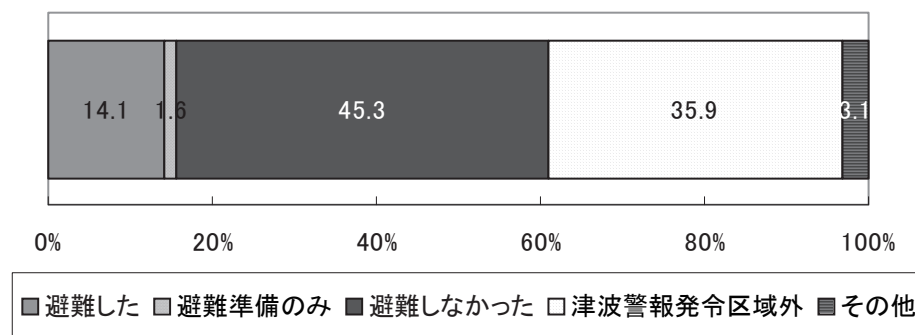


図 69 チリ地震での避難行動(障害者)(N=64)

◆防災マニュアルの見直しについて

高齢者施設と同様に約 3 割の事業所が東日本大震災後にマニュアルを見直したと回答している。また、見直し中と回答した事業所は 2 割程度、いずれ見直したいと回答した事業所は 3 割程度あった。また、見直し内容について、最も多かったのは「防災用の備品の調達」であった。また、具体的な防災マニュアル自体がなかったので作成したいという意見も多かった。

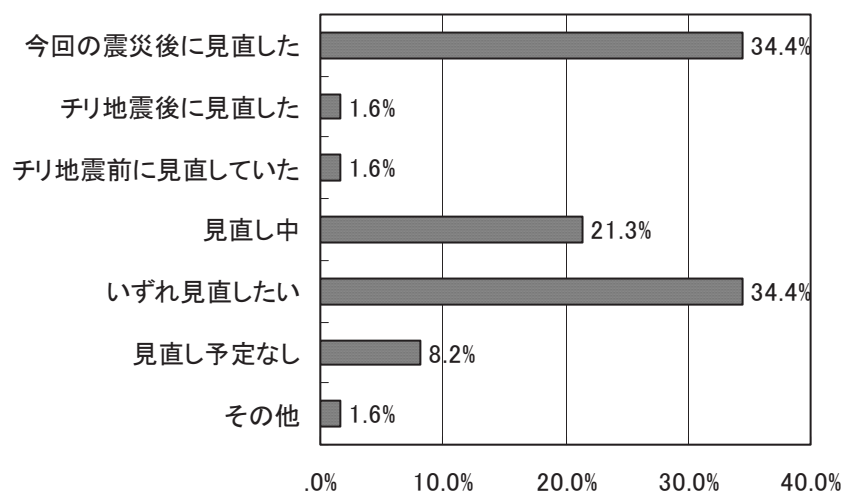


図 70 防災マニュアルの見直しについて(障害者)(複数回答可)(N=61)

3-3-3 東日本大震災における被害概要

◆事業所建物の被害等、り災証明の程度

回答をしていただいた事業所の約 7 割が何らかの形で被災していることがわかる。厚生労働省の資料では東北 3 県での福祉施設の被害として全壊した障害福祉施設は 20 件であることから、大きく被災した事業所の回答率は高かったといえる。また、その他には「放射能による被災」が含まれている。

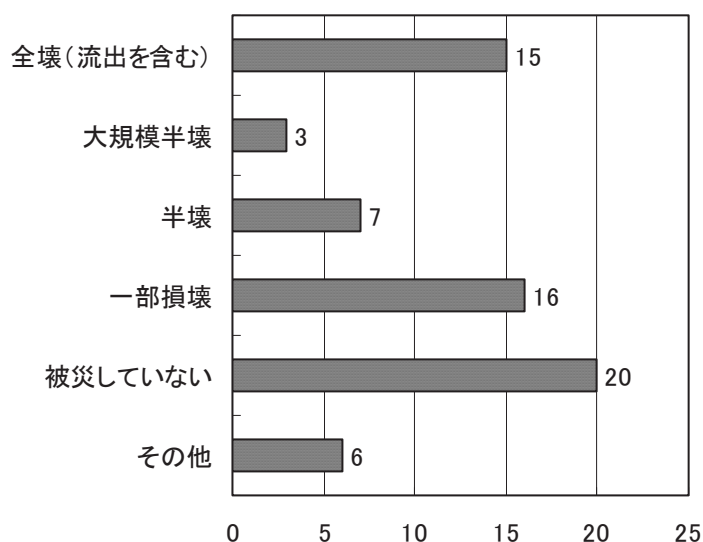


図 71 り災証明の程度(複数回答可)(障害者)(N=62)

◆被災した要因(複数回答可)

津波での被害が多く取り沙汰されているが、本調査での回答においては被災した要因のほとんどが「地震の揺れ」であった。

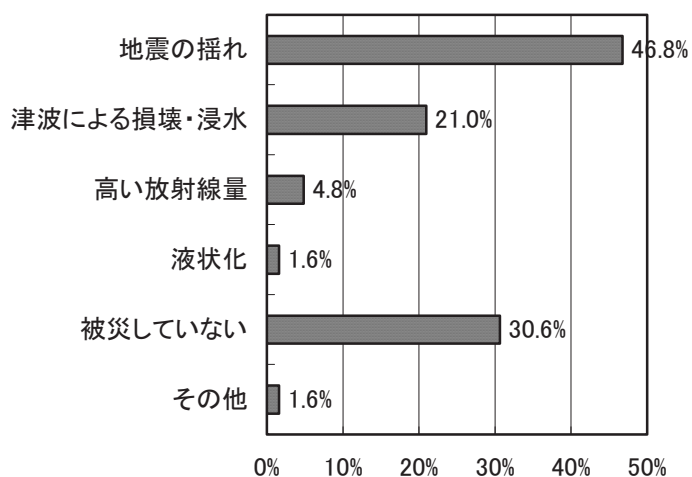


図 72 被災した要因(障害者)(複数回答可)(N=62)

◆人的被害の有無

人的被害はほとんどの施設がないと回答していた。一部、スタッフの家族が被災した等の回答があった。

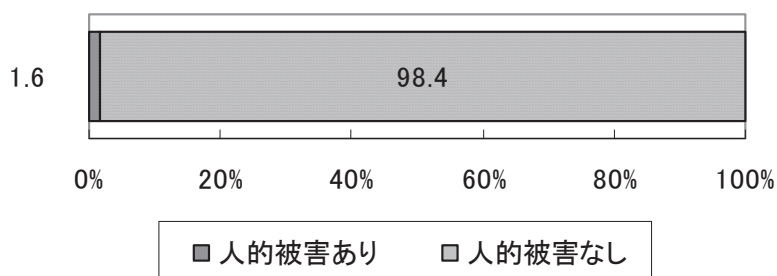


図 73 入所者の人的被害(障害者)(N=63)

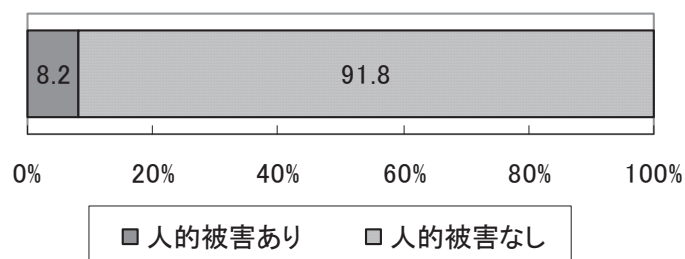
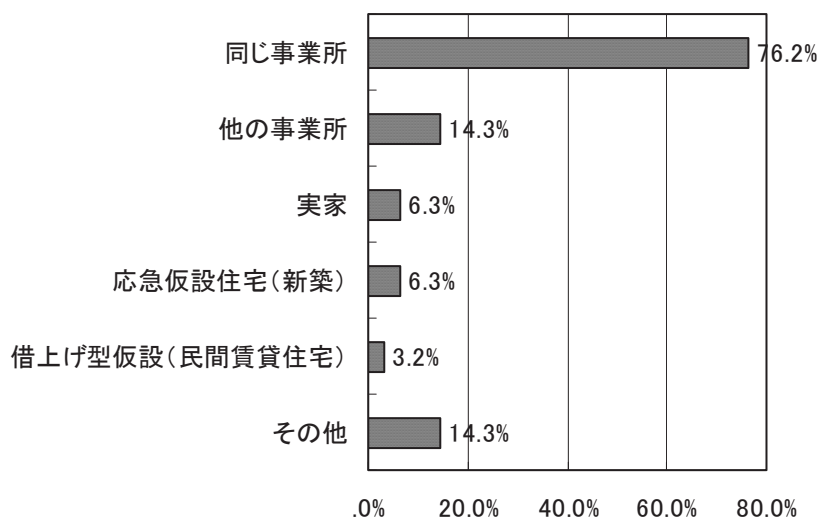


図 74 スタッフの人的被害(障害者)(N=61)

◆地震発生当時の入居者の現在居住している場所

大半の事業所の入所者は現在も同じ事業所で生活しているが、建物被害の大きかった事業所の入所者は他の事業所や実家、新設のグループホームやグループホーム型福祉仮設住宅で生活していることがわかった。



地図 75 震発生当時の入居者の現在居住している場所(障害者)(複数回答可)(N=63)

◆放射能による影響で、事業所が該当する指定区域・地点等

高齢者施設にくらべ、指定区域に該当する事業所からの回答は少なかった。

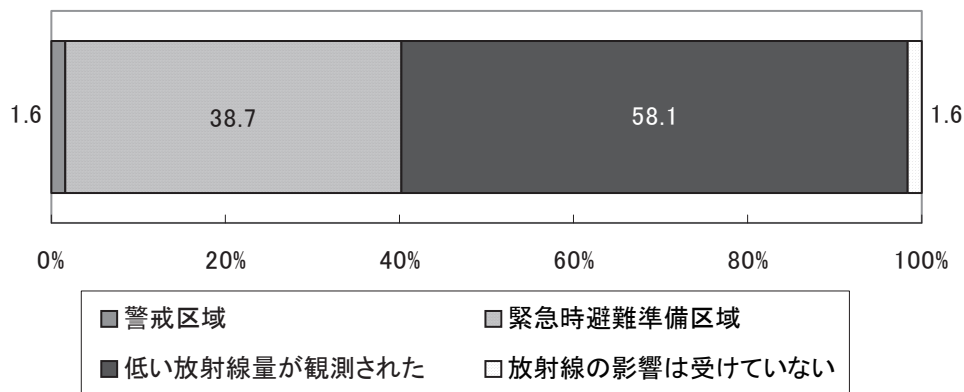


図 76 放射能による影響(障害者)(N=64)

3-3-4 緊急地震速報について

◆最初に緊急地震速報を受けた時点

緊急地震速報を揺れの前に受けたとの回答は 26.6% しかなく、地震の最中や収まった後、受けていないと回答は合わせて 7 割以上となった。

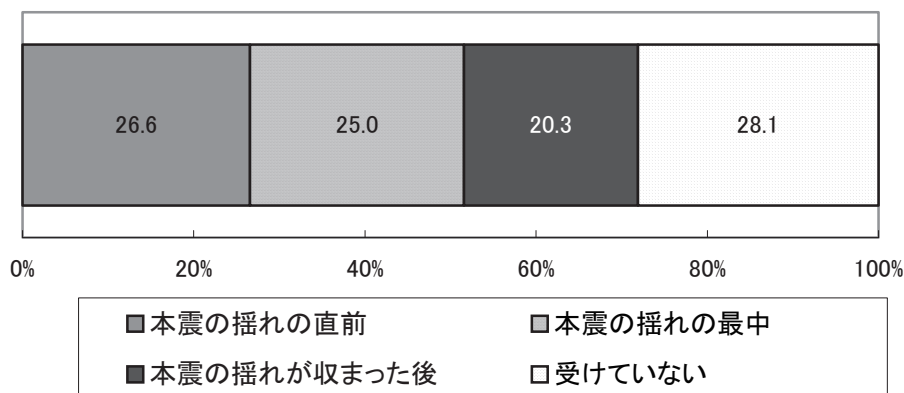


図 77 最初に緊急地震速報を受けた時点(障害者)(N=64)

◆最初に緊急地震速報を何から得ましたか

ライフラインの寸断により、携帯・スマートフォンによって受けたという回答が 35.7%あった。また、ラジオから得たという回答も同数であった。

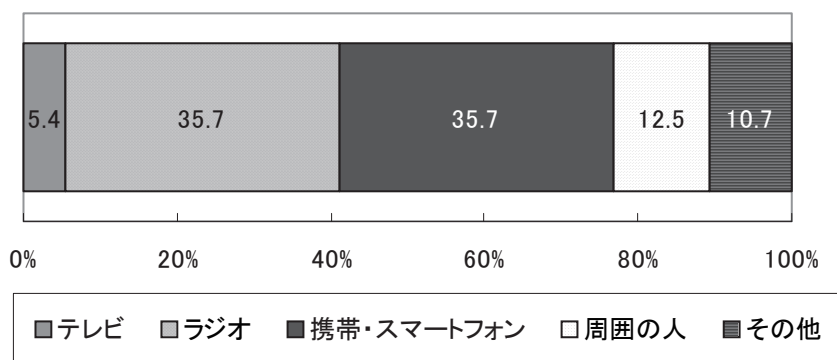


図 78 最初に緊急地震速報を何から得たか(障害者)(N=64)

◆速報を受けて、即座に何ことができましたか

地震が起きた時刻が昼間だったため、スタッフと入所者が別々の場所にいたケースが多く、高齢者施設とは違う傾向の回答結果となった。

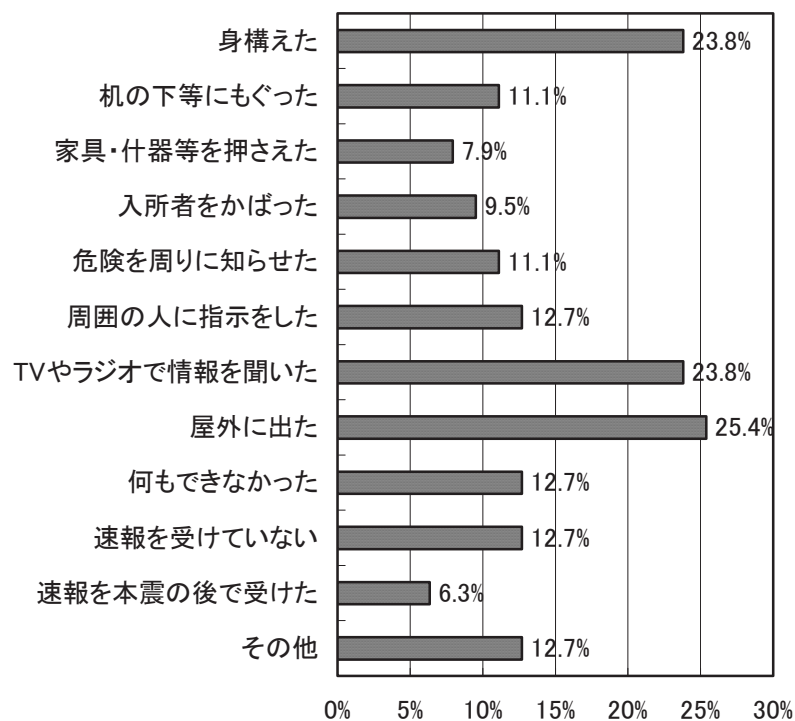


図 79 速報を受けて何ができたか(障害者)(複数回答可)(N=63)

◆緊急地震速報は役に立ったか

緊急地震速報が役に立ったとの回答は高齢者施設同様、3割程度と低い値であった。

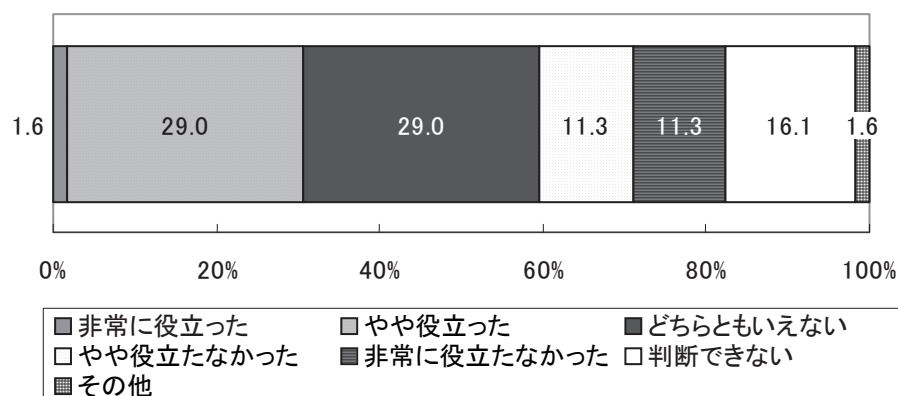


図 80 緊急地震速報は役に立ったか(障害者)(N=64)

3-3-5 東日本大震災における避難行動

◆地震発生当時の天候

地震時の天候は「雪・あられ」「曇り」「みぞれ」など悪天候が8割以上であり、過酷な状況での被災であったことがわかった。

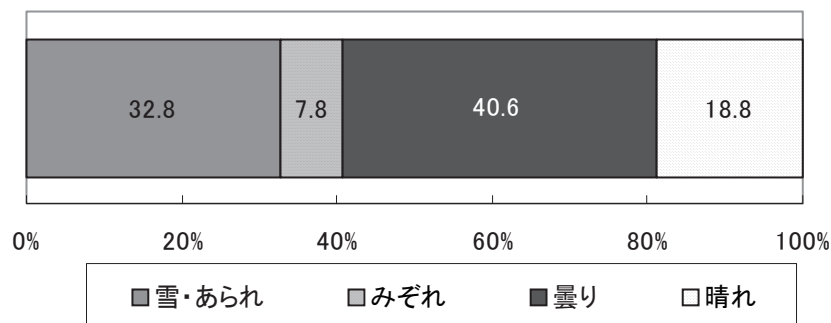


図 81 地震発生時の天候（障害者）（N=64）

◆地震の直後の危機感

ほとんどの記入者が危機感を感じたと回答した。事前に被災することへの危機感を感じていたと回答したのは 2 割程度であったことを考えると、6 割程度の記入者は想定外のできごとであったことが考えられる。

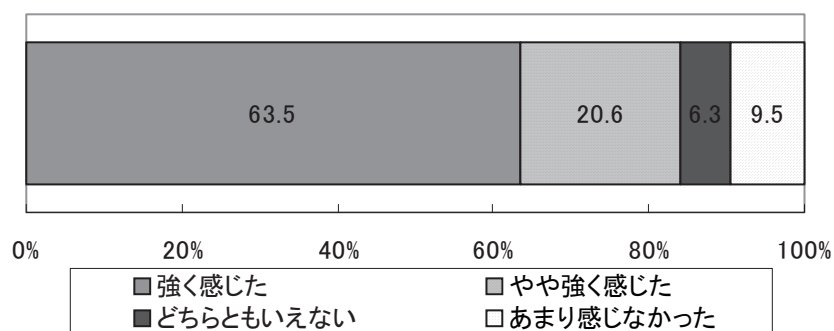


図 82 地震直後の危機感（障害者）（N=63）

◆地震後（発生から 30～90 分程度）の行動

地震後 30 分～90 分程度までの行動で最も多かったのは「外出中の入居者の安否確認」と「情報収集」であった。多くの記入者が複数回答をしており、前述の通り想定外の災害であったにも関わらず精力的に行動していたことが見受けられる。

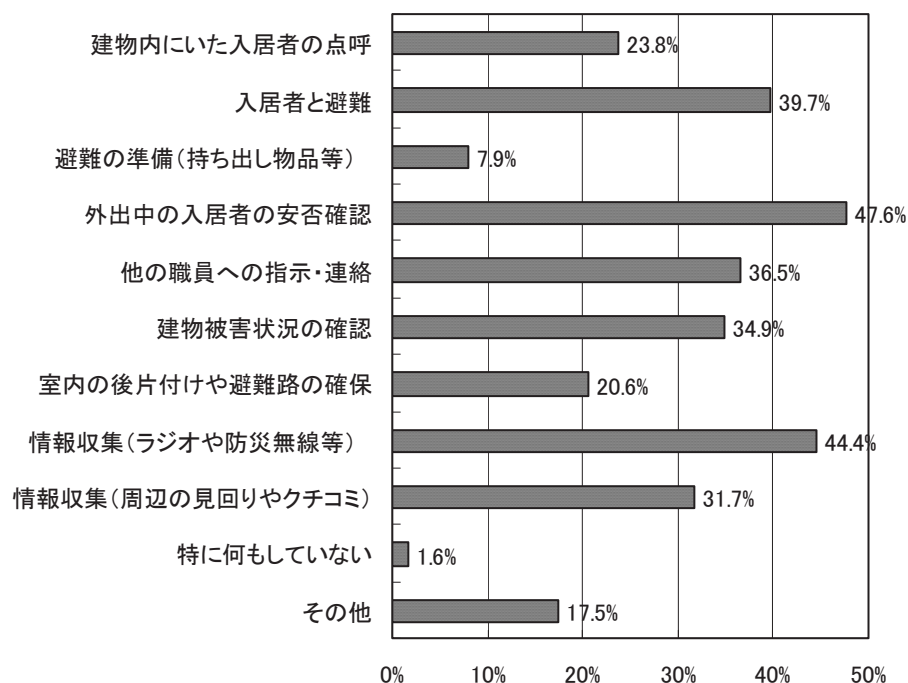


図 83 地震後の行動（障害者）（複数回答可）（N=63）

◆地震後（30～90分程度の間）入居者を集団で移動させたか

4 割の事業所がそのまま施設内に留まったと回答している。その他では「日中活動の施設内」「バックアップ施設」「事業所内に誰もいなかった」という回答があった。

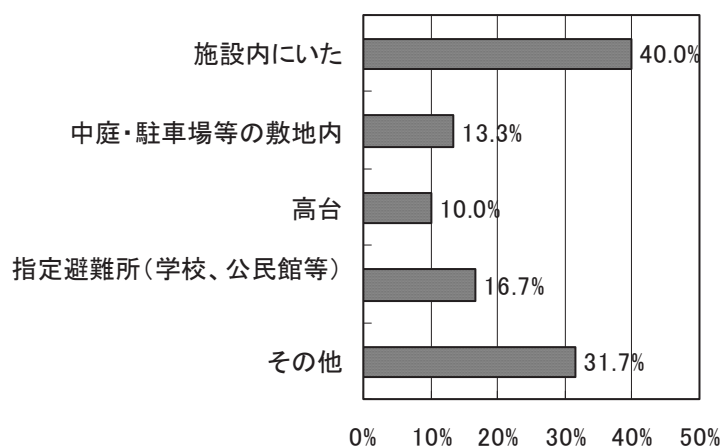


図 84 地震後入居者を集団で移動させたか(障害者)(複数回答可)(N=60)

◆集団避難した目的

施設内にいたと回答した中でも、余震に備え各フロアホールに集まったとの回答もあった。その他の回答には「同法人の支援員が多い」「道路不通のため」等があった。

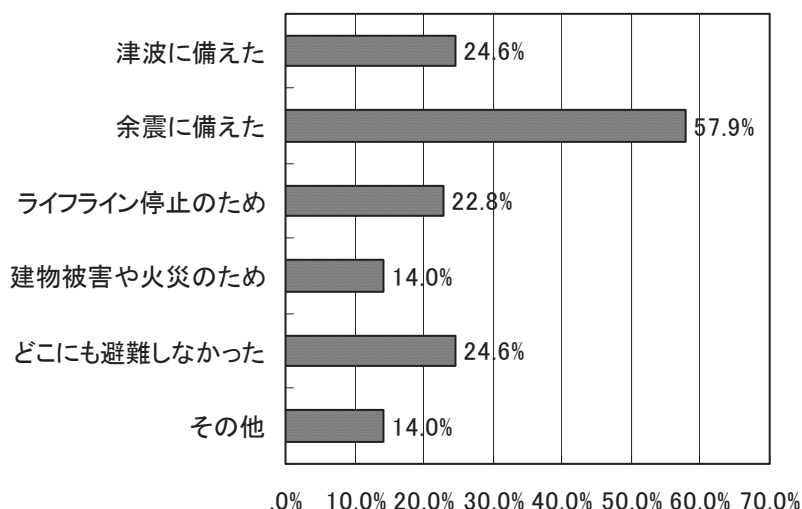


図 85 集団避難した目的(障害者)(複数回答可)(N=57)

◆避難先までの移動手段(複数回答可) (N=44)

遠方への避難を行った事業所は車の回答であったが、本調査での回答のほとんどが前述の通り近隣や施設内での移動であった為、「徒歩」との回答が多かった。

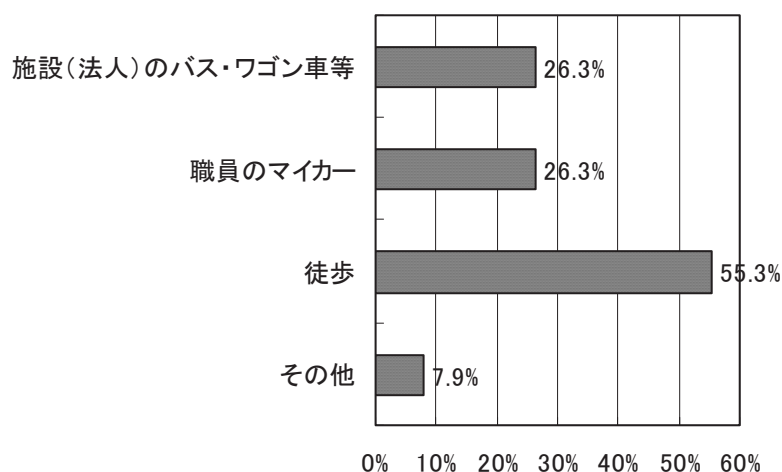


図 86 避難先までの移動手段(障害者)(複数回答可)(N=38)

◆避難先での、津波到来による影響

避難先での津波到来による影響は8割程度は影響がなかったとの回答であった。しかし、非常に危険、やや危険と答えた事業所もあったことから、津波時の避難先の選定も難しい問題であると考えられる。

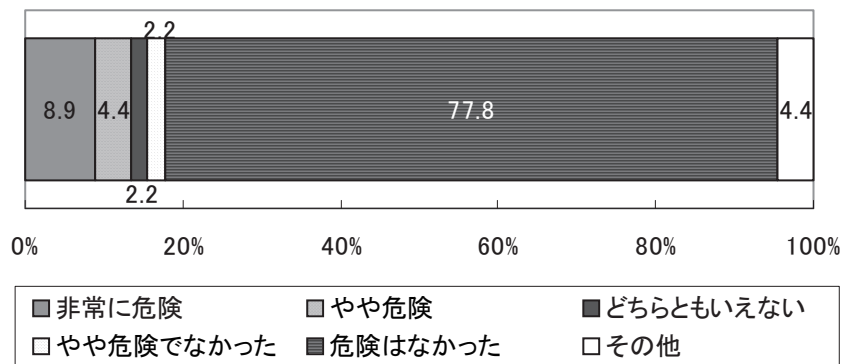


図 87 避難先での、津波到来による影響(複数回答可)(障害者)(N=45)

◆地震後の避難先の選定理由について最も考えに近いもの

避難先の選定理由について、「事前に決めたところ」という回答が最も多かった。しかし、事前に避難先を決めていても想定外の事態が起きた場合、臨機応変な判断が必要となる場合もあり、避難先の選定基準は一概にはいえないことがわかった。

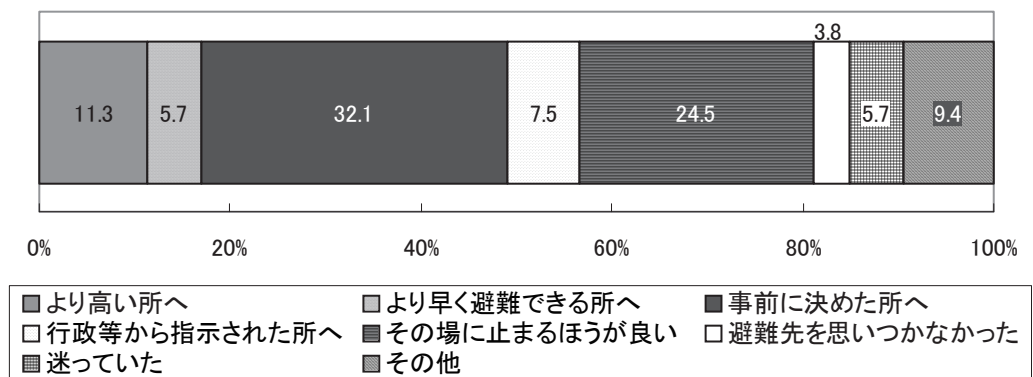


図 88 避難先の選定理由について最も考えに近いもの(障害者)(N=53)

◆最終的に避難先等（避難しない事も含めて）を指示した人物

ほとんどの事業所が施設長や管理者等、事業所の代表者が指示系統の上に立っていたという結果であるが、代表者が不在の場合考えられるので、その場合の指示系統も想定しておく必要がある。

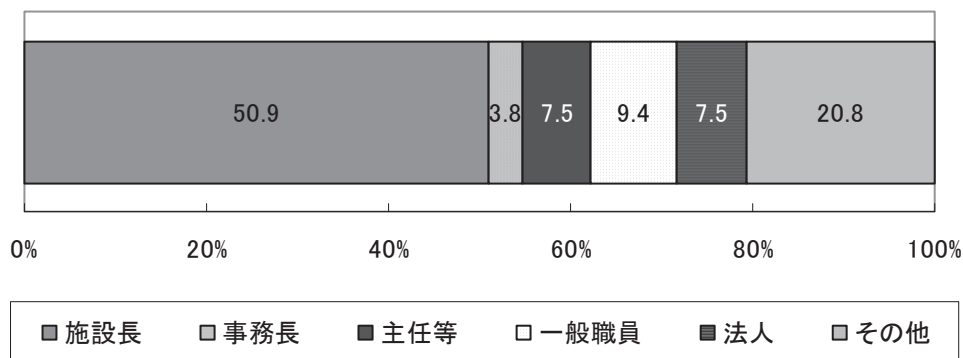


図 89 最終的に避難先等を指示した人物（障害者）(N=53)

◆地震後の緊急対応で、困ったこと

困ったことの一番は「情報収集」であった。被災の程度によらず情報収集が困難であったとの回答があり、ライフラインが寸断された場合の情報収集手段の確保や、事前に行政等から情報を受け取る話し合い等が必要であると考えられる。また、その他では、「ライフラインの切断」「燃料不足」「食料不足」「連絡手段の確保」等の意見が多く見られた。

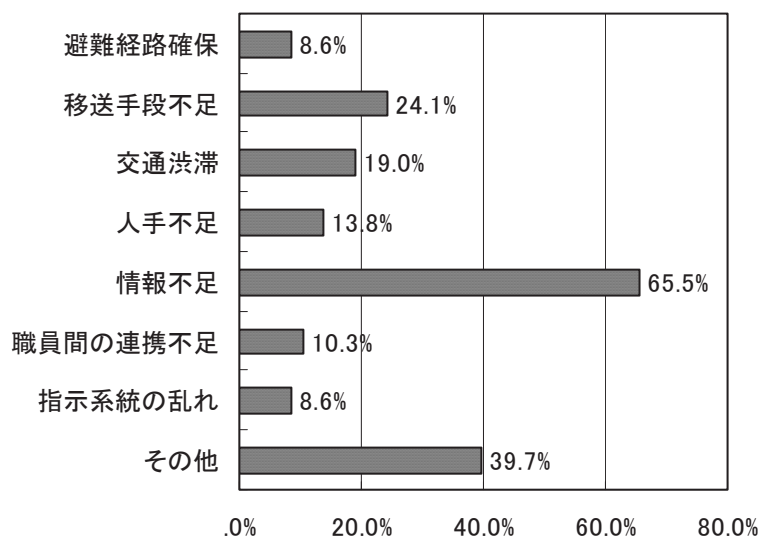


図 90 緊急対応で、困ったこと（障害者）(3つまで回答可) (N=58)

◆地震当日の夜過ごした場所

当日の夜は約 3 割が法人の系列施設と回答している。また、高齢者施設と比べ、指定避難所へ避難している割合が高かった。

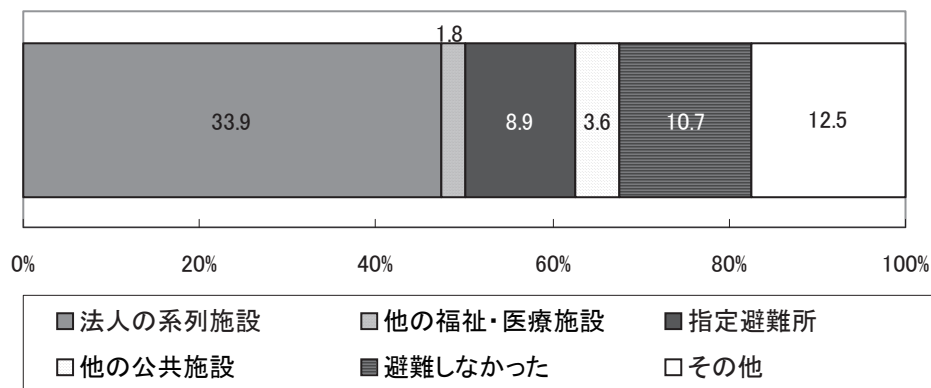


図 91 地震当日の夜過ごした場所（障害者）（N=56）

◆震災の発生時に、防災責任者は施設内にいたか

防災責任者が不在であった事業所は 37.3%であった。災害時に防災担当者がいないという状況は十分に想定できるので、その際の対応方法も事前に考えておく必要がある。

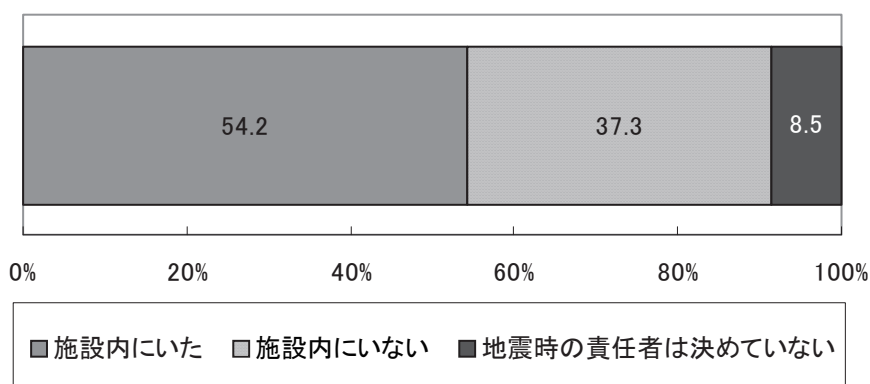


図 92 震災の発生時に、防災責任者は施設内にいたか（障害者）（N=59）

3-3-6 津波に伴う避難行動

◆事業所は東日本大震災において津波エリアに含まれたか

津波エリア・津波エリア付近であった事業所は約 3 割であった。

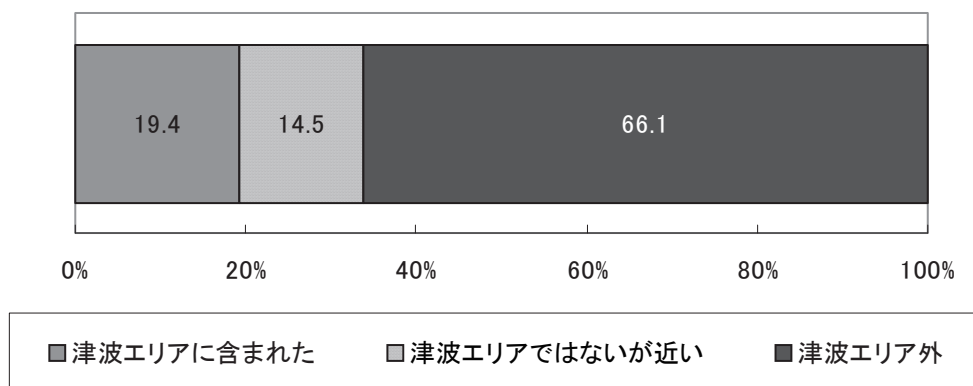


図 93 津波エリアに含まれたか（障害者）（N=62）

◆全員の避難が完了して津波が来るまでの余裕時間は十分だったか

津波が来るまでの余裕時間について、十分であったとの回答と十分でなかったとの回答がほぼ同数であった。これは高齢者施設とは異なる結果であるが、1 ユニットの人数の違いや、被災時に事業所内にいた入所者の割合が違うことが要因であると考えられる。しかし、高齢者施設と同様、人的被害は少ないものの余裕時間は不十分であったとの回答が 3 割近くあることから、一歩間違えば危険な状況であったと予想され、高齢者施設同様、対策が必要であると考えられる。

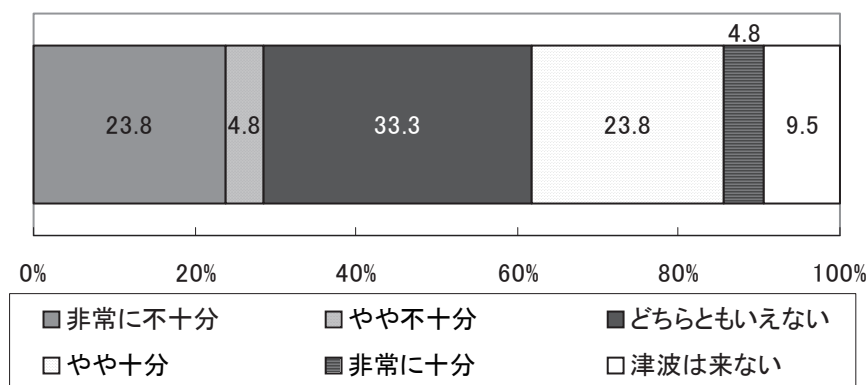


図 94 津波が来るまでの余裕時間（障害者）（N=21）

◆津波警報を得た方法

津波警報は半数が「防災無線（屋外スピーカー）」からであった。また次に多いのは「車のテレビ・ラジオ」であった。高齢者施設と異なり、近隣住民からという回答は少なかった。

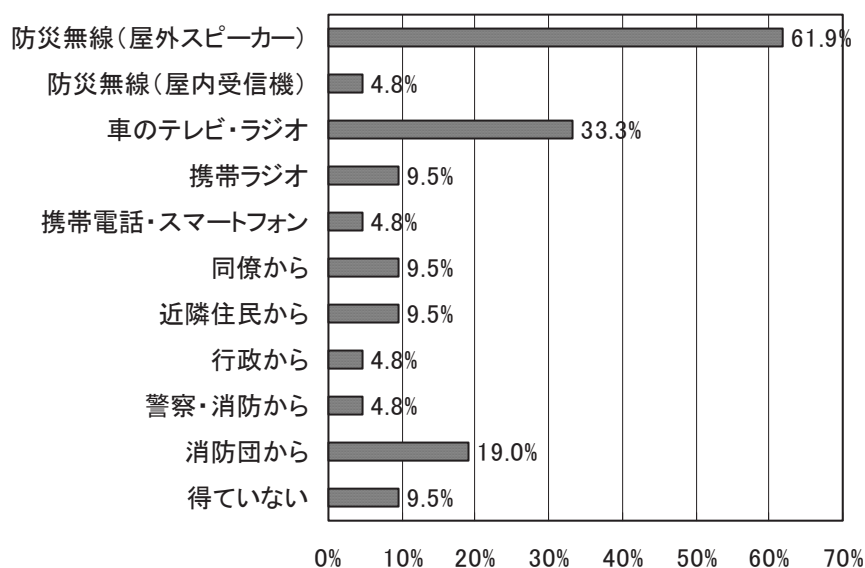


図 95 津波警報を得た方法（障害者）（複数回答可）（N=21）

◆津波警報のうち確認できた気象庁発表内容

障害者施設については、第一報を聞いたとの回答は4割、第二報を聞いた割合も2割と低かった。その他には「警報は聞いたが具体的な数値は知らなかった」、「すべての情報がなかった」という意見も見られた。

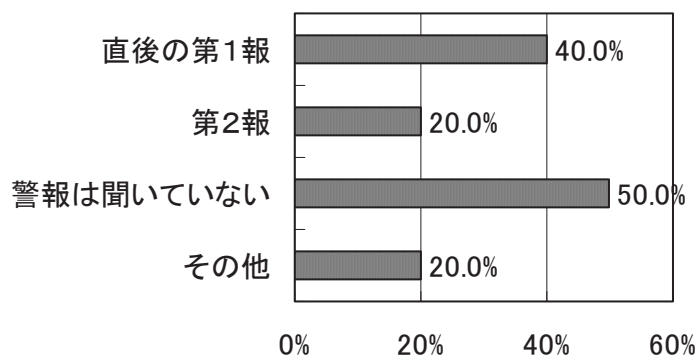


図 96 確認できた気象庁発表内容(障害者)(複数回答可)(N=20)

◆入所者の避難完了までの所要時間

避難の所要時間は事業所の規模や避難先までの距離に起因するため一概に比較はできないが、高齢者施設に比べ入所者の人数が少ないことや、昼間の活動先で別々に避難行動をとっている事例もあり、比較的早く避難が完了している。しかし、夜間に同様の災害が起きた場合、対応は異なってくるため、高齢者施設と同様に個々に所要時間を把握しておくことが重要であると考えられる。

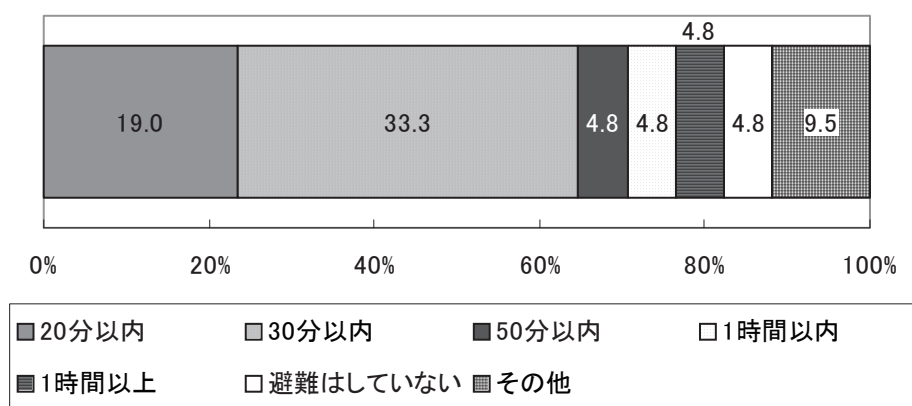


図 97 入所者の避難完了までの所要時間(障害者)(N=21)

3-4 まとめ

本調査で明らかになったこととして、次の事が挙げられる。

- ・ 日常火災の防災マニュアルは 9 割近くの事業所が持っているものの、地震想定・津波想定
のマニュアルを持っている事業所は少ない。
- ・ 津波時に必要な「上階への担ぎ上げ訓練」を実施している事業所はほとんどない。実際に
必要とされる避難時間がいまいちなままだと、避難開始の遅れを招きやすい。
- ・ 避難の所要時間を把握する事で臨機応変な対応が可能であるが、地震・津波対応の訓練や
実際に避難行動を起こした経験のある事業所はほとんどなく、所要時間の把握できていな
い事業所がほとんどである。避難の所要時間は回答のあった事業所ごとに大きく異なる。
- ・ 被災時に発生する問題として、情報不足、情報伝達手段の欠如、備蓄品の不足が挙げられ
る。不十分な情報下でも、必要な意思決定を行なうための図上訓練などの改善が求められ
る。
- ・ 福祉施設は一般住民の避難所ともなり得るが、福祉避難所や指定避難所と指定された場合、
指定されなかった場合の双方で問題が発生していた。行政と福祉施設に避難所運営の経験
が浅く、対応が柔軟性を欠いていた。
- ・ 緊急時でも、日常的な指示命令系統を踏襲する防災マニュアルが多いが、現場において状
況を判断し、指示を待たずに行動できる戦術眼をもつサブリーダーの育成が不可欠である。

本調査結果をふまえ、地震時の対応における分岐点と、その際に判断材料となる要因を図に
まとめた。

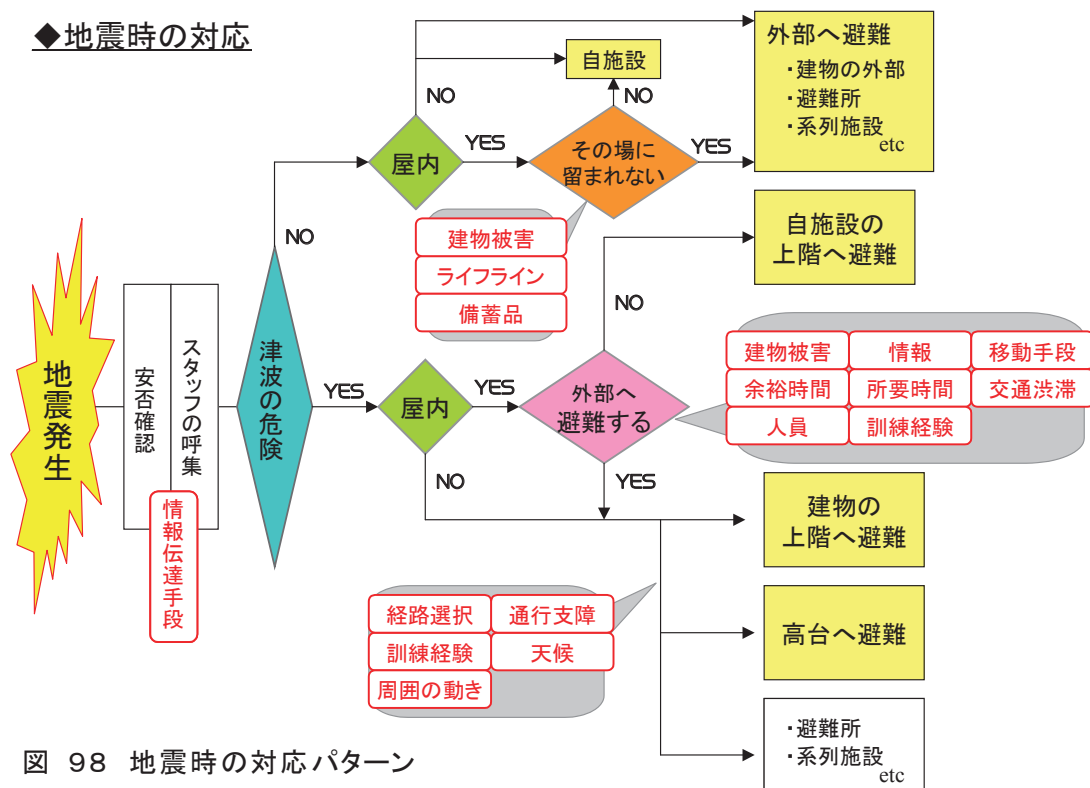


図 98 地震時の対応パターン

第4章

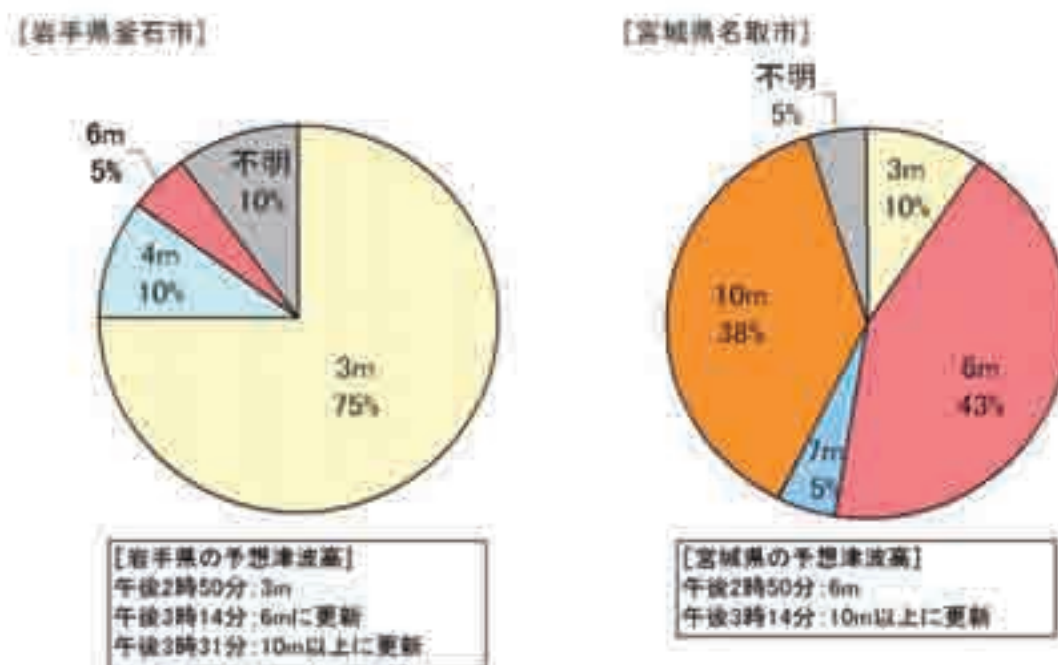
被災地調査のまとめ ～今後の課題

4-1 アンケート調査から見た今後に向けての教訓

大西 一嘉

4-1-1 津波情報と被災

津波の情報は、数度に分けて修正して提供されたが、住民は当初に受けた情報をそのまま受け止めて行動している。東日本大震災で、深刻な津波被害を受けた福祉施設における被災と対応の状況について、ヒアリングした結果によると、事前の災害対応マニュアルは存在しても、その場の状況によって対応が変化するため、適切に見直していく必要性がある。



(資料：環境防災総合政策研究機構)

図1 住民が得た津波予想高さ情報

津波被災地に立地する社会福祉施設では、必ずしもマニュアル通りには行かない事態が発生している。ほとんどの地域で、ハザードマップを大きく上回る津波被害が生じており、事前の津波予想エリアの周辺地域に大きな人的被害が集中する傾向が見られる。

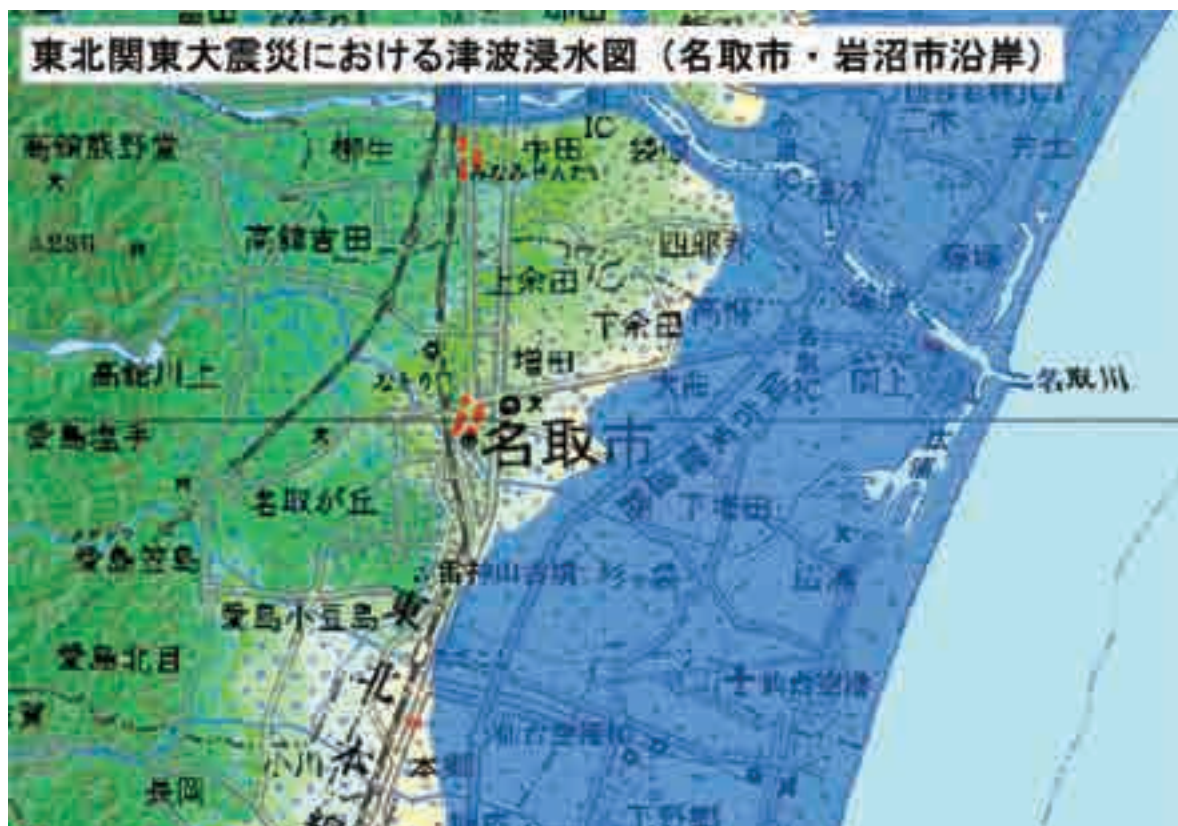


図 2 津波からの避難事例の対象



図 3 施設による津波対応の違い

圖書在版編目(CIP)數據
《中國經濟史綱》. — 北京：中國青年出版社，2006.7

（陳仲明先生原稿係在臺北政治大學歷史系）

[illegible]

11 厚生労働省社会・援護局(2015年12月時点集計値)

注1：「無償性」は、無償で提供された施設設備の全コストを100%に引き、半額に引き下げた施設設備コストに算定する。全額及び一割削減の期間は、表4の欄による。「一割削減」には、最初の一割削減が完了後に全コストが一割増しの状態まで含まれる。

83

4-1-2 アンケートの概要

被災地である東北 3 県沿岸部自治体にある社会福祉施設への郵送アンケートの主な結果は以下のとおりである。

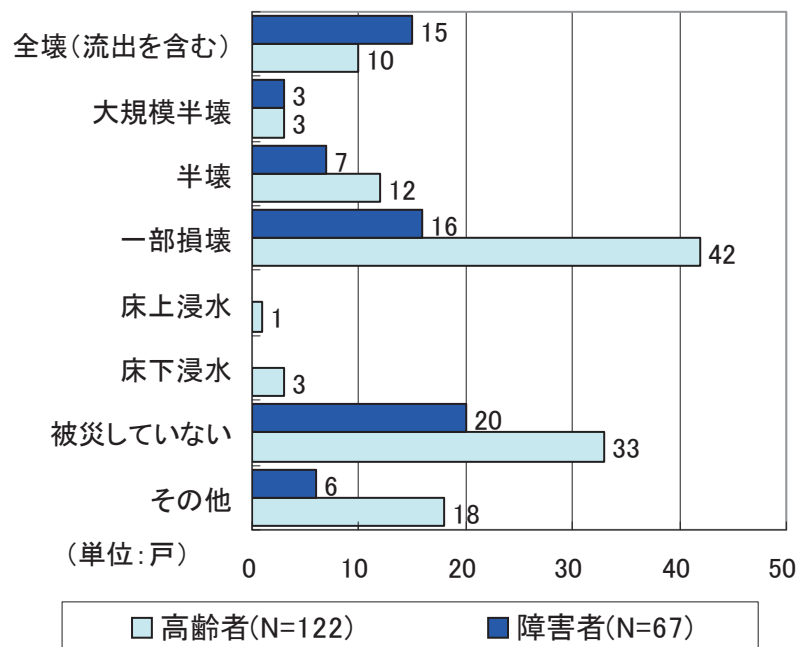


図 5 事業所建物の被害等、り災証明の程度（複数回答可）

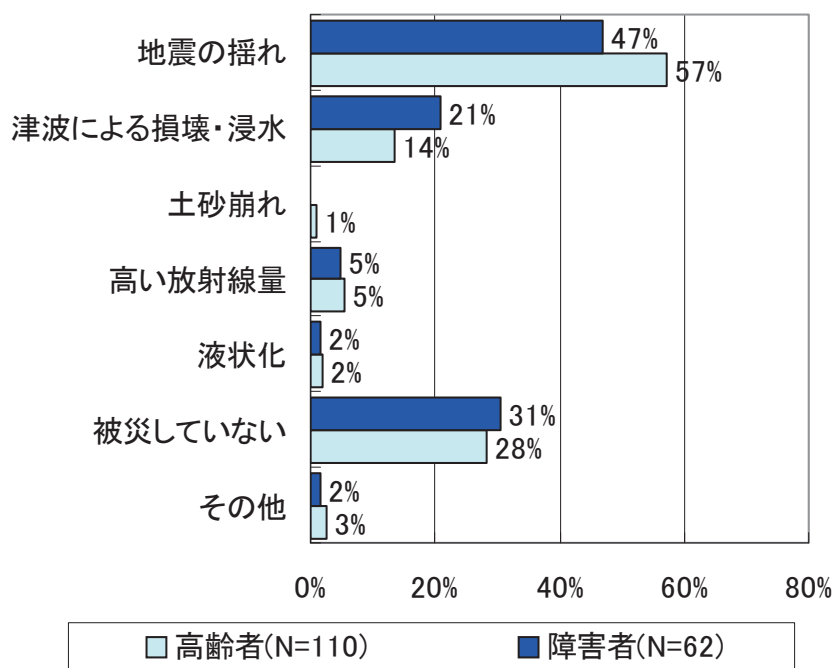


図 6 被災した要因（複数回答可）

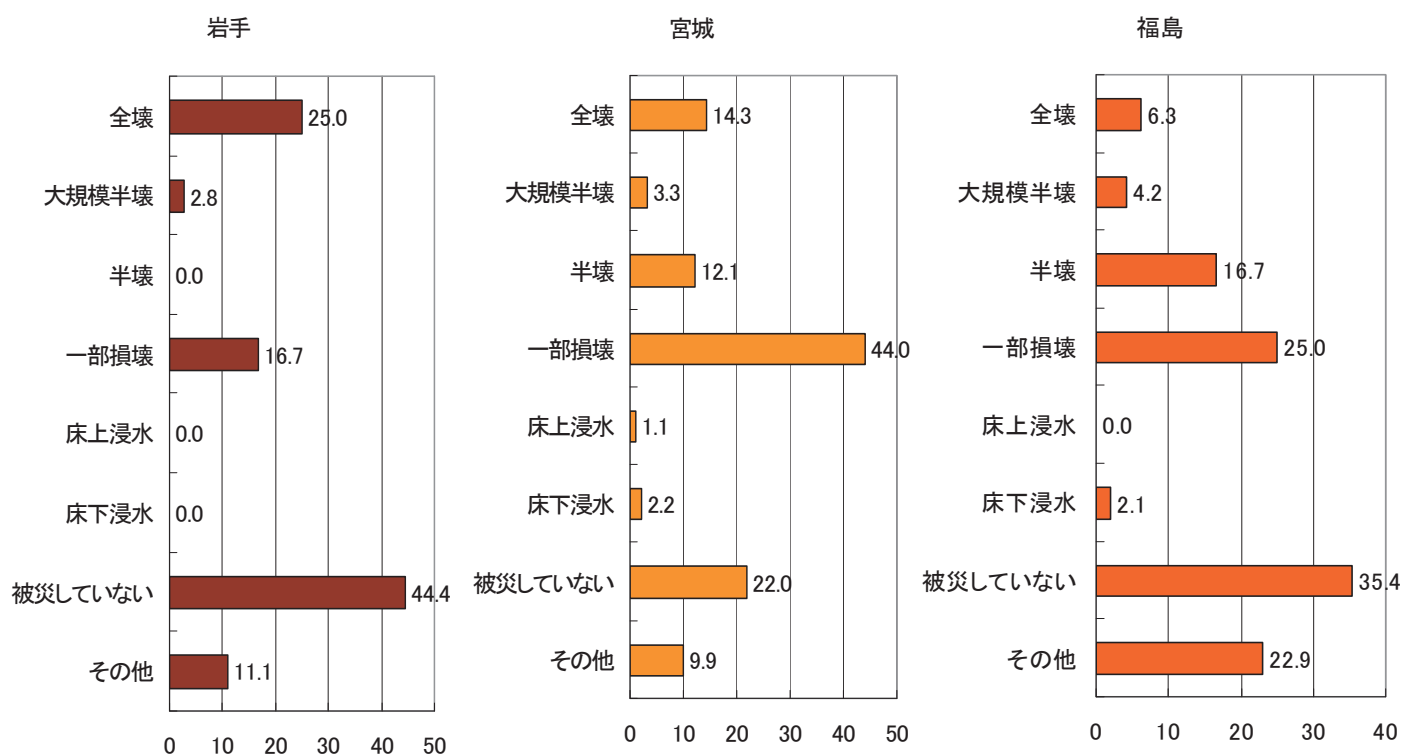


図 7 事業所建物の被害等、り災証明の程度（都道府県別）

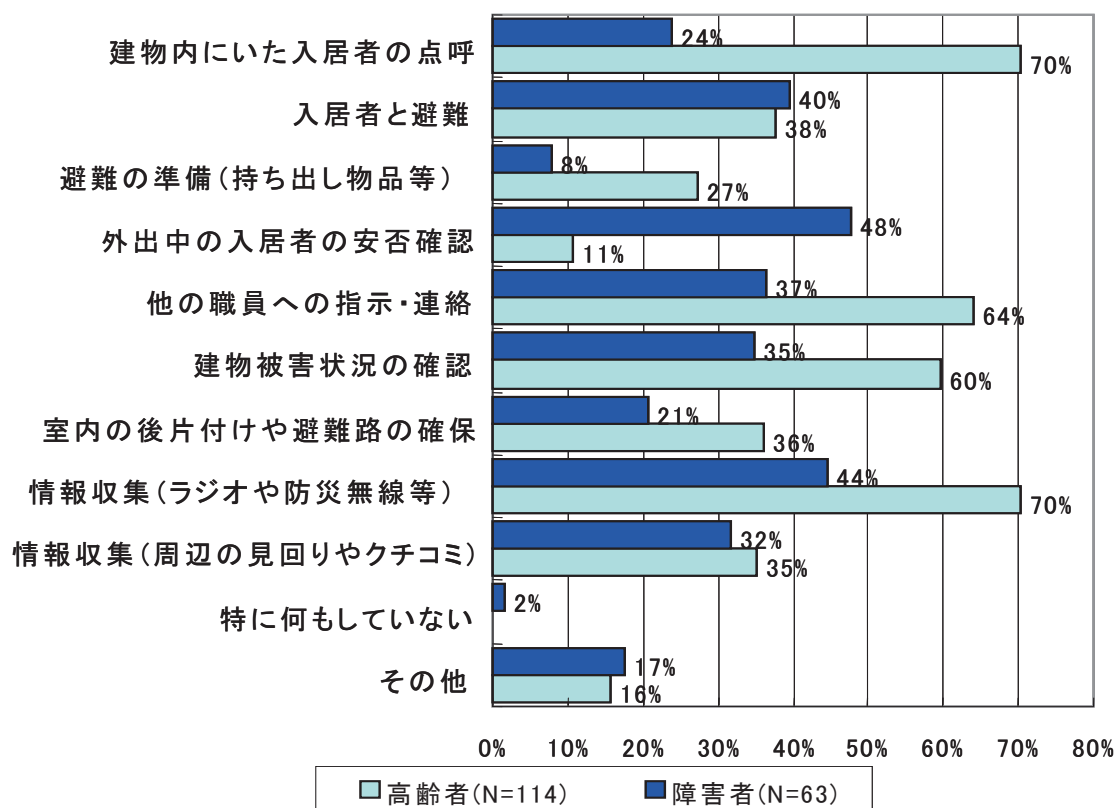


図 8 地震後（発生から30分～90分程度）の行動

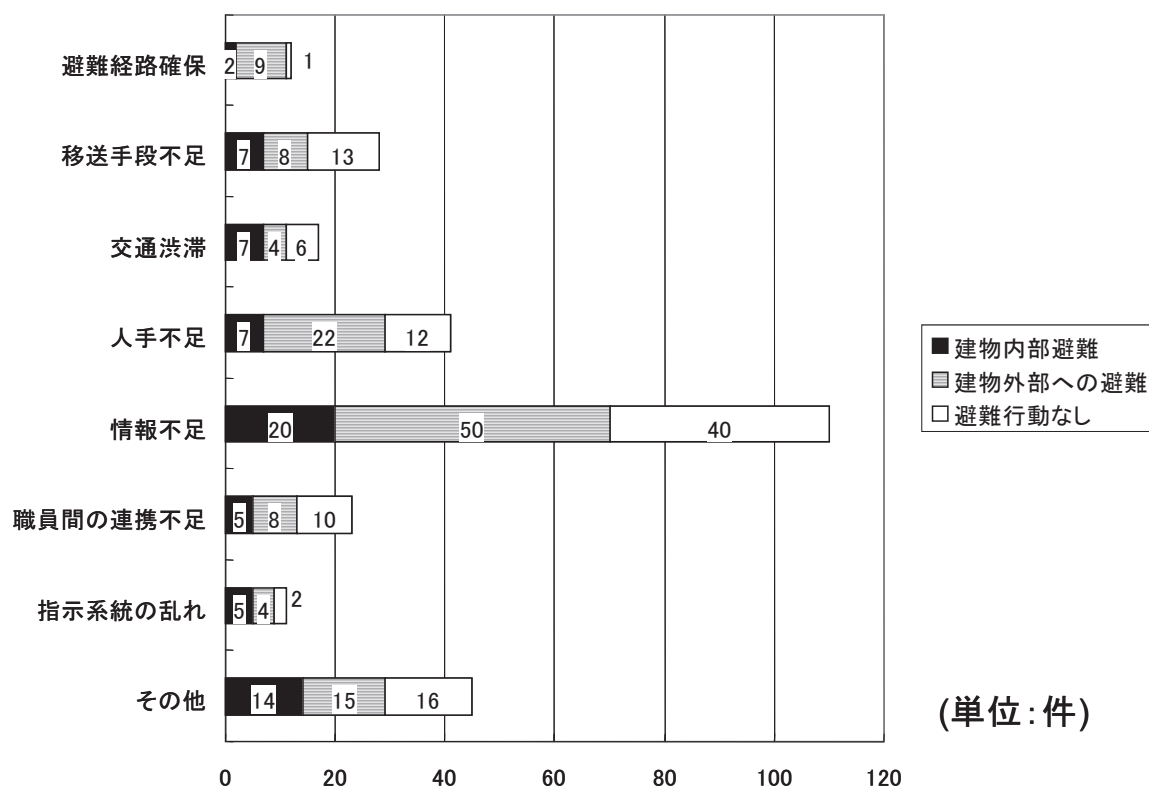


図 9 避難行動の際に困った事（複数回答）

日常火災の防災マニュアルは9割近くの事業所が持っているものの、地震想定・津波想定の手ualを持っている事業所は少ない。障害者・高齢者施設共に日常火災マニュアルはあるが、地震については約半数であった。今回、被害が大きかった津波・高潮は、立地条件によるが想定されているのは約1割であった。

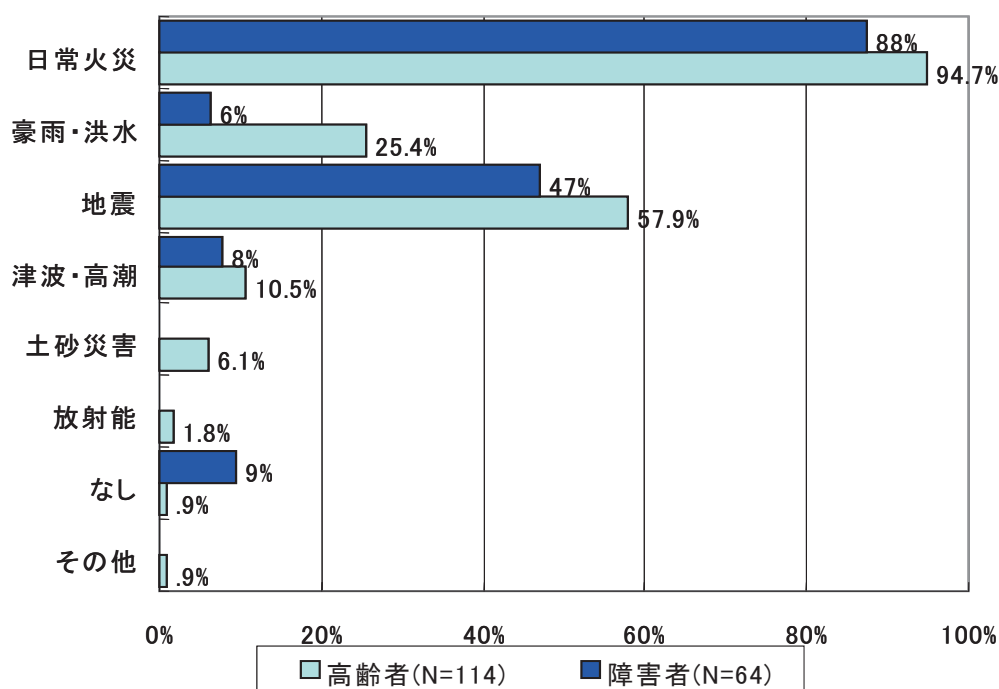


図 10 想定対応マニュアルを持っていた災害

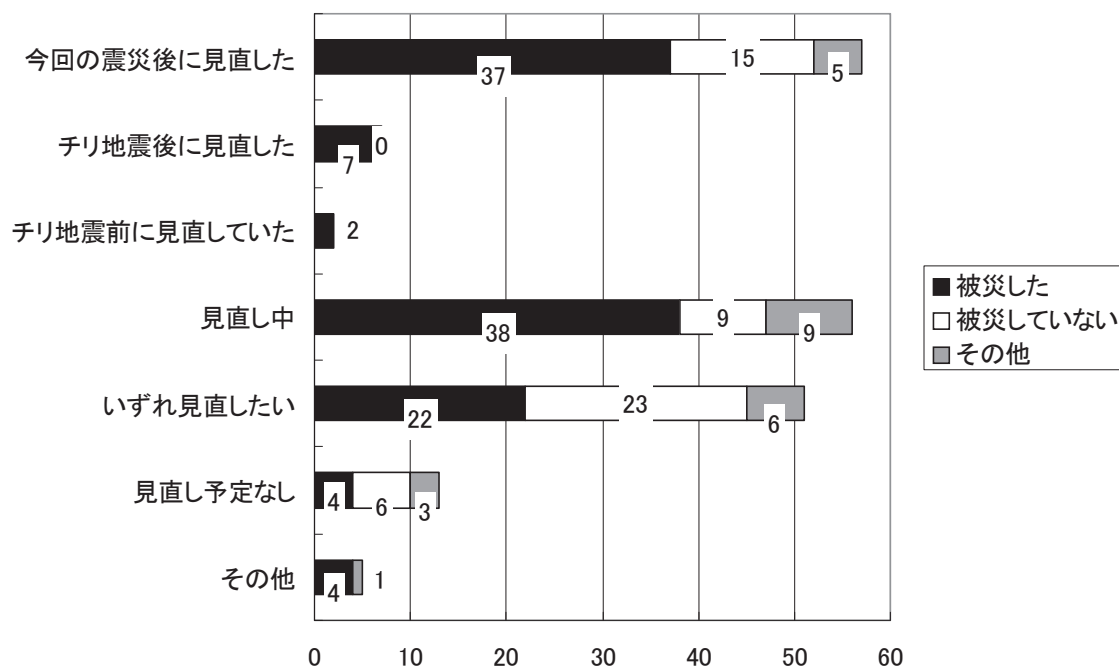


図 1 1 防災マニュアルの見直しについて（複数回答）

火災訓練時の屋外避難を除くと、地域避難など大規模な災害を想定した訓練はあまり行われていない。水害や津波時に必要な「上階への担ぎ上げ訓練」の実施率は低く、必要避難時間が認識されていないと避難開始の遅れを招きやすい。

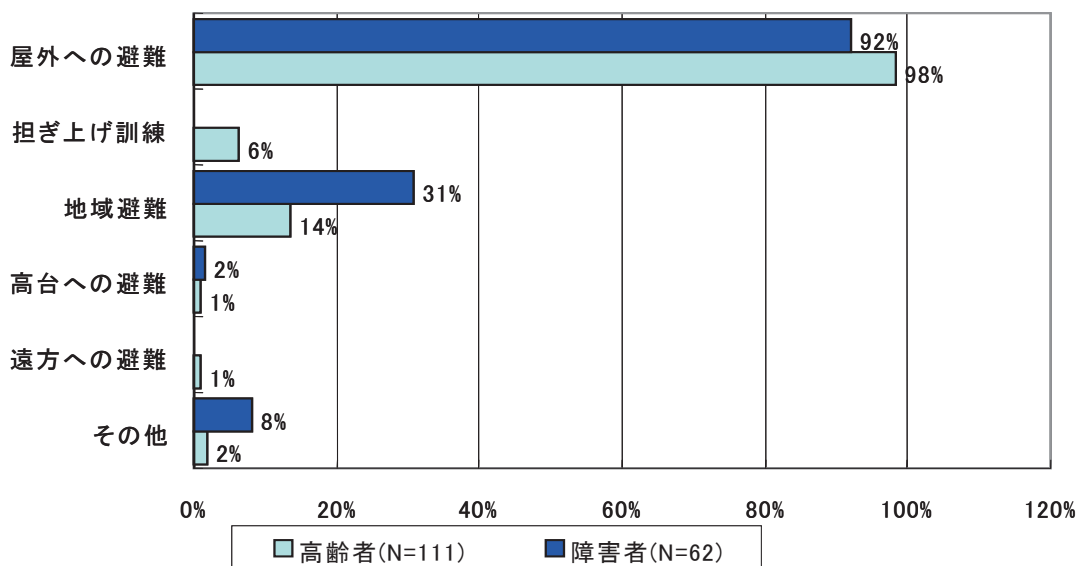


図 1 2 入居者と共に実施したことのある訓練

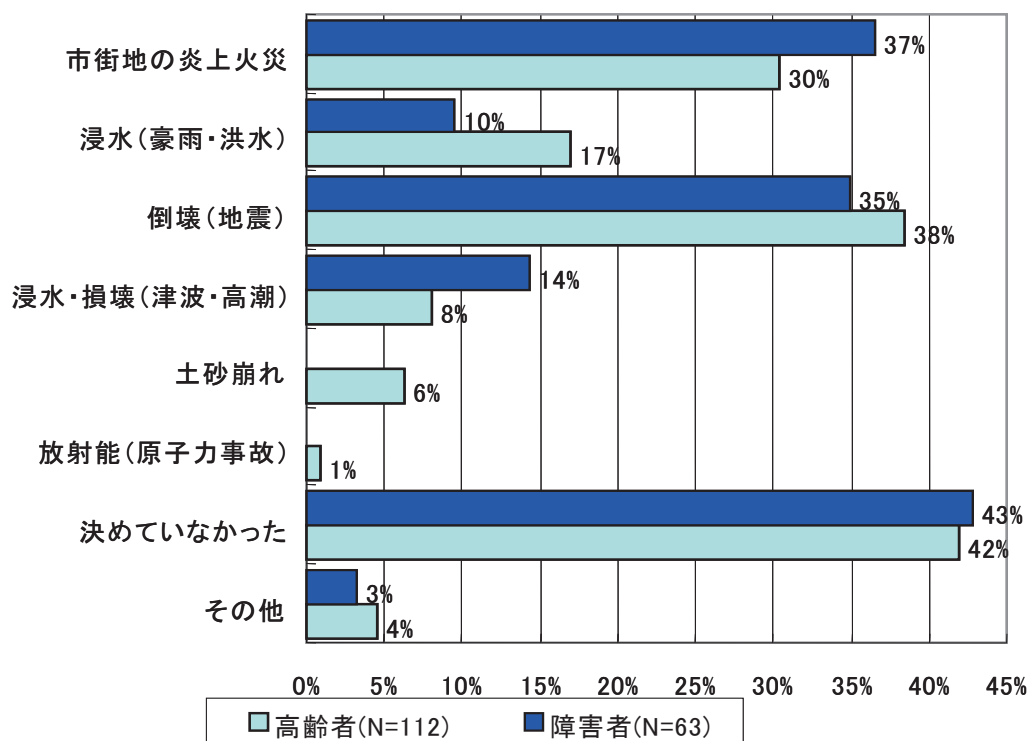


図 1 3 事前に避難手順を決めていた災害

◆地震時の対応

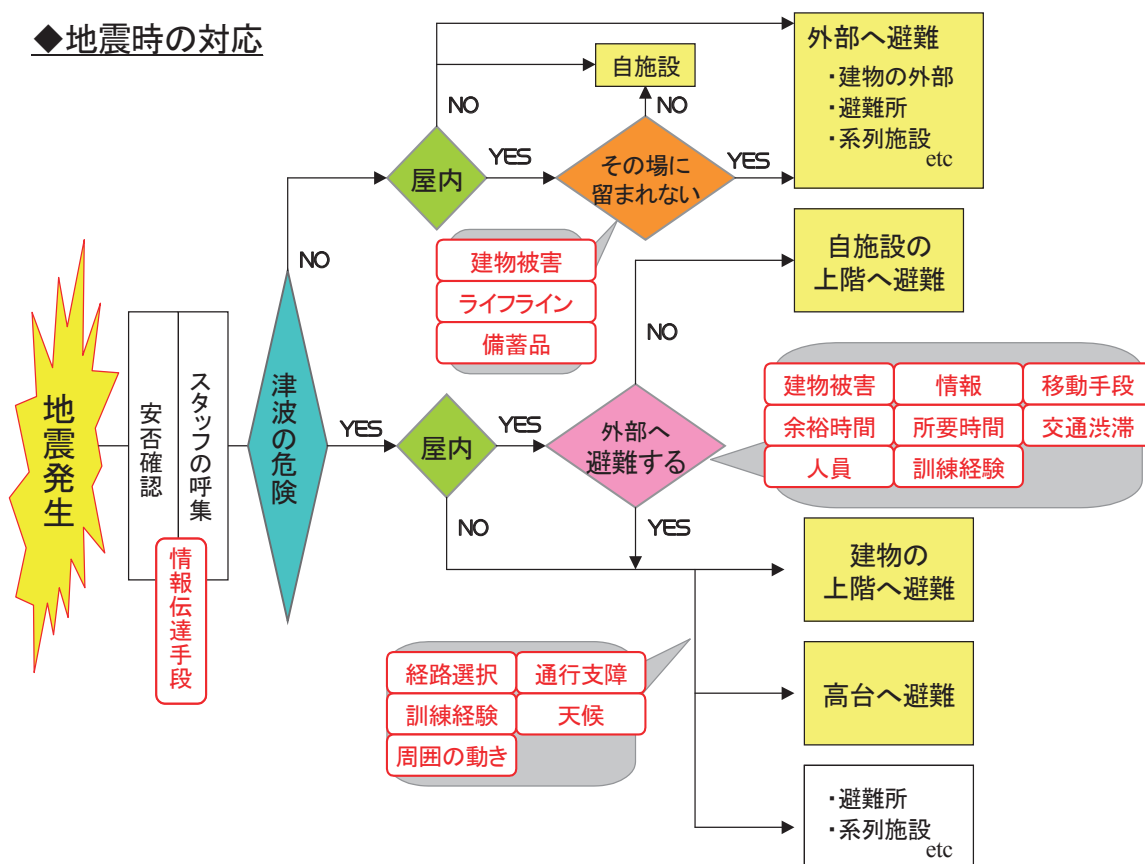


図 1 4 地震時の対応パターン

4-1-3 今後の課題

- ・ 阪神大震災で定義されていた問題が、今回も繰り返して起こっており、貴重な災害経験が必ずしも全国的に共有されていない。今回の教訓を、今後の防災対応のヒントとなるような資料集を作成するなどの取り組みが必要である。
- ・ 仮設住宅供給における、障害者向け対応が十分に機能していたとはいえない。震災直後の混乱した中で自治体の対応能力にも限界がある。ケア付き仮設の運用について事前に良く検討し、行政と協議しておく必要性が高い。
- ・ 平日の中間に大都市の市街地で発生した震度6を超えるような地震は、戦後の日本がほとんど経験していなかった。職場など居住地以外の場所にいる障害者への支援対応は、地域移行が進むなかで十分に検討されていなかった。
- ・ 福祉施設の防災マニュアルには災害ごとに考えられた適切なガイドラインが存在しない。火災をはじめ災害時の避難には、図14に示すように多くの要素が複雑に絡むため、一律的なマニュアルを示しても、想定に頼りすぎたり想定外の事態に遭遇して混乱する事も多い。
- ・ 福祉避難所や一般避難所と指定された場合と、指定されなかった場合の双方で問題が発生している。行政と福祉施設共に避難所運営の経験が浅く、対応が柔軟性を欠いていた。
- ・ 地震・津波対応訓練や、実際に広域避難した経験のある事業所は少ない。
- ・ 被災時には、情報不足、情報伝達手段の欠如、備蓄品の不足などが生じる。不十分な情報下でも、必要な意思決定を行なうための図上訓練などの改善が求められる。
- ・ 緊急時でも、日常的な指示命令系統を踏襲するケースも多いが、現場において状況を判断し、指示を待たずに行動できる戦術眼をもつサブリーダーの育成が不可欠である。
- ・ 災害時要援護者を多く抱える福祉事業所では、想定される災害リスクに対する意識は高いと思われるが、現状でどの程度一般住民と差があったのか検証する必要がある。

4-2 被災地聞き取り調査から見た今後の課題

室津滋樹

4-2-1 時代の変化を考慮した対応が必要

全国的に「入所施設や病院から出て、地域の中で暮らす」という取り組みが進んでいることから、地域の中で生活している障害者が増えている。自ずと障害のある人たちの災害時避難については、これまでのように入所施設への避難を中心としたものでは対応できない状況に変化している。この状況に対応できる災害時避難について備えておく必要がある。

4-2-2 被災直後の避難場所について

被災直後の混乱期は援助者の確保もむずかしい時期でもある。また、障害者ひとり一人に負担がかからないよう援助するためには、一般の避難場所のような広い空間で大勢がいる場所ではむずかしいことは、各地の状況から明らかである。

一般避難場所と同じ場所で空き教室などのこじんまりした部屋を多数確保すること、また、陸前高田市の元雇用促進住宅利用に見られるように空き建物を利用する方法、いわき市の県外避難先として平塚市で試みられたワンルームマンション全体を借り上げる方法などは、被災前の生活を継続できる方法として有効である。

その他、地域で暮らす障害者が避難できる場所としてホテルや旅館などを確保することなど、障害のある人たちの避難先について前もって協定を結んでおくなどの備えをしておく必要がある。

一方、「福祉避難所」を質量ともに充実させ、利用する可能性のある人たちに周知をおこなっておくことも必要である。

4-2-3 被災時における支援者の確保

外部遠隔地からの支援要請について、障害のある人たちへの支援は、要請があれば厚生労働省から施設職員を派遣するという制度はあるが、それでは対応が遅く、特に被災直後に必要となる相談のような専門性が求められる事態には対応できていない。

日本全国、どこでもだれでも被災することを考えれば、大規模災害発生時に専門的な訓練を受けた支援チームが派遣され、速やかに障害のある人たちへの支援をおこなえるようにしておくことが必要である。平成 17 年に発足した DMAT (Disaster Medical Assistance Team) = 災害派遣医療チームの支援者版というものを作らなければならない。

緊急災害直後から被災地に入り、支援の必要な人たちに対する援助を把握し、被災地の事業所状況を把握し、援助が不足しているところに全国から登録されている援助者を

送る機能をもった「支援チーム」を作ることが必要である。

4-2-4 地域の復興にあわせて

被災直後に集まって避難生活を送ったグループホーム入居者が、それぞれの地域全体の復興にあわせて、再び地域の中で一般の人たちと交わりながら生活できる場を取り戻せるようにしていく必要がある。

4-2-5 グループホームの孤立を防ぐために

「福祉事業所の地震防災に関するアンケート調査」によると、高齢者関係の事業所に比べ、障害者の事業所では、地域とのつながりが弱いという結果が出ている。

今回の震災でも、特に小規模な運営のグループホームが物資の不足、援助者の不足などから、孤立しやすい状況にあった。

障害のある人たちが地域の一員として地域の人たちとつながり、地域ぐるみでグループホームあるいは入居者を支える方法を考える必要がある。たとえば、グループホーム運営において、地域の人も加わった運営協議会といったものを設けて、防火・防災訓練を一緒に取り組むことなどを考えていくこと、また、自立支援協議会などを上手に利用して、法人を超えたグループホームどうしのつながりをつくること等が必要である。

これらの取り組みは、通信手段が途絶えた時にも情報を得やすくするためにも必要である。

4-2-6 すべての仮設住宅について

一般仮設住宅の作り方については、阪神大震災時に経験した「仮設住宅における孤独死」を防ぐための対策として、「入居する人のコミュニケーションを図るためにも棟と棟が向きあうように設置する」ことや「集会場を設置すること」が求められていたにもかかわらず、神戸の経験は生かされなかったところが多かった。

また高齢者世帯が多いことや、家族の中に障害者がいる世帯もあることを想定すれば、「向かい合わせにした棟と棟の間にデッキを作ってバリアフリー化をはかる」ということも必要である。

厚生労働省では、4月末に仮設住宅における要介護高齢者等の日常生活を支えるために、「仮設住宅に総合相談機能や、日中活動、居宅サービス等の機能をもったサポートセンターを併設すること」を求めている（資料参照）。大規模は被災により被災前の地域的な支えを失ったことへの対応策として、新たな生活空間の中にその機能を取り戻せるようにと打ち出されたものであるが、混乱している被災地の行政機関において十分に生かし切れなかったと思われる。

大規模な仮設住宅の中で、行きにくい場所に集会所が設けられていたところも多く見受けられ、サポートセンター型の拠点施設は少なかった。

今後の課題として、仮設住宅に関する基本的なことについては、災害が起きてからの対応ではなく、前もって全国の自治体に周知しておくことが必要である。

4-2-7 自治体に基本的なことは周知しておく

今回、厚生労働省から被災地の状況に対応するため、大量の通知が出されたが、被災直後から、電話、FAX 等、通信が途絶えている状況においては、通知が被災した人たちに届くということは難しかった。せっかく出された通知も必要としている人たちには届かないという事例が多かったと思われる。

行政対応については、「被災後の混乱の中では、なかなか周知徹底できず、機能しない」ということが今回の震災を通しての一つの大切な教訓であると考えている。

すべての自治体に共通する被災時の対応プログラムを改めて見直し、基本的なことについては、前もって各自治体に周知徹底しておくことが必要である。

4-2-8 入居者本人や家族に対する被災への備え

「被災する」ということの意味や「避難すること」について、入居者本人に対しても普段から伝えておくことが必要である。基本は障害者自身のエンパワメントをはかることであり、日頃から入居者を含めた防火・防災訓練等の取り組みを通して、被災することについて学ぶことが重要である。

また、「被災した時に障害のある人たちがどのような方法で避難生活を送ることができるのか」ということについても、障害のある人や家族には知らせておく必要がある。

4-2-9 福祉事業者には被災時の施策に関する情報を届けること

被災時に、福祉関係者は緊急指定車両の対象となること、「福祉避難所」について、自治体としてどのような備えをおこなっているか等、被災した場合の対応にあたって事業者として知っておくべきことを普段から周知しておくことが必要である。

4-2-10 大規模な避難について

今回、福島原発事故にともなう障害者の大規模避難がおこなわれている。いわき市のグループホーム入居者を中心として地域で生活していた人たちが、長野県西駒郷、横浜市、横須賀市、平塚市に別れて短期間の県外避難をおこなっている。また、千葉県立鴨川青年の家、群馬県立のぞみの園に法人で避難した事業所では、グループホーム入居者の避難生活も長期化している。

福島原発事故にともなう状況は、いまだに先行き不透明なところが多く、そのあり方についても、まだわからないところがたくさんあると思うが、日本全国に原子力発電所が多数あることを考えれば、大規模でしかも遠隔地における避難生活については、検討しておかなければならない。

大規模な避難においては、ある程度まとまって避難することが必要となるが、それまで生活していたところを離れた遠隔地となることから、その後の避難生活の継続がより大きな課題となる。

長野県、群馬県では、空いている入所施設を使用して避難者の受入をおこなった。平塚市では、NPO 法人がワンルームマンションを借り上げて避難者を受け入れた。神奈川県では、数箇所の入所施設を使って受入をおこなった。千葉県では、保養施設等を利用した避難者受入をおこなった。

大規模避難については、今回、さまざまな避難方法が試みられている。一般的には、入所施設の空き状況というのは、数が限られるため、あちこちに分散することとなりやすい。その場合、その後の支援が分散すること、また、その施設に入所している障害者の状況と受け入れる障害者の状況がちぐはぐになり、その人に必要な支援を用意できない場合も出てくる。まとまって空きがある場合においては、当面の避難先として生かすことができる。しかしながら、長期間にわたると、それまでの地域生活とのギャップにより、さまざまな問題が出てくる。

平塚市で試みられたワンルームマンションの借り上げ方式は、それまでの生活に近い形で避難できることから有効であるが、被災時に適当な物件を確保できるかどうかという問題がある。

長期にわたる避難においては、一定期間で元の生活に近い環境を準備することが重要である。グループホーム入居者の避難生活が長期避難となる場合、避難先で賃貸家屋を借りるなど、入居者が元の生活に近い生活を送れるように対応すべきではないかと考える。その場合の援助者確保について、支援できる方法を避難先のエリアでも取り組む必要がある。

また、県外への大規模避難では、避難先の相談支援事業所も関わり、障害者の状況を把握しながら相談を受けたり、避難先の日中活動の場とつなげることなどを調整することが必要である。

東日本大震災においては、多くの通知が厚生労働省から出された。一部を資料として、掲載する。

1 厚生労働省通知より

- 1-1 高齢者、障害者等の要援護者の緊急的対応について
(厚生労働省 3月11日)
- 1-2 「東北地方太平洋沖地震」による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣依頼について
(3月15日)
- 1-3 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の弾力運用について
(厚生労働省社会・援護局総務課長 3月19日)
- 1-4 県域を越えた避難者の旅館・ホテル等への受入れについて
(厚生労働省社会・援護局総務課長 3月24日)
- 1-5 東日本大震災に関する介護給付費及び障害児施設給付費の請求取扱いについて
(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 4月6日)
- 1-6 応急仮設住宅地域における高齢者等のサポート拠点等の設置について
(厚生労働省老健局 4月19日)
- 1-7 応急仮設住宅地域における高齢者等のサポート拠点等の設置について
(厚生労働省老健局 4月27日)
- 1-8 応急仮設住宅のグループホーム等に係る共同生活住居への活用について
(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 4月27日)
- 1-9 東日本大震災に係る応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げの取扱いについて
(厚生労働省社会・援護局長 4月30日)
- 1-10 被災地における介護等のサポート拠点に係る取組(1)
(厚生労働省老健局 7月14日)
- 1-11 被災地における介護等のサポート拠点に係る取組(2)
(厚生労働省老健局 8月25日)

2 福祉避難所に関する資料；「東日本・支援者支援事業所向け制度活用ガイド」より抜粋

2-1 「福祉避難所」って何？

その他の資料については、以下のホームページを参照。

* 厚生労働省ホームページのホームページ

http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shougai Fukusi.html

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000016zaw.html>

* 「東日本・支援者支援事業所向け制度活用ガイド」

<http://www.karuizawa.ne.jp/~tanto/saigai/index.html>

被災地で障がいのある人の支援に当たっている支援者や支援事業所に役に立つよう、国から発出された通知類を整理し、実際に活用する際の流れについて紹介したガイド。

* 福祉避難所設置・運営に関するガイドライン

http://www.jrc.or.jp/vcms_lf/080619_fukushi_hinanjo.pdf

資料 1 厚生労働省通知より

事務連絡

平成23年3月11日

各
都道府県
指定都市
中核市

民生主管部局 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長補佐
 厚生労働省社会・援護局総務課災害救助対策室長補佐
 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長補佐
 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長補佐
 厚生労働省老健局総務課長補佐

高齢者、障害者等の要援護者の緊急的対応について

1. 「東北地方太平洋沖地震」の発生に伴い、避難生活が必要となった高齢者、障害者等の要援護者については、旅館、ホテル等の避難所としての活用や緊急的措置として社会福祉施設（介護老人保健施設を含む。）への受け入れを行って差し支えありませんので、その対応に万全を期していただきますようお願いいたします。

なお、旅館、ホテル等の避難所としての活用等については、別添のとおり、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会等に対し、協力依頼（厚生労働省健康局生活衛生課長通知）をしておりますので、併せてご連絡いたします。

2. 社会福祉施設等への支援のため、今後、被災地域における社会福祉施設等の入所者等の生活を確保するための職員の確保が困難な施設については、広域的調整の下で、他施設から職員の応援派遣を行ってください。また、他都道府県からの派遣等が必要となった場合には、国において調整を図ることとしておりますので申し出下さい。

別添

(写)

健衛発0311第1号

平成23年3月11日

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会会長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長

「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」の発生に伴う
高齢者、障害者等の要援護者への緊急対応について(依頼)

「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」の発生に伴い、避難生活が必要となっている高齢者、障害者等の要援護者について、被災自治体等から貴連合会傘下の旅館・ホテルに対して災害援助法に基づく避難所等として活用し受け入れていただくことの要請があった場合には、緊急時の対応としてこれに積極的に御協力いただけるよう、組合に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

なお、当該依頼を受ける際には、利用に関する諸事情について当該都道府県等と十分調整するよう併せて周知願います。

事務連絡
平成23年3月15日

各 都道府県 民生主管課長 殿
指定都市 中核市
(岩手県、宮城県、福島県、仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市を除く)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長補佐

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長補佐

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長補佐

厚生労働省老健局高齢者支援課長補佐

「東北地方太平洋沖地震」による社会福祉施設等に対する
介護職員等の派遣依頼について

標記については、平成23年3月11日付事務連絡「高齢者、障害者等の要援護者の緊急的対応について」により、被災地域における社会福祉施設等の入所者等の生活を確保するための職員の確保に関し、広域的調整をお願いしているところであります。被災地においては、介護職員等が不足している恐れがあり、他地域からの介護職員等の派遣が可能となるよう、管内市町村、関係団体、社会福祉法人等に対して、介護職員等の派遣のご協力依頼をしていただきますようお願いいたします。(別添イメージ図参照)

つきましては、3月28日(月)から4月中に派遣が可能な介護職員等につきまして、「(別紙1)派遣職員調査総括票」及び「(別紙2)派遣職員登録票」に記入いただき、以下の厚生労働省各担当宛てメールにて、送付していただきますようお願いいたします。

なお、職員派遣の経費については、福祉避難所として委託を受けた社会福祉施設等について、概ね被災者10人につき1人の介助員等の配置に要する経費を災害救助費から支払うことができます。

○提出〆切

別紙1・・・平成23年3月18日(金)17時まで

別紙2・・・平成23年3月22日(火)17時まで

○問合せ及び調査結果報告先

高齢者関係施設……………老健局振興課人材研修係

永見係員:nagami-kazuki@hlw.go.jp

(代 表) 03-5253-1111 (内線3936)

(ファクシ) 03-3595-2889

(FAX) 03-3503-7894

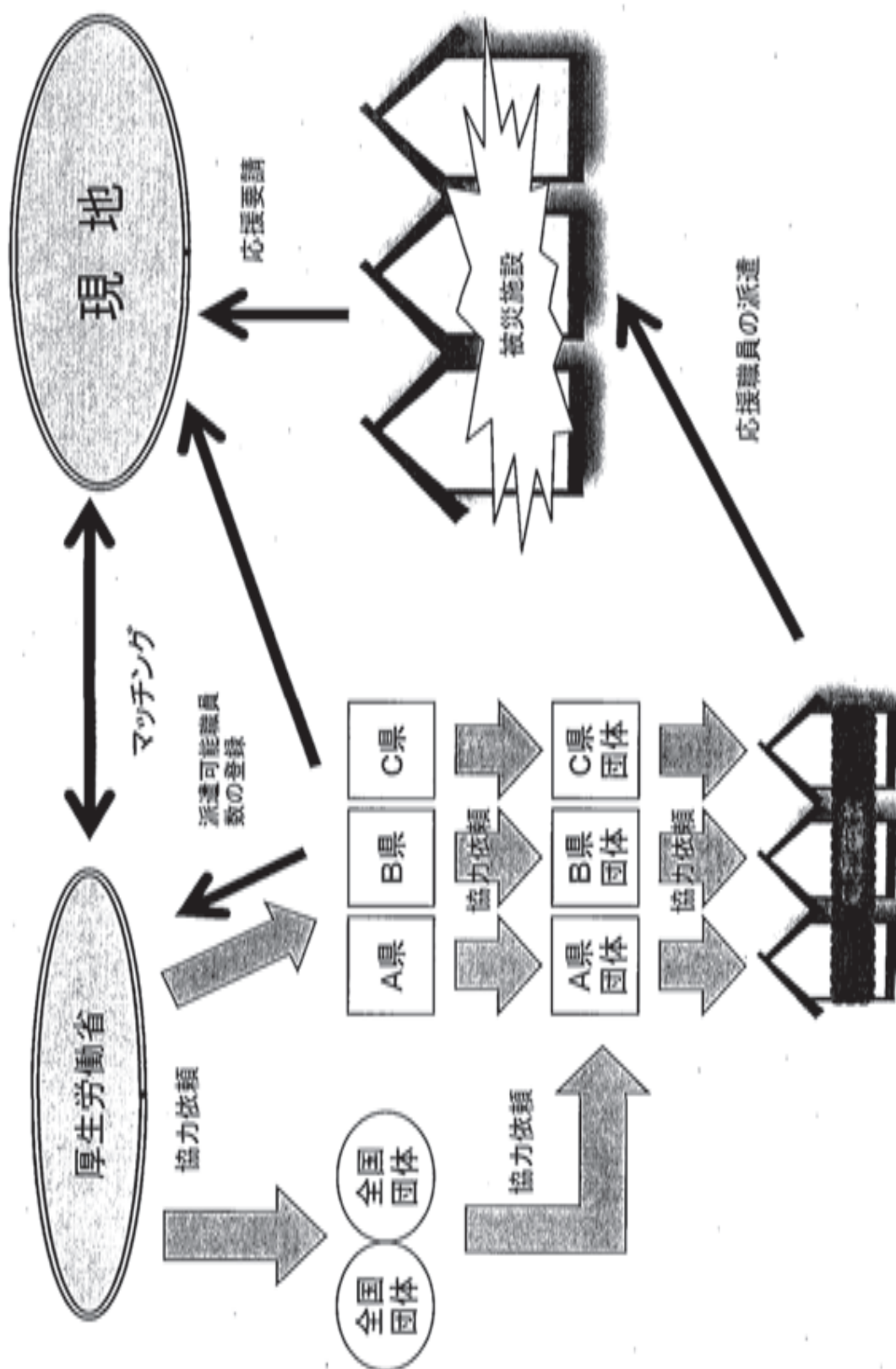
障害児・者関係施設……………障害保健福祉部障害福祉課福祉サービス係
加藤係員: katou-kouichi@mhlw.go.jp
(代 表) 03-5253-1111 (内線3091)
(ファクシムレ) 03-3595-2528
(FAX) 03-3591-8914

児童・母子・婦人関係施設……………雇用均等・児童家庭局総務課調整係
村本係長: muramoto-toshinari@mhlw.go.jp
岩瀬係員: iwase-toyoaki@mhlw.go.jp
(代 表) 03-5253-1111 (内線7824)
(ファクシムレ) 03-3595-2491
(FAX) 03-3595-2668

生活保護関係施設……………社会・援護局保護課予算係
櫻井係員: sakurai-takuma@mhlw.go.jp
(代 表) 03-5253-1111 (内線2824)
(ファクシムレ) 03-3595-2616
(FAX) 03-3591-9898

介護職員等の応援について(調整中のイメージ)

別添



【別紙】

〇〇県(市)派遣職員調査総括表 (高齢者関係施設)

(単位:人)

	施設・事業所分類	ホームヘルパー	施設等介護職員	看護職員	左記以外の職員	計
〇〇県市	介護老人福祉施設(特養)					
	介護老人保健施設					
	介護療養型医療施設					
	養護老人ホーム					
	軽費老人ホーム					
	有料老人ホーム					
	適高齢者専用賃貸住宅					
	認知症高齢者グループホーム					
	短期入所生活介護事業所					
	通所介護事業所					
	小規模多機能居宅介護事業所					
	訪問介護事業所					
	訪問入浴介護事業所					
	夜間対応型訪問介護事業所					
	合 計					

【別紙】

〇〇県(市)派遣職員調査総括表 (障害児・者関係施設)

派遣人数									
施設	派遣の委託先	派遣職種	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
		派遣							

(注1)訪問系サービスとは、居宅介護、児童訪問介護、行動支援、児童障害者等包括支援サービス、
(注2)日中活動系サービスとは、療育介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、自立訓練(機能訓練型)、自立訓練(生活訓練型)、施設療育支援、
(注3)居住系サービスとは、居宅介護支援事業所(生活支援センター)、居宅介護支援事業所(通所介護)、居宅介護支援事業所(居宅介護型)、居宅介護支援事業所(居宅介護型)等、
(注4)障害児施設とは、知的障害者施設、知的障害者施設(知的障害者施設)、知的障害者施設(知的障害者施設)、知的障害者施設(知的障害者施設)、
(注5)訪問系サービスとは、児童発達支援事業所、児童発達支援事業所(児童発達支援事業所)、児童発達支援事業所(児童発達支援事業所)、児童発達支援事業所(児童発達支援事業所)、
注：施設・事業所の名称は、施設・事業所の名称に準じて記載する。

【別紙】

(児童・母子・婦人関係施設)

〇〇県(市)派遣職員調査総括表

〇〇県市	施設・事業所分類	児童指導員	職業指導員	児童自立支援専門員	母子指導員	児童生活支援員	保育士	上記以外の職員	計
	乳児院								
	児童養護施設								
	虐待被害児短期滞在施設								
	児童自立支援施設								
	母子生活支援施設								
	助産施設								
	婦人保護施設								
	児童自立生活援助事業所 (自立援助ホーム)								
	小規模住居型児童養育事業所 (ファミリーホーム)								
	放課後児童健全育成事業実施施設 (放課後児童クラブ)								
	合 計								

(単位:人)

【別紙】

〇〇県(市)派遣職員調査 (生活保護関係)

		施設・事業所分類	指導員	介護職員	看護職員	左記以外の職員	計
〇〇県市		救護施設					
		更生施設					
		合 計					

(単位:人)

【別紙2】

派遣職員登録票

県・市

平成23年 月 日現在

施設種別	施設名		
都道府県	住所	TEL	FAX
担当者（役職）			

	派遣可能期間	派遣可能な職員の職種	性別	備考
例	〇月〇日～〇月〇日（〇日間）	介護職員	男・女	
1			男・女	
2			男・女	
3			男・女	
4			男・女	
5			男・女	

※「派遣可能な職員の職種」欄には、介護職員の他、看護職員、相談員、OT、PT等派遣いただける職員の職種を記載してください。

※5名を超えて登録いただける場合には、添付ですが本票をコピーしてご記入ください。

※3月28日から4月中旬に派遣が可能な職員について、ご記入ください。

社援総発0319第1号

平成23年3月19日

各 都道府県 災害救助担当主管部(局)長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長



平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に係る
災害救助法の弾力運用について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により被災した各都道府県及び被災者を受け入れている各都道府県においては、既に災害救助法に基づき応急救助を実施していただいているところであるが、今般の震災による被害の甚大さにかんがみ、災害救助法の運用に当たって下記に留意し、被災地はもちろん被災地でない都道府県においても積極的に被災者の救助に当たられたい。

また、管下政令指定都市及び中核市並びにその他の市町村に対して、下記内容に関する情報提供を併せてお願いする。

記

1 特別基準の設定について

災害救助法による救助については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成12年3月31日厚生省告示第144号。以下「一般基準」という。)に基づき実施されているところであるが、被災状況等によって、一般基準では対応できない場合もあるので、特別基準を設定することが可能とされている。

2 特別基準の運用について

特別基準の設定及び運用については個々具体の被災状況を踏まえ決定されるものであるが、各自治体等からの問い合わせの多い事項については、次のような取扱いとする。

(1)避難所の設置

公共施設等を避難所として開設することを原則とするが、これだけでは不足する場合や

高齢者等の利用に配慮した避難所が必要となる場合等には、必要に応じて、公的な宿泊施設を利用したり、民間の旅館、ホテル等を借り上げることにより避難所として活用することも可能であるので、積極的に検討されたい。なお、この場合、地域の実情に応じて避難所の設置のため相当な経費は国庫負担の対象となるので留意されたい。

(参考)なお、「相当な経費」として、新潟県中越地震の際には特別基準として1人1日5,000円(食事込)の基準を設定した。

(2) 避難所の開設期間、炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

避難所の開設期間、炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給については、一般基準では7日以内とされているが、災害救助法を適用した自治体との電話による協議の結果、2ヵ月までとすることに同意したので了知されたい。

(3) 応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅の供与に当たっては、寒冷地仕様にも配慮すること。また、地域の実情に応じ、民間賃貸住宅、空き家の借り上げにより設置することも差し支えないので留意されたい。

(参考)なお、岩手・宮城内陸地震の際には、寒冷地であることに配慮して、民間賃貸住宅について1戸当たり月額6万円で借り上げた。

(4) 応急仮設住宅の着工期間

応急仮設住宅の着工期間については災害発生の日から20日以内とされているが、被災状況にかんがみ、この期間に着工することができない場合も想定されるので、この期間を超えてもできるだけ早期に着工するのであれば差し支えないので了知されたい。

3 広域にわたる避難が行われた場合の取扱い(法第35条の活用)

今般の災害の被災状況にかんがみ、災害救助法が適用された都道府県からの県域を越えた避難も想定されるところであるが、このような避難についても、当然、災害救助費等負担金の国庫負担の対象となる。法に規定する各種の救助に要する費用については、災害救助法の適用を行った都道府県が支弁することになるが、被災した都道府県から要請を受け、災害救助法が適用された市町村からの避難者を受け入れて行われた救助については、受け入れた都道府県から災害救助法の適用を行った都道府県に対して求償することが法律上もできることとされているので留意されたい。

4 その他

(1) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の4第1項又は第70条の6第1項に基づき贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている農地を都道府県が災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく応急仮設住宅のために

一時使用する場合は、農地に戻す見込みがある等所定の要件を満たすときは農地に係る贈与税又は相続税の納税猶予が継続される特例（同法第70条の4第17項又は第70条の6第21項）があるので、御丁知願いたい。詳細については、追って連絡するが、贈与税等の納税猶予の適用を受けている農地を応急仮設住宅用地として検討される場合には、事前にご相談いただきたい。

- (2) 御遺体の発見場所から安置所までの輸送に係る経費についても、災害救助費等負担金の国庫負担の対象となるので留意されたい。

社援総0324第1号

平成23年3月24日

各 都道府県 災害救助担当主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長



県域を越えた避難者の旅館・ホテル等への受入れについて

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により被災した方々の応急救助のため、各都道府県において、旅館・ホテル等を借り上げるにより避難所として活用することを可能とする旨の通知（「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の弾力運用について」（平成23年3月19日付け厚生労働省社会・援護局総務課長通知））を発出したところであるが、本日、国土交通省観光庁より別添のとおり「県境を越えた被災者の旅館・ホテル等への受入れについて」（平成23年3月24日付け観光庁観光産業課長通知）が発出されたので、被災地はもちろん被災地でない都道府県においても、関係部局・管内市町村と連携の上、被災した方々の迅速な受入体制の確保に留意願いたい。

また、避難所の開設期間については、原則7日以内を2ヵ月まで既に延長したところであるが、被災した方々の生活環境が応急仮設住宅等において安定的なものとなるまでの間、避難所の運営は2ヵ月を超えても更新されることとなる。従って、旅館・ホテル等を避難所として開設する場合においては、貴管内の全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会関係旅館・ホテル等関係者にこの旨周知されたい。

おって、当該旅館・ホテル等への移送費についても、避難所の設置のための経費と同様、災害救助法の適用を行った都道府県から要請に基づき、被災した方々を県域を越えて受け入れた場合、受け入れた都道府県から災害救助法の適用を行った都道府県に対して求償することが可能であることを申し添える。

なお、管内政令都市及び中核市並びにその他の市町村に対して、上記内容に関する情報提供を併せてお願いする。

観観産第660号
平成23年3月24日

都道府県観光主管課長 殿

観光庁観光産業課長



県境を越えた被災者の旅館・ホテル等への受入れについて

平素より大変お世話になっております。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により、被災県においては、多数の被災者の方が避難を余儀なくされています。

こうした状況にかんがみ、観光庁においては、厚生労働省等関係省庁の協力の下、災害救助法の枠組みを活用し、県境を越えた被災者の旅館・ホテル等への受入れを支援することとしましたので、御了知下さい。

また、本件について、管下の市町村に対して情報提供をお願いします。

記

1. 概要

観光庁において、災害救助法の枠組みを活用し、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会（以下「全旅連」という。）から提供を受けた受入可能な旅館・ホテル等のリストを基に、県外へ避難を希望する被災者の意向を踏まえ、被災者と避難先施設のマッチングを行うとともに、旅行業者と連携して移動手段となるバス等の手配を実施することにより、県境を越えた被災者の旅館・ホテル等への受入れを支援します。

2. 対象者・受入施設について

(1) 対象者について

災害救助法が適用された被災市町村における被災者であって、被災県の要請により、県外の旅館・ホテル等に避難する方が対象者（※1）となります。

(2) 受入施設について

受入施設は、全旅連が作成するリスト（※2）に掲げられた旅館・ホテル等の有料施設とし、宿泊費用は1泊3食付き一人当たり5,000円以内となります。

また、受入期間は、継続的に居住できる施設が確保されるまでの当分の間とします。受入施設は、災害救助法に基づく避難所として受入県が借り上げ、被災者に提供することとなります。

※1 対象者は、高齢者、身体障害者、乳幼児及びその付添の方など被災して避難所を提供する必要がある方も含まれます。

避難させる被災者の優先順位については、国において、統一的な方針を設けませんので、被災県の判断となります。

※2 リストは、都道府県旅館組合が作成していますが、組合員以外の旅館・ホテル等であっても、当該施設が希望すれば、リストに掲載されることとなっています。

3 費用について

旅館・ホテル等の宿泊費用は受入県において、当該施設への移動費用は被災県において負担していただいた上で、災害救助法の適用によって、受入県が負担した費用は被災県に求償されることとなり、最終的には、国が被災県に対して、必要な財政措置を講ずることを予定しています。

このため、受入県の費用負担はありません。また、被災者自身の費用負担もありません。

4 手順等について

- (1) 全旅連において、受入可能な旅館・ホテル等の情報（以下「施設リスト」という。）を集約の上、観光庁に情報提供を行う。
- (2) 観光庁は、施設リストを被災県に提供する。被災県は、当該施設リストを管下の被災市町村に提供する。
- (3) 被災県は、管下の被災市町村内の被災者のうち県外の旅館・ホテル等への避難が必要と判断した被災者の情報（以下「避難者リスト」という。）を集約の上、観光庁に情報提供を行う。
- (4) 観光庁は、避難者リストを全旅連に提供し、基本的なマッチングを実施する。
- (5) マッチングが調った場合は、被災県と受入県の旅館組合との間で、具体的な受入スケジュール等の調整を行うとともに、並行して、被災県が受入県に対して要請を行うなど両県の間で避難受入について必要な調整を行う。
- (6) 観光庁は、被災県の求めに応じて、被災者が現在居所としている避難所から、当

該避難先の旅館・ホテル等への移動のためのバス等について、旅行業者を通じて手配する。

5 その他

実施に当たっては、貴都道府県の災害対策本部又は防災担当部局とも十分な調整を図っていただくようお願いします。

事 務 連 絡

平成 2 3 年 4 月 6 日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

東日本大震災に関する介護給付費等及び障害児施設給付費の請求の取扱いについて

東日本大震災に関する障害者自立支援法に基づく介護給付費等及び児童福祉法に基づく障害児施設給付費（以下「介護給付費等」という。）の請求に係る事務については、下記のとおり取り扱うこととするので、管内市町村、事業者等及び国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）への周知について、遺漏なきようお願いしたい。

記

1 平成 2 3 年 3 月サービス提供分に係る介護給付費等の請求について

平成 2 3 年 3 月サービス提供分に係る介護給付費等の請求については、今回の地震による被災によりサービス提供記録等を滅失又は棄損した場合、あるいは地震発生直後における障害福祉サービス等提供内容について十分に把握することが困難である場合の対応として、下記（１）又は（２）の場合において概算請求を行うことができるものとする。

（１）被災前にサービス提供を行った場合の概算による請求

今回の地震によりサービス提供記録等を滅失又は棄損した障害福祉サービス等の事業所については、平成 2 3 年 3 月 1 1 日以前のサービス提供分については概算による請求を行うことができるものであること。

（２）被災後にサービス提供を行った場合の概算による請求

平成 2 3 年 3 月 1 2 日以降にサービス提供を行ったときは、同日以降のサービス提供分については、原則として通常の手続による請求を行うこと。

ただし、災害救助法適用地域（東京都の区域を除く。以下同じ。）に所在する障害福祉サービス等の事業所であって、平成 2 3 年 3 月 1 2 日以降にサービス提供を行ったものについては、当該事業所の状況に鑑み、通常の手続による請求を行うことが困難な場合には、同日から 3 月末日までのサービス提供分について、概算による請求を行うことができるものであること。

2 概算による請求を行う場合の取扱いについて

（１）概算による請求を選択する際の届出

概算による請求を選択する障害福祉サービス等の事業所については、やむを得ない

事情がある場合を除き、平成23年4月13日までに概算による請求を選択する旨、各国保連に届け出ること。

また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものとする。

(2) 介護給付費等の算出方法

原則として平成22年11月サービス提供分から平成23年1月サービス提供分までの介護給付費等支払実績（過誤調整分を含む。）により（当該障害福祉サービス等を行う事業所について特別な事情がある場合には、別途障害福祉サービス等の事業所と調整をする。）、下記①及び②により算出し、それを合計して支払を行うこととなるため、各事業所においては、別紙の様式により届け出るものとする。

① 平成23年3月11日以前のサービス提供分

$$\frac{\text{平成22年11月～平成23年1月
介護給付費等支払額}}{92} \times 11$$

② 平成23年3月12日以降のサービス提供分

【障害者自立支援法に基づく介護給付費等】

$$\frac{\text{平成22年11月～平成23年1月
介護給付費等支払額}}{92} \times 20 \times (1 + 0.0031)$$

【児童福祉法に基づく障害児施設給付費】

$$\frac{\text{平成22年11月～平成23年1月
介護給付費等支払額}}{92} \times 20 \times (1 + 0.0107)$$

(3) 罹災証明書又は罹災届出証明書の提出

上記1(1)に該当する事業所であって、上記1(2)に規定する地域以外の区域に所在するものについては、罹災証明書又は罹災届出証明書を併せて各国保連に提出すること。

(4) 介護給付費等支払額を確定

この方法による請求を選択した事業所については、この方法による概算額をもって平成23年3月サービス提供分の介護給付費等支払額を確定するものであること。

3 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて

(1) 請求書の提出期限について

- ① 平成23年3月サービス提供分（4月提出分）に係る請求明細書の提出期限については、災害救助法適用地域に所在する障害福祉サービス等の事業所に限り、平成23年4月13日とすること。

また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものとする。

② 電子情報による請求が困難な事業者については、市町村（障害児施設給付費については県（指定都市を含む。））へ紙で請求することもできるものとする。

（２）利用者負担の徴収が猶予された者に係る請求手順について

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により被災した障害者等に対する支給決定等について」（平成２３年３月２４日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室ほか事務連絡）により利用者負担の徴収が猶予された者（以下、「利用者負担猶予対象者」という。）に係る介護給付費等の請求については、請求明細書の「請求額集計欄」の給付率に１００と記載して請求すること。

（３）受給者証を障害福祉サービス等の事業所に提示せずにサービスを利用した者に係る請求手順について

- ① 障害福祉サービス等の事業所においては、過去に利用したことのある事業所に問い合わせることにより、また、本人に確認した事項等により、可能な限り受給者証番号等の確認を行い、通常の請求ができるよう努めることとする。
- ② 上記①において、受給者証番号等の請求明細書に記載する項目の確認ができない受給者の請求については、請求明細書に可能な限り記載を行い、また、請求明細書欄外上部に受給者の住所及び赤色で「不詳」と記載し、紙にて作成すること。なお、サービス提供実績記録票、上限額管理結果票等、請求明細書に添付するものについても同様の取り扱いとする。ただし、電子情報による請求が可能な事業者については、別添に従い、各国保連に請求を行うこと。
- ③ 上記②において作成した請求明細書のうち利用者負担猶予対象者に係る分については、請求明細書の欄外上部に赤色で災１と記載すること。
なお、その他の取り扱いは３（２）に準ずるものとする。
- ④ 上記②③において作成した請求明細書については、通常の請求明細書とは分けて請求書を作成し、市町村等へ提出すること。ただし、当該市町村等が被災しており、庁舎の倒壊等により通常業務を行うことが困難である場合は、事業者が所在する県の国保連に提出するものとする。
- ⑤ 上記④による請求を行った事業所については、請求額を確認の上、請求金額を確定するものであること。

４ ４月分及び５月分の障害福祉サービス等提供分の介護給付費等の請求の取り扱いについて

４月分及び５月分の障害福祉サービス等提供分の介護給付費等の請求の取り扱いについては、別途連絡する。

５ 福祉医療機構による経営資金の貸付について

東日本大震災により被害を受けた社会福祉施設等については、一時的に報酬の支払いが中断した場合には、福祉医療機構による経営資金の貸付が受けられる場合がある。貸付条件等については、以下のホームページを参照されたい。

(http://hp.wam.go.jp/Portals/0/docs/recovery/pdf/20110401_fukushi2_jishin.pdf)

※問い合わせ先は次のとおり。

独立行政法人	福祉医療機構	福祉貸付部	福祉審査課
TEL	０１２０－３４３８－６２		
FAX	０３－３４３８－０５８３		

(別紙)

東日本大震災に関する概算による介護給付費等
及び障害児施設給付費の請求に関する届出書
(平成 23 年 3 月サービス提供分)

事業所番号	
東日本大震災に関する概算による介護給付費等及び障害児施設給付費の請求を行いたいので、次のように届け出ます。 平成 年 月 日 請求事業所等 所在地 及び 名称 : 開設者名・事業者氏名 : 印 〇〇国民健康保険団体連合会 殿	
次のうち、該当するものに○を付すこと。(複数可) ア サービス提供記録等が滅失又は棄損したため、3月1日から3月11日までのサービス提供について概算により請求を行う。 イ 災害救助法適用地域(東京都の区域を除く。)に所在する障害福祉サービス等の事業所であって3月12日以降にサービスを提供したが、請求事業所等の状況に鑑み通常の手続きによる請求を行うことが困難であるため、3月12日から3月31日までのサービス提供分について概算により請求を行う。	

(別添)

受給者証を障害福祉サービス等の事業所に提示せずにサービスを利用した者に係る電子情報による請求手順について

受給者証を障害福祉サービス等の事業所に提示せずにサービスを利用した者に係る電子情報による請求については、以下の要領に従い行うこと。

- 「市町村番号」には、当該受給者の市町村番号を記録する。
- 「受給者証番号」には、上記市町村が所在する国保連に連絡し、国保連から払い出された受給者証番号を記録する。
- 利用者負担猶予対象者に係る分については、請求明細書給付費明細欄の先頭行の摘要欄に「災1」と記録する。

事務連絡

平成23年4月19日

〇〇県高齢者保健福祉主管部（局）御中

（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県）

厚生労働省老健局総務課

高齢者支援課

振興課

老人保健課

応急仮設住宅地域における高齢者等のサポート拠点等の設置について

東日本大震災により被災した方等への必要な介護保険サービス等の確保については、多大なご配慮、ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、東日本大震災の被災地において応急仮設住宅の建設・入居が始まっているところですが、応急仮設住宅における要介護高齢者等の安心した日常生活を支えるためには、応急仮設住宅地域に、高齢者等に対する総合相談、デイサービスや生活支援サービスを提供するため、以下のような機能を有するサポート拠点等を設置することが有効と考えられます。

このような観点から、貴県における応急仮設住宅の建設計画の策定に当たっては、このようなサポート拠点等を積極的に整備されるよう、建設部局と連携し、必要な対応をお願いいたします。

国においても、このようなサポート拠点等の設置・運営に必要となる財政的支援を検討しているところです。

また、本件については、国土交通省住宅局とも情報共有していることを申し添えます。

なお、別紙のとおり、新潟県中越地震の際に応急仮設住宅地域に設置されたサポートセンター等の概要を添付しますので、参考としてください。

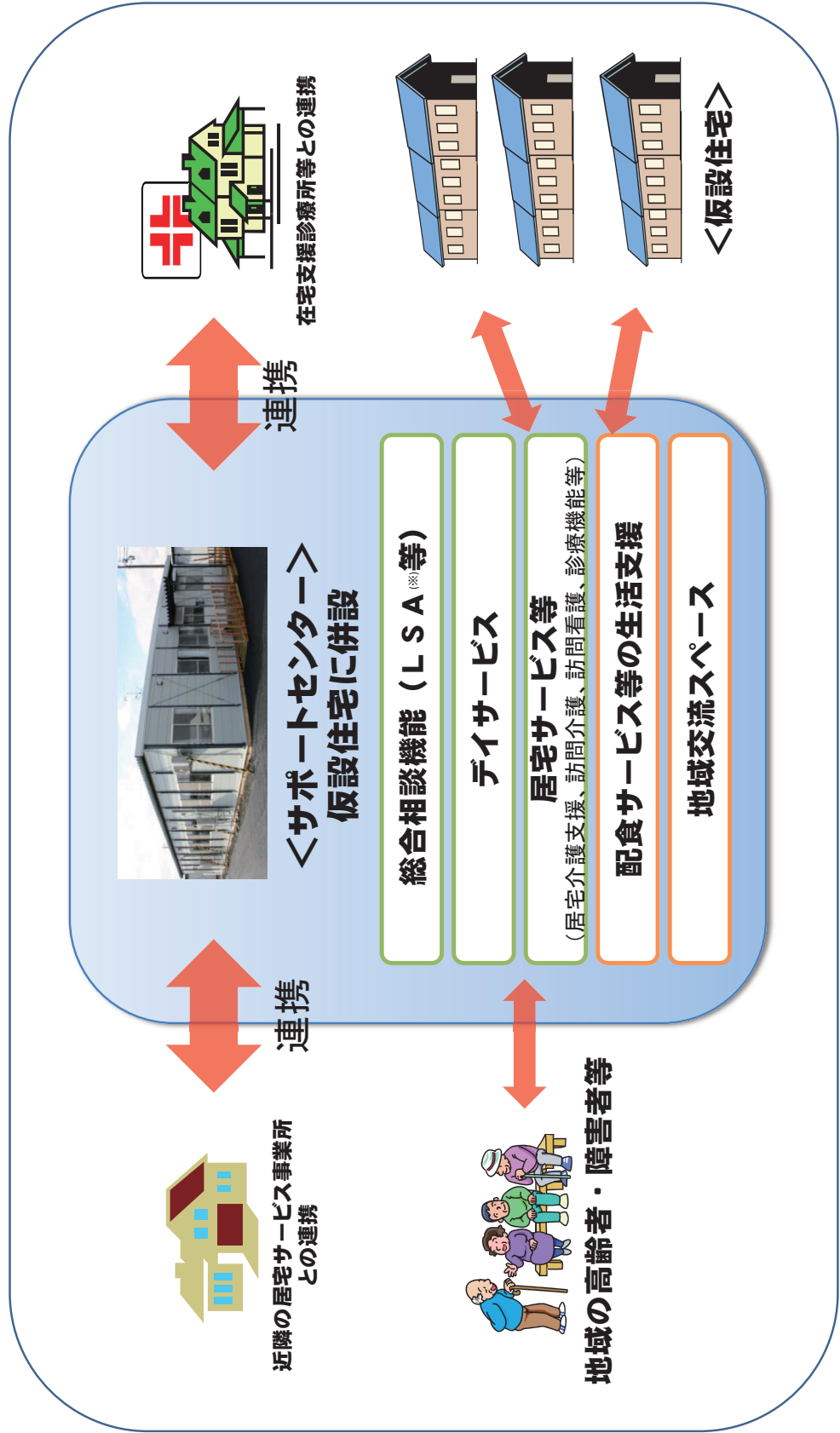
【高齢者等のサポート拠点に必要と考えられる機能（例）】

- ・総合相談機能（ライフサポートアドバイザー（L S A）の配置等）
- ・デイサービス
- ・居宅サービス等（居宅介護支援、訪問介護、訪問看護、診療機能等）
- ・配食サービス等の生活支援サービス・ボランティア等の活動拠点
- ・高齢者、障害者や子ども達が集う地域交流スペース

- 別紙1 仮設住宅に付設する介護等のサポート拠点について（イメージ）
- 別紙2 新潟県中越地震に係る応急仮設住宅地におけるデイサービスセンターについて
- 別紙3 グループホーム型仮設住宅（福祉仮設住宅）（例）

別紙 1

仮設住宅に付設する介護等のサポート拠点について(イメージ)



※ LSA：ライフサポートアドバイザー＝住民からの様々な相談を受け止め、軽微な生活援助のほか、専門相談や具体的なサービス、心のケア等につなぐなどの業務を行う者

新潟県中越地震に係る応急仮設住宅地におけるデイサービスセンターについて

1. 概要

長岡市の長岡駅近くの仮設住宅地において、被災した高齢者等の生活を支援するため介護保険サービスを始めとするサービスの拠点を整備

2. サービスセンターの内容

《名称》サポートセンター千歳

《内容》仮設住宅（459戸）の集会所として設置

《面積》300㎡

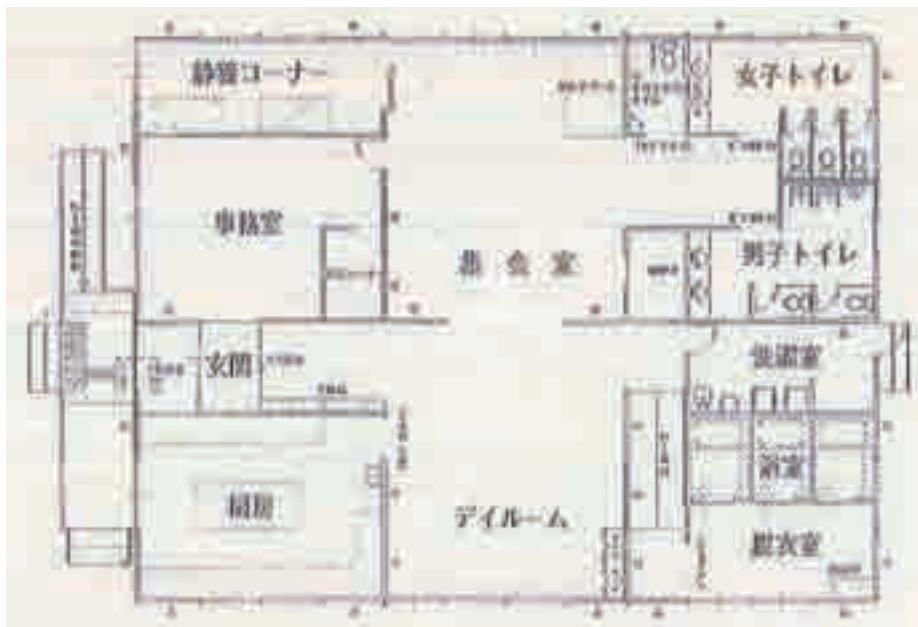
《機能》集会室、トイレ、デイルーム、洗濯室、浴室、厨房等

※浴室、厨房は災害救助法の応急仮設住宅の集会場の機能としては対象外

《運営》社会福祉法人長岡福祉会に委託

《サービスの内容》通所介護、訪問介護・看護、配食サービス、生活相談、地域交流

図：サポートセンター千歳平面図



別紙 3

グループホーム型仮設住宅（福祉仮設住宅）について

○ ニーズに応じた仮設住宅の整備

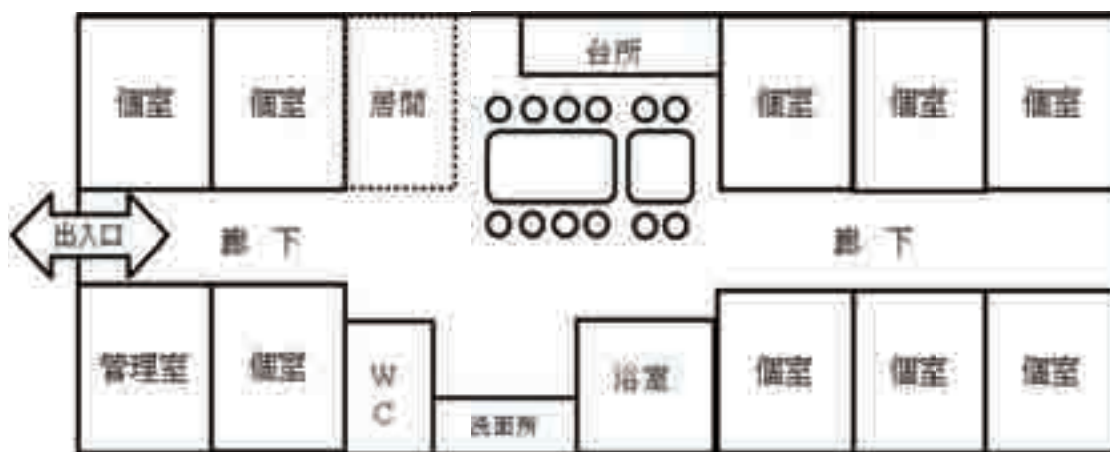
応急仮設住宅の整備にあたっては、仮設住宅群において高齢者や障害者に配慮した仕様など、ニーズに応じた応急仮設住宅（福祉仮設住宅）の整備に考慮。

○ 住宅の概要（設備のイメージ）

- ・ 1階建て
- ・ 1棟あたり、和室又は洋室（4.5畳～）で9室
- ・ 浴室、台所、共同生活スペース（居間、食堂など）、管理室

※ IH クッキングヒーターや暖房設備など防災に関する配慮が必要。

図：福祉仮設住宅のイメージ



＊ グループホーム型の福祉仮設住宅において、これまでのサービスを継続して提供できている場合は介護報酬を請求することが可能。

＊ 継続したサービスの提供にあたっては、これまでかかわってきた介護職員による介護サービスの提供に考慮。

事 務 連 絡
平成23年4月27日

各都道府県介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局振興課

応急仮設住宅地域における高齢者等のサポート拠点等の設置について

東日本大震災により被災した方等への必要な介護保険サービス等の確保について、多大なご配慮、ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

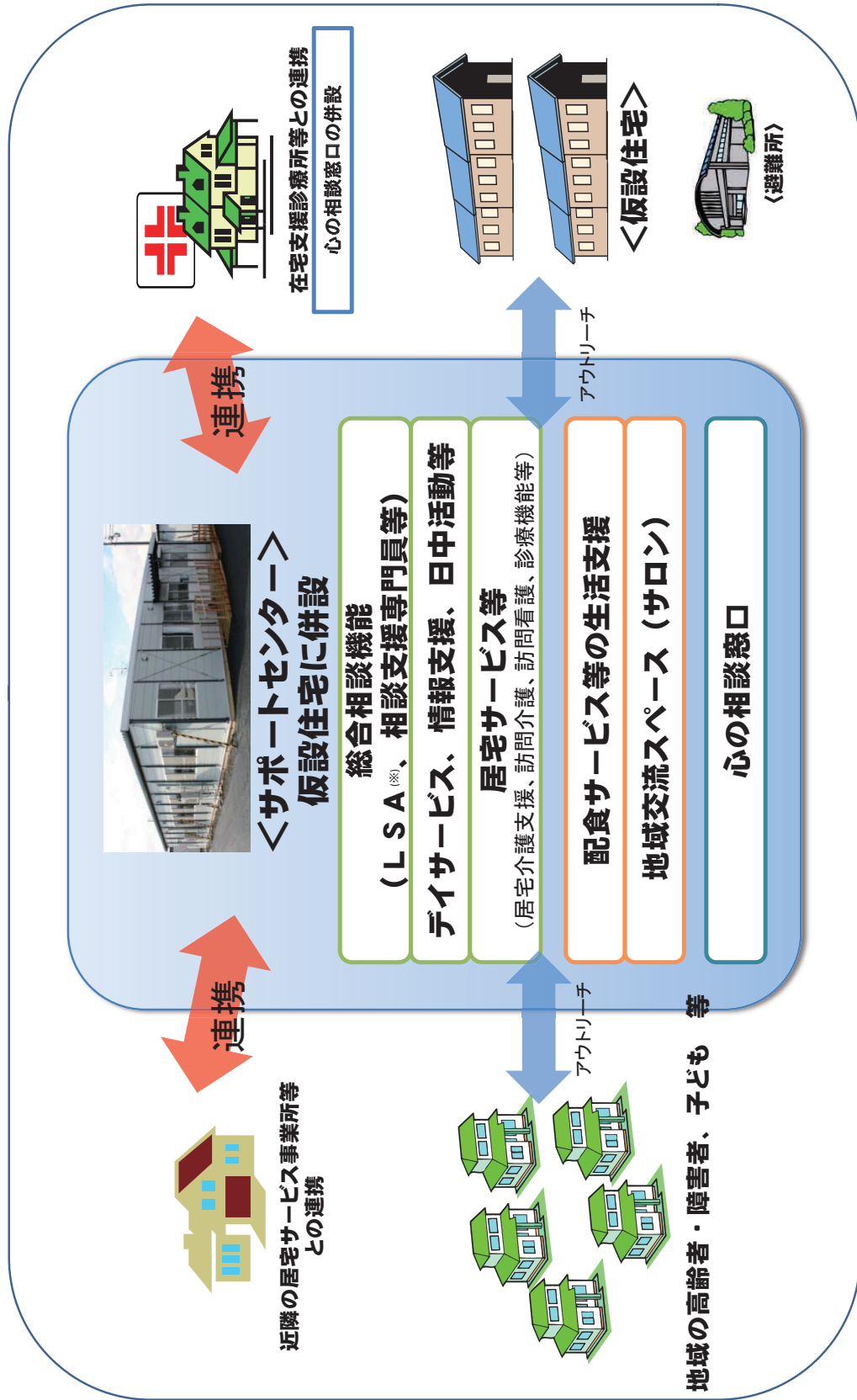
さて、東日本大震災の被災地において応急仮設住宅の建設・入居が始まっているところですが、応急仮設住宅における要介護高齢者等の安心した日常生活を支えるためには、応急仮設住宅地域に、高齢者等に対する総合相談、デイサービスや生活支援サービスを提供するため、以下のような機能を有するサポート拠点等を設置することが有効と考えられます。

これを踏まえ、国においては、当該サポート拠点等の設置・運営に必要となる財政的支援として、平成23年度第一次補正予算（案）において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業分）を積み増し、当該基金を活用した対応を検討しております。

つきましては、別紙の通り、当該サポート拠点の設置・運営イメージ等を送付いたしますので、当該基金の積み増し対象となる被災地各県（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県）におかれましては、サポート拠点の設置・運営にあたりご参照下さい。また、対象外の都道府県におかれましても、当該取組みについてご了知いただき、被災地に対する所要のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、関連して、被災地各県に対し、「応急仮設住宅地域における高齢者等のサポート拠点等の設置について」（平成23年4月19日付事務連絡）を発出しておりますので添付いたします。

仮設住宅等における介護等のサポート拠点について(イメージ)

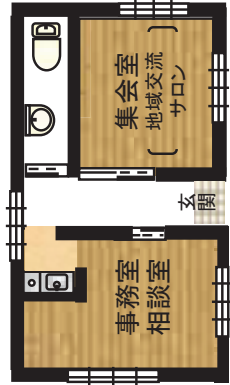


※ LSA：ライフサポートアドバイザー＝住民からの様々な相談を受け止め、軽微な生活援助のほか、専門相談や具体的なサービス、心のケア等につなぐなどの業務を行う者

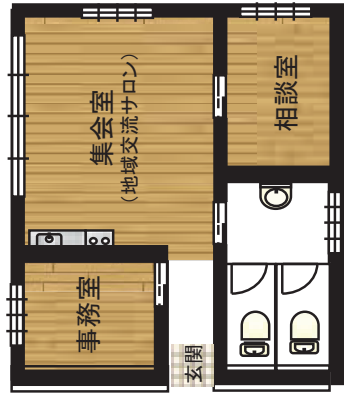
介護等のサポート拠点の参考例

○ 仮設住宅の規模等に応じて、サービス内容の選択・組み合わせが可能

[事例1] 小規模サポート拠点 (50㎡程度) [事例2] 中規模サポート拠点 (100㎡程度) [事例3] 総合的複合拠点 (300㎡程度)
事務室 (LSA等) + 総合相談 + 地域交流サロン 事務室 (LSA等) + 総合相談 + 地域交流サロン 事務室 (LSA等) + 総合相談 + 地域交流サロン + デイサービス



主な機能	・総合相談 ・居宅サービス(訪問介護、相談支援専門員等)の拠点 ・地域交流サロン
主な設備	事務室、相談室、集会室、トイレ、給湯室
主な職員	・相談職員 (LSA等) 1名 ・事務員 1名



主な機能	・総合相談 ・居宅サービス(訪問介護、相談支援専門員等)の拠点 ・地域交流サロン
主な設備	事務室、相談室、集会室、トイレ、調理機器 (簡易)
主な職員	・相談職員 (LSA等) 1名 ・介護職員 2名 ・事務員 1名



主な機能	・総合相談 ・居宅サービス(訪問介護、相談支援専門員等)の拠点 ・デイサービス(食事・入浴) ・地域交流サロン ・障害者の日中活動の場
主な設備	事務室、相談室、デイサービス集会室、トイレ(男女別)、浴室、厨房設備
主な職員	・介護・看護職員 3名(デイ) ・相談職員 (LSA、相談支援専門員等) 1名 ・調理員 2名・事務員 1名

地域支え合い体制づくり事業（被災者生活支援等）

平成23年度第一次補正予算（案） 7,020,870千円

東日本大震災による被災者の生活支援や復興支援を目的として、被災都道府県に対する介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業分）の積み増しを行う。

〔積み増しの対象となる県〕 東日本大震災による災害救助法の適用を受けた市町村を有する都道府県

（内訳）青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県

【事業内容（例）】

1 避難所や仮設住宅における専門職種による相談・生活支援等

（例）

- ・ 避難所等（仮設住宅、在宅を含む）の要介護高齢者、障害児者等に対する介護支援専門員、保健師、相談支援専門員等の専門職種の者によるニーズの把握等の必要な情報収集
- ・ 避難所等の障害児者に対する精神保健福祉士、職業指導員や、児童指導員、手話通訳者等の専門職種の者による生活支援や情報支援
- ・ 避難所等において特段の配慮を要する高齢者（認知症高齢者や重度の要介護者等）に対する専門医や介護福祉士等の専門職種の者による相談・援助
- ・ 心の健康を保持するための臨床心理士等による相談活動
- ・ 避難所等から緊急避難的に要援護者をショートステイ等に受け入れる事業
- ・ 被災者を緊急避難的に受け入れ、家賃等の利用者負担の軽減を行う認知症・障害者グループホーム、ケアホームに対する支援を行う事業
- ・ 学校等関係団体との連絡調整
- ・ その他介護支援専門員、保健師、相談支援専門員等の専門職種の者等による被災地における支援に資する事業

【主な対象経費】事業費（専門職種の者に係る人件費、旅費、備品購入費等）等

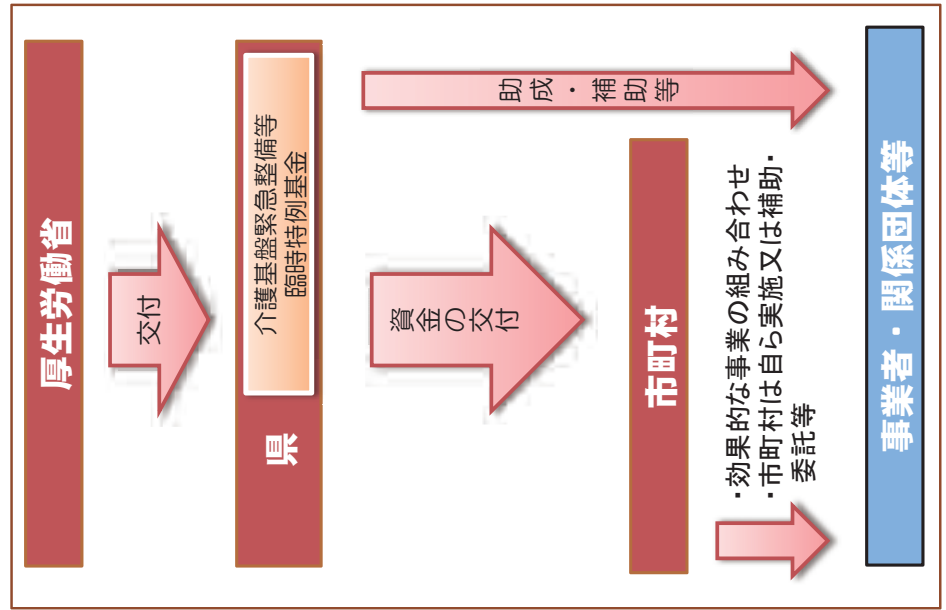
2 仮設住宅等の被災地における介護・福祉サービスの拠点づくり等

（例）

- ・ 仮設住宅等の被災地において、高齢者、障害者等をはじめとした被災者同士または被災者と支援者のコミュニケーションの構築を行う拠点を整備する事業
- ・ 仮設住宅の公共スペース等の活用により、要介護高齢者等に対する総合相談、デイサービス、訪問介護や訪問看護、生活支援、アウトリーチによる相談等を包括的に提供するサポート拠点を整備を推進する事業等

【主な対象経費】拠点整備に係る経費（改修費、初度設備購入費等）等

＜参考＞事業実施までの流れ



事務連絡

平成23年4月27日

青森県
岩手県
宮城県
福島県
茨城県
栃木県
千葉県
新潟県
長野県

障害保健福祉主管部（局）御中

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課

応急仮設住宅のグループホーム等に係る共同生活住居への活用について

東日本大震災により被災した障害者等への必要な障害福祉サービスの確保等については、多大なご配慮、ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、東日本大震災に係る応急仮設住宅については、「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の弾力運用について」（平成23年3月19日厚生労働省社会・援護局総務課長通知（別添1））及び「東日本大震災に係る応急仮設住宅について」（平成23年4月15日厚生労働省社会・援護局総務課長通知（別添2））により、被災地域において、漸次、設置されているところですが、当該応急仮設住宅を共同生活介護及び共同生活援助（以下「グループホーム等」という。）に係る共同生活住居として活用することは、避難所等で生活されている障害者の住まいの場の確保のための有効な方策のひとつであると考えています。

このような観点から、今般、応急仮設住宅（公営住宅等の一時使用や民間賃貸住宅の借上げによるものを含む。）をグループホーム等に係る共同生活住居として活用する場合の人員、設備及び運営に関する基準の取扱い等について下記のとおりお示しますので、管内市町村、指定障害福祉サービス事業者及び関係団体に周知いただくとともに、住宅関係部局との連携により、応急仮設住宅のグループホーム等に係る共同生活住居への活用について、積極的に取り組まれますようお願いいたします。

なお、本事務連絡の内容については、国土交通省住宅局とも情報共有していることを申し添えます。

記

1. グループホーム等に関するニーズの把握

応急仮設住宅をグループホーム等に係る共同生活住居として活用する際には、避難所等で生活されている障害者の実態や指定障害福祉サービス事業者及び関係団体等の要望等により、各地域におけるグループホーム等の利用ニーズを適切に把握し、住宅関係部局と情報を共有すること等により、必要となる応急仮設住宅の戸数の確保に努められたいこと。

2. 人員、設備及び運営に関する基準の弾力的な運用について

(1) 人員に関する基準等の弾力的運用について

既に指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている者が、従前（避難前）のサービスを継続して提供する場合のグループホーム等の事業を行う事業所に置くべき従業者の員数を算定する際に用いる利用者の数は、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）」（以下「基準省令」という。）第138条第2項及び第208条第2項の規定にかかわらず、前年度の利用者数の平均値と被災後の利用者数の直近1か月の平均値のいずれかの値を用いることとして差し支えないこと。

また、これと同様に、報酬算定上満たすべき従業員の員数又は加算等の算定要件を算定する際に用いる利用者の数は、前年度の利用者数の平均値と被災後の利用者数の直近1か月の平均値のいずれかの値を用いることとして差し支えないこと。

ただし、新規に指定障害福祉サービス事業者の指定を受ける場合は、従前の取扱いによること。

(2) 設備に関する基準の弾力運用について

グループホーム等に係る共同生活住居の立地や居室等の設備基準については、基準省令第140条（第210条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、利用者の支援に支障を来さない範囲内で弾力的に取り扱うこととして差し支えないこと。

(参考)

○ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）（抄）

（従業者の員数）

第百三十八条 指定共同生活介護の事業を行う者（以下「指定共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 世話人 指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上
- 二 及び三 （略）
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 （略）

（設備）

第百四十条 指定共同生活介護に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

- 2 指定共同生活介護事業所は、一以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は四人以上とする。
- 3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。
- 4 共同生活住居は、その入居定員を二人以上十人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を二人以上二十人（都道府県知事が特に必要があると認めるときは三十人）以下とすることができる。
- 5 共同生活住居は、一以上のユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）を有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 6 ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とする。
- 7 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。
 - 一 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
 - 二 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

(従業者の員数)

第二百八条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 世話人 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上
- 二 (略)
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 (略)

(準用)

第二百十条 第四百十条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

○ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号）（抄）

第二 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表(平成 18 年厚生労働省告示第 523 号。以下「報酬告示」という。)に関する事項

1 通則

(1) ～ (4) (略)

(5) 加算の算定要件等を満たすべき数を算定する際の利用者数について

- ① 報酬算定上満たすべき従業者の員数又は加算等若しくは減算の算定要件を算定する際の利用者数は、当該年度の前年度（毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の平均を用いる（ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による）。この場合、利用者数の平均は、前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所日数で除して得た数とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点第 2 位以下を切り上げるものとする。

また、(略)

- ② (略)

社授発0430第1号

平成23年4月30日

岩手県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長



東日本大震災に係る応急仮設住宅としての
民間賃貸住宅の借上げの取扱について

今次災害の復旧に当たり、各県の奮闘、御尽力に敬意を表します。

応急仮設住宅の供与に当たって民間賃貸住宅の借上げによることも差し支えない旨、累次にわたり周知してきたところであります。

被災三県においては、現に救助を要する被災者が自ら民間賃貸住宅に入居している事例も少なくなく、また、応急仮設住宅の用地確保等の課題があって避難所生活が長期化しているところであります。この状況下、民間賃貸住宅借上げの活用が求められており、今般、民間賃貸住宅の取扱について下記のとおりといたします。

貴職におかれて、この内容を御了知いただくとともに、管下市町村に周知し、速やかに被災者の住環境の向上を図られたく、特段の御配慮御尽力をお願いします。

記

1. 災害救助法による応急救助は、県が、現に救助を要する被災者に対して行うものである。この考え方に沿って、現に救助を要する被災者に、県が民間賃貸住宅を借り上げて提供した場合に、災害救助法の適用となって同法の国庫負担が行われる。

2. 県の委任を受けた市町村が借り上げて提供した場合も、県借上げの場合と同様とする。
3. 発災以降に被災者名義で契約したものであっても、その契約時以降、県（その委任を受けた市町村）名義の契約に置き換えた場合、1.と同様とする。
（注）契約置換えに当たっては、敷金、礼金、仲介手数料等の入居費用の二重払いや被災者の負担が生じぬよう、留意されたい。
4. 民間賃貸住宅借上げの場合の国庫負担対象経費は、敷金、礼金、仲介手数料等の入居に当たっての費用、並びに、月ごとの家賃、共益費及び管理費である。共益費及び管理費の実費は、月ごとの家賃に加算できる。
5. 月ごとの家賃については、地域の実情（実勢賃貸料）、被災者の家族構成等により区々であると想定されるものの、災害救助費という公費負担の性格にも鑑み、岩手・宮城内陸地震の際には一戸当たり月額6万円としたことを参考とされたい。なお、さらに特別な事情がある場合は、協議されたい。
6. 応急仮設住宅供与としての民間賃貸住宅借上げ予定期間は、2年間とする。
（注）上記取扱は、県外への避難者についても同様とする。

平成23年7月14日
厚生労働省老健局振興課

被災地における介護等のサポート拠点に係る取組（１） ～ 里の杜サポートセンター（宮城県岩沼市） ～

厚生労働省では、東日本大震災の被災地の仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談、居宅サービス、生活支援サービス、地域交流などの総合的な機能を有する「サポート拠点」の設置・運営を推進しています。

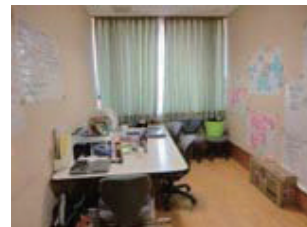
被災地各県でサポート拠点の開設準備が進められており、今後、支援が開始されたサポート拠点について、順次、発信いたします。

今回は、宮城県内第１号のサポート拠点として平成23年7月1日に開設された、岩沼市の「里の杜サポートセンター」をご紹介します。

・・・・・・・・・・・・・・・・ サポート拠点の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・

（１）基本情報

- 名 称 : 里の杜サポートセンター
 開設場所 : 岩沼市総合福祉センター内（岩沼市里の杜三丁目４番１５号）
 開 設 日 : 平成23年7月1日
 機 能 : 総合相談、地域交流、世代間交流
 施設概要 : 事務室 15.33㎡
 ※ その他、総合福祉センター内の相談室（19.25㎡）、会議室（132㎡）、和室（51.83㎡）を活用予定。
 人員体制 : 生活支援員2名（看護師・助産師、青少年支援）が常駐（今後拡充予定）
 ※ 生活支援員は、青年海外協力隊のOB、OGで構成する青年海外協力協会（JOC A）から派遣



写真（上）相談窓口正面
（下）事務室内

（２）主な特色

- 岩沼市では、孤独死を防ぐための心のケアなど、高齢者や障害者等の安心した日常生活を包括的に支援する必要があるとの観点から、「里の杜サポートセンター」を開設。
- 仮設住宅に隣接する既存の総合福祉センターを活用し設置。
仮設住宅地に集会室も設置されているが、集会室への出入りが仮設住宅の各

戸から見えることから、他人の目を気にせずに相談できる環境づくりのため、総合福祉センター内に設置している。

- サポートセンターの機能としては総合相談と地域交流であるが、同一建物内には、

- ・ デイサービス（既存）
- ・ 地域包括支援センター（震災により臨時移転）
- ・ 災害ボランティアセンター（震災により設置）
- ・ 岩沼市健康福祉部介護福祉課（既存）
- ・ 岩沼市社会福祉協議会（既存）

等があり、既存の機能も活用し、実質的に総合的なサポート体制を築いている。

- サポートセンターの生活支援員と岩沼市の民生主管各課（社会福祉課、健康増進課、介護福祉課、子ども福祉課）が意見を出し合い、サポートセンターに期待する役割について、共通理解を図っている。

現在のところ、サポートセンターには、仮設住宅の住民の気軽な相談窓口として、

- ・ 孤立を防止するための活動
- ・ 相談の内容に応じ、適切な機関・窓口への“つなぎ”
- ・ ボランティアや住民活動の調整（仮設住宅地内の集会室の利用など）
- ・ 高齢者や子どもの居場所づくり

等の役割が期待されている。

- 開設から間もないこともあり、まずは、仮設住宅の住民に「サポートセンターの機能」や「生活支援員の顔」を覚えてもらい、馴染みの関係を築くことから取り組んでいる。

（３）周辺の仮設住宅の状況

- 岩沼市里の杜地区（岩沼市の仮設住宅は里の杜地区に全て集約）

戸 数 384戸

入居者数 約1,000人（うち65歳以上高齢者数 約3割程度）

うち岩沼市の訪問調査により支援が必要と判断された者 95人
（内訳）未成年者7人、成人27人、高齢者61人

岩沼市里の杜サポートセンターは、総合相談と地域交流に機能を特化したサポート拠点として、岩沼市総合福祉センター内に開設されました。

このように、既存の施設・機能を活用することにより、デイサービス等の多くの機能を新たに設置する大規模な総合的サポート拠点と比較して、短期間、低コストで設置・運営することが可能であり、今後、多くの被災者の生活をサポートしていく上で、参考となる取組であると考えています。



岩沼市総合福祉センター（里の杜サポートセンターが設置された施設）全景



平面図

[illegible]

周边地图

平成23年8月25日
厚生労働省老健局振興課

被災地における介護等のサポート拠点に係る取組（2） ～ 平田地区サポートセンター（岩手県釜石市） ～

厚生労働省では、東日本大震災の被災地の仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談、居宅サービス、生活支援サービス、地域交流などの総合的な機能を有する「サポート拠点」の設置・運営を推進しており、実際の取組事例を順次ご紹介しています。

今回（第2回）は、岩手県釜石市において開設された平田地区サポートセンターをご紹介します。

・・・・・・・・・・・・・・・・ サポート拠点の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・

（1）基本情報

- 名 称 : 平田地区サポートセンター
 開設場所 : 釜石市平田総合公園仮設住宅内（釜石市大字平田第5地割）
 開 設 日 : 平成23年8月10日
 （総合相談支援以外は8月末以降から開始予定）
 機 能 : 総合相談支援、デイサービス、訪問介護、訪問看護、診療機能、
 生活支援サービス、地域交流
 施設概要 :
 延床面積 317㎡
 （構成）
 集会室（133.17㎡）事務室（9.82㎡）、生活相談コーナー（5.39㎡）、診療室（24.67㎡）、厨房（18.75㎡）、
 多目的ルーム（19.77㎡）、浴室（一般、介助用）、便所
 （男女別、多目的及び子供用）、会議室
 人員体制 : 生活支援員（介護福祉士、看護師）
 日中2名、夜間1名（今後拡充予定）
 ※ 地元の介護福祉士等を採用予定



写真（上）サポートセンター外観、（下）集会室

（2）主な特色

（サポートセンターについて）

- 釜石市では、仮設住宅入居者の孤立や要介護度の悪化を防止するとともに、高齢者が気軽に訪れることのできる「居場所づくり」を目指し、「平田地区サポートセンター」を開設。
- 仮設住宅地の中心部に、総合相談、デイサービス、地域交流、診療機能等の機能を有する、総合的なサービス拠点として整備。
- 平田地区サポートセンターでは、ケアコールシステムを活用して24時間体制での見守りを支援。
- サポートセンターの運営主体は、民間事業者（株式会社ジャパンケアサービス東日本）。
- 総合相談支援においては、介護保険の申請方法、健康相談、高齢者等の見守

りに関する相談、仮設住宅の環境に関する相談等幅広く相談に応じている。

- 釜石市において従来より、保健師等の職員を配置して保健・医療・福祉・生涯学習等に関するサービスを行う生活応援センターを設置しており、サポートセンターとの連携を図ることとしている。

（仮設住宅について）

- この地区の仮設住宅は、東京大学高齢社会総合研究機構と岩手県立大学の提案を受け、高齢者の孤立防止や地域との交流に配慮した「コミュニティケア型」の仮設住宅を建設した。
- 「コミュニティケア型」の仮設住宅では、
 - ・ 居室を玄関向かい合わせに配置
 - ・ テーブルやいすを並べて交流の場として使えるウッドデッキを配置
 するなどの特徴があり、入居者同士が顔を合わせる機会が増えるよう工夫されている。
- この地区の仮設住宅地には、サポートセンターのほか、



（上）ウッドデッキイメージ

- ・ 仮設店舗（スーパー、小売店舗）
- ・ バス停、バス待合所
- ・ 子育てゾーン

などが配置される予定となっており、仮設住宅入居者の生活に資する機能を一体的に整備している。

（３）周辺の仮設住宅の状況

- 釜石市平田総合公園仮設住宅
 - 戸数 278戸
 - 入居者数 580人（予定）

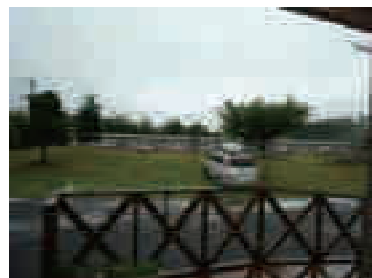
※ケアが必要な高齢者等について、他の仮設住宅からの転入も想定されている。

平田地区サポートセンターは、総合相談、介護サービス、診療機能、生活支援等の機能を有する総合的拠点として、平田総合公園仮設住宅地内に開設されました。

同地区では、東京大学社会総合研究機構及び岩手県立大学と連携し、仮設住宅地の設計段階から、サポートセンター等を一体的に整備することで、地域包括ケアの実現を目指した仮設住宅地が形成されています。

このように、仮設住宅地を１つの“まち”と捉え、一体的な整備を行うことで、仮設住宅入居者の方々への快適で安心した日常生活の提供に資するとともに、復興後のまちづくりを見据えた取組として、参考となる取組であると考えています。

平田地区仮設住宅地平面図



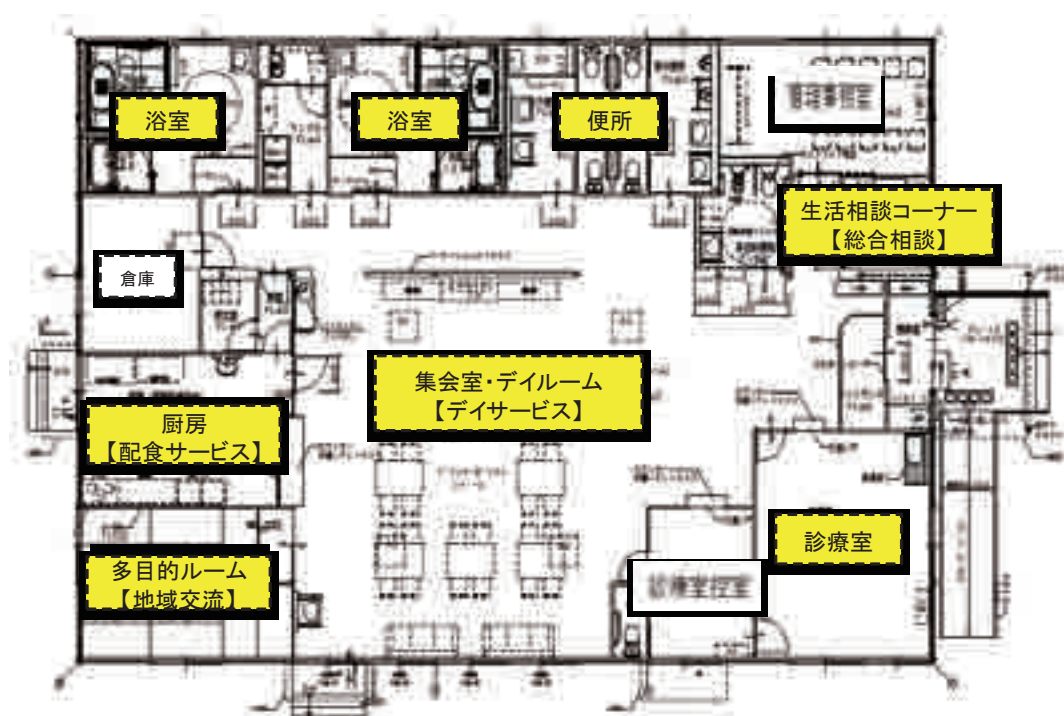
- (左) 仮設住宅地全景
 (右上) 一般ゾーンの仮設住宅
 (右下) 子育てゾーン (公園一帯の広場)



(左) ケアゾーンの仮設住宅（正面）



(右) ケアゾーンの仮設住宅



サポートセンター間取図

(写真・資料提供：東京大学高齢社会総合研究機構)

「福祉避難所」って何？

「福祉避難所」とは、大きな災害で被災した人のうち、特に支援の必要度が高い人（いわゆる「要援護者」）を対象に設置される避難所のことです。

対象としては、一般的な避難所では生活に支障を来す可能性が高い人（障がいのある人、高齢の人、妊娠している人、乳幼児、病弱な人など）が想定されていますが、常時支援を必要とする人には向いておらず、身の回りのことは概ねご自分で対応できる人に向いています。（常時支援を必要とする人は、避難先の入所施設やケアホームでの受入れが想定されています）また、状況によってはそのご家族まで含めて差し支えないことになっています。（さらに、災害救助法の適用地域であることが大前提です。今回の適用地域は、下記URLを参照してください）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014j2y-img/2r98520000015bbv.pdf>

施設的には、福祉施設や防災拠点型地域交流スペースを有する施設、特別支援学校、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者が避難できるような機能等を有する施設が想定されていますが、多くの人を受け入れる際には施設が不足するため、宿泊施設又はホテル、旅館やアパート等を利用しても差し支えないこととなっています。（根拠通知は下記URLを参照してください）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014tr1-img/2r98520000015aui.pdf>

福祉避難所の設置や運営については、概ね次のとおりです。（災害の規模などによって異なりますので、目安としてください）

（福祉避難所の設置）

福祉避難所の設置（指定）は、原則として災害のない平時に都道府県が指定します。（市町村に事務委任されているケースもあります）

ただし、大きな災害が起きた場合には、事後に設置（指定）されることもあります。今回の大震災の場合は、ほとんどが事後に設置（指定）されるものと思われます。したがって、公的機関を通さずに民間ベースで避難先を確保し、その後に行政と調整して福祉避難所の指定を受けられる可能性があります。

県境をまたいでの設置も可能ですが、その場合であっても、基本的には避難元の都道府県（市町村）が設置（指定）します。県境をまたいでの設置についての根拠通知は下記URLの項目「3」を参照してください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014tr1-img/2r98520000015iqc.pdf>

（設置期間）

原則は7日間ですが、災害の規模等に応じて延長されることがあります。（今回の大震災の場合は、最大2ヶ月まで延長可能です。根拠通知は下記URLの項目「1－（2）」を参照してください）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014tr1-img/2r98520000015iqc.pdf>

なお、避難期間が長期化した場合などには、避難所の統廃合を行う場合があります。

（人員配置）

避難者10名に対して1名の支援者（生活の相談等に応じる職員）の配置について運営費が支弁されるほか、市町村や都道府県を通じて支援職員の応援を要請することができます。支援者人件費は10万円強と思われます。支援者の応援に関する根拠通知は下記URLを参照してください。（通知上の対象は福祉施設となっていますが、福祉避難所もOKです）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014tr1-img/2r98520000015gd8.pdf>

また、元々が福祉施設だった場合には、その施設に配置されている職員とは別に福祉避難所の支援者配置を行うことも可能です。

（設備）

できる限りバリアフリー化された施設が推奨されます。また、障がい者に配慮したトイレなどの設置や、生活に必要な消耗品などについても運営費の支弁対象となります。

（食費や家賃など）

障がいのある人、高齢の人などの状況に配慮した食事について運営費の支弁対象となるほか、借り上げ方式で福祉避難所を開設した場合には、家賃も含めた費用が運営費の支弁対象となります。（家賃も含めた費用の場合、前例では1日当たり5,000円となっています）根拠通知は下記URLの項目「2-（1）」を参照してください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014tr1-img/2r98520000015jqc.pdf>

（福祉サービス）

福祉避難所は「在宅」扱いとなります。したがって、福祉サービスについては障害者自立支援法や介護保険法の適用を受けることとなります。

この場合、住民票を移していない時は避難元の自治体、住民票を移した場合は避難先の自治体が支給決定等を行います。

（運営費の支払い）

基本的には、避難所の撤収後に事後精算します。支払いは避難元の都道府県（市町村）が原則ですが、県境をまたいで設置だった場合には、とりあえず避難先の都道府県（市町村）が支払って、その分を避難元の都道府県へ求償することも可能です。

【以上の情報は、平成20年度災害救助担当者全国会議（平成20年6月2日開催）の資料から必要部分を抜粋しました。URLは次のとおりです】

<http://www.wam.go.jp/wamappl/bb16GS70.nsf/0/CCF991865DB91F2A4925745E001FEE05?OpenDocument>

注意したい点としては、特に民間ルートで避難先を確保した場合、そこを福祉避難所へ指定してもらわないと、かかった費用が支弁されなくなってしまう（受入れ先が全額持ち出しになってしまう）、ということです。せっかく避難してきた方を受け入れたのに、それが原因で莫大な借金を背負ってしまったりは元も子もありませんし、最悪の場合避難した人へ費用請求されてしまう可能性もあります。

また、県境をまたいで避難する場合には、所管の都道府県も異なるため、少々面倒ですが必ず関係する全ての自治体と連絡を取りあえる体制にしておくことが大切です。（避難元の市町村と都道府県、避難先の市町村と都道府県）こうすることで、避難先までの移動についても配慮してもらえる可能性があります。（避難者移送バスのチャーターなど）

常時支援を必要とする人は、避難先の入所施設やケアホームでの受入れが想定されますが、この場合は既に「施設入所」や「ケアホーム」の支給決定を受けていますので、避難先で引き続き利用することとなります。（異なる施設種別でも、定員を超過していてもOKです）ただし、施設入所とケアホームの相互乗り入れはできません。（施設入所の支給決定を受けていた人がケアホームへ避難した場合、施設入所の支給決定は使えません）

以 上

テーマ	福祉避難所運営の財政支援は？
概 要	避難してくる障がいのある人や高齢の人などを受け入れる「福祉避難所」を開設する場合のガイドです
対象は？	「福祉避難所」を開設して障がいのある人や高齢の人などを受け入れる事業所（法人）
窓口は？	被災地の都道府県（市町村へ事務委任されている可能性あり）と避難所が所在する市町村と都道府県
内容は？	避難してくる障がいのある人や高齢の人などを受け入れる「福祉避難所」を開設した場合、次のような財政的支援が受けられます 【財政支援の概要】 避難者 10 名に 1 名の支援人件費（10 万円程度） バリアフリー簡易トイレの設置費用 消耗品費 食費や民間住宅等の借上時の家賃（家賃が発生する場合は 1 人 1 日 5,000 円程度）
根拠通知	別添のとおり（通知番号【1】番、【11】番）
通知のURL	【1】番 http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014tr1-img/2r98520000015au8.pdf 【11】番 http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014tr1-img/2r98520000015jqc.pdf
その他	福祉避難所の指定は被災地の都道府県です。被災地の都道府県と避難所が所在する市町村、都道府県とは常に連絡を取り合しましょう また、支援者が不足した場合は、支援職員の応援を要請することができます。（「被災地で支援を継続したい」の「支援職員応援要請」を参照してください）

福祉避難所は、被災都道府県以外でも設置可能です！

今回の大震災は、被災エリアが非常に広いため、被災都道府県以外であっても「福祉避難所」の開設が可能となっています。（根拠通知は【11】の「3」部分となります）

ですから、たとえば愛知県や大阪府で民間アパート等を借り上げて「福祉避難所」とすることも可能となります。ただし、「福祉避難所」の指定には被災した都道府県と避難先を所管する都道府県の調整が不可欠ですので、必ず被災地の市町村と都道府県、さらに避難先の市町村と都道府県へ避難を受け入れたことを報告するようしてください。

* この情報は、「東日本・支援者支援事業所向け制度活用ガイド」から了解を得て引用させて頂きました。
 詳しくは、次のホームページを参照して下さい。

<http://www.karuizawa.ne.jp/~tanto/saigai/index.html>

厚生労働省平成 23 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題「既存の戸建て住宅を活用した
小規模グループホーム・ケアホームの防火安全対策の検討について」 2
3.11 東日本大震災における被災した
グループホームに関する調査

- 発行日 平成 24 年 3 月 31 日
- 発行者 日本グループホーム学会調査研究会
代表理事 山田 優
- 事務局 日本グループホーム学会調査研究会
神奈川県横浜市中区本牧町 1-120
FAX 045-228-7728
E-mail info@gh-gakkai.com
<http://www.gh-gakkai.com/index.html>

